

令和5年第3回定例会

上士幌町議会会議録

令和5年 6月6日 開会

令和5年 6月22日 閉会

上士幌町議会

令和5年第3回上士幌町議会定例会会議録目次

第1号（令和5年6月6日）

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
一般質問	15
山本和子議員	15
馬場敏美議員	33
中村哲郎議員	47
江波戸明議員	60
報告第1号の上程、説明、質疑	80
報告第2号の上程、説明、質疑	80
報告第3号の上程、説明、質疑	82
同意第4号から同意第16号の上程、説明、採決	83
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第28号及び議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第31号から議案第33号の上程、説明	93
会議時間の延長	95

議案第31号から議案第33号の質疑、討論、採決	95
散会の宣告	101
署名議員	102

第2号（令和5年6月22日）

出欠席議員	103
職務のため出席した者の職氏名	103
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	103
議事日程	104
開議の宣告	105
議会運営委員会の報告	105
会議案第3号の上程、説明、採決	105
意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
報告第4号の上程、説明、質疑	108
報告第5号の上程、説明、質疑	115
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
監報告第3号の上程、報告	123
閉会中の継続調査の申出について	124
閉会の宣告	125
署名議員	126

6 月 6 日

令和 5 年 第 3 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 6 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 5 年 6 月 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分					議 長	小 椋 茂 明		
	散 会	令 和 5 年 6 月 6 日 午 後 5 時 0 7 分					議 長	小 椋 茂 明		
応 (不 応) 招 議 員 並 び に 出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 1 名 欠 席 0 名 欠 員 一 名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △ 公 務 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	
	1	早 坂 清 光	○	7	渡 部 信 一	○				
	2	松 岡 聡 美	○	8	馬 場 敏 美	○				
	3	斉 藤 明 宏	○	9	西 原 正 行	○				
	4	中 村 哲 郎	○	1 0	江 波 戸 明	○				
	5	田 邊 静 香	○	1 1	小 椋 茂 明	○				
	6	山 本 和 子	○							
会 議 録 署 名 議 員	4 番 中 村 哲 郎 議 員				5 番 田 邊 静 香 議 員					
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			商 工 観 光 課 長	名 波 透				
	副 町 長	杉 原 祐 二			建 設 課 長	渡 部 洋				
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修				
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗				
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行				
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			農 業 委 員 会 会 長	高 木 裕 巳				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一				
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎			消 防 課 長	西 垣 隆 泰				
農 林 課 長	林 峰 之			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実					

令和5年第3回上士幌町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年6月6日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 意見書案第 1号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 日程第 5 意見書案第 2号 2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 6 意見書案第 3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
- 日程第 7 意見書案第 4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 報告第 1号 令和4年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第 3号 専決処分の報告について
- 日程第12 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第11号 農業委員会委員の任命について

- 日程第20 同意 第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意 第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意 第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意 第15号 農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意 第16号 農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議案 第26号 上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案 第27号 上士幌町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案 第28号 上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案 第29号 上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案 第30号 上士幌町個別排水処理事業受益者分担金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第30 議案 第31号 令和5年度上士幌町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案 第32号 令和5年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案 第33号 令和5年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎開会の宣告

○議長（小椋茂明議長） ただいまより、令和5年第3回上土幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（小椋茂明議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議会運営委員会の報告

○議長（小椋茂明議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員会委員長、3番、斉藤明宏議員。

○議会運営委員長（斉藤明宏議員） 議会運営委員会よりご報告を申し上げます。

議会運営委員会は、6月1日午前9時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第12、同意第4号から日程第24、同意第16号までの13件は関連がありますので、一括上程し、質疑、討論を省略し、議案ごとに採決を行うことといたします。

なお、人事案件でありますので、議案の上程前に本会議を休憩し、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、ご承知おきを願います。

2点目は、日程第27、議案第28号から日程第28、議案第29号は関連がありますので、2件を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

3点目は、日程第30、議案第31号から日程第32、議案第33号までの令和5年度上土幌町一般会計補正予算並びに2特別会計補正予算は関連がありますので、3会計を一括上程とし、一般会計は款ごとに、2特別会計は会計ごとに一括して質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小椋茂明議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、中村哲郎議員、5番、田邊静香議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（小椋茂明議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月22日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知おき願います。

◎諸般の報告

○議長（小椋茂明議長） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に、令和5年3月1日から令和5年5月31日までの議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等は朗読を省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の1第1項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長） 日程第4、意見書案第1号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である8番、馬場敏美議員から提案理由の説明を求めます。

8番、馬場敏美議員。

○8番（馬場敏美議員） ただいま上程されました意見書案第1号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

この意見書案については、さきに開催されました議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

我が国では、多くの労働者が最低賃金周辺の賃金で働いており、特に近年のコロナ禍、物価高の中で最低賃金の低さや地域間格差は、貧困や経済的格差、地方から都市部への働き手の流出などを招く大きな要因になっています。この解消のためにも最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要不可欠であります。

以下、意見書案を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2022において「できる限り早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和5年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記。

1 「地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自立的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,054円）を下回らない水準に改善すること。

3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上をもって、意見書案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただきたく、関係者各位に送付いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって、意見書案第1号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより意見書案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長） 日程第5、意見書案第2号2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である3番、斉藤明宏議員から提案理由の説明を求めます。

3番、斉藤明宏議員。

○3番（斉藤明宏議員） ただいま上程されました意見書案第2号2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

この意見書案については、さきに開催されました議会運営委員会におきまして議会運営委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

昨年6月の町議会定例会におきましても、国の2023年度予算編成に向けて同趣旨の意

見書を提案し、ご可決いただいたところであります。

さて、2023年度地方一般財源総額は、政府の骨太方針2021では、2024年まで2021年度の地方財政計画の水準を確保することが明記されました。

しかし、国の基本的財政収支黒字化に向けた動向は不透明であり、今後も社会保障費を中心に地方の支出の増加や地方の財政需要のさらなる多様化、増加も予測されます。

このことから、新たな政策課題や住民ニーズに対応し得る一般財源総額の確保と社会保障関連予算などの充実を求めるため本意見書を提出しようとするものです。

以下、意見書案を読み上げて提案といたします。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記。

1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

3 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とく

に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

5 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

6 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。

7 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

8 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

11 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上をもって、意見書案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係各位に送付いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって、意見書案第2号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより意見書案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長） 日程第6、意見書案第3号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びの場を保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である1番、早坂清光議員から提案理由の説明を求めます。

1番、早坂清光議員。

○1番（早坂清光議員） ただいま上程されました意見書案第3号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

この意見書案は、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

なお、これまでも同趣旨の意見書案を提案し、ご可決いただき、意見書を提出しているところであります。

本町には道立上士幌高等学校があり、全日制普通科1学年2間口80名の定員となっております。この間、町では上士幌高等学校振興会を通じた通学費をはじめとする手厚い支援により入学者の確保と2間口の維持に努めているところでありますが、十勝管内における中学生徒数は減少の傾向にあり、今後は、より予断を許さない状況が続くものと想定されます。

このような状況を踏まえ、北海道並びに北海道教育委員会に対し意見書を提出したいと考え、以下、意見書を読み上げて提案といたします。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。

道教委は、平成30年（2018年）3月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」にもとづき、毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う

「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。これにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が増加しています。

令和5年（2023年）3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針改定版」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、「今後も重要な観点の一つ」であるとして、基本的な考え方を踏襲していることから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代などの補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取り組みにより新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されない状況にあり、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

1 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないよう、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。

4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたか

な高校教育を実現するため検討をすすめること。

5 ICT機器、教材費等の保護者負担の軽減、解消をはかること。

以上でございます。

議員各位のご賛同を賜り、ご可決賜り、提出くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって、意見書案第3号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより意見書案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長） 日程第7、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である1番、早坂清光議員から提案理由の説明を求めます。

1番、早坂清光議員。

○1番（早坂清光議員） ただいま上程されました意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

この意見書案は、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

昨年も同趣旨の意見書を提案し、ご可決いただき、国の関係各機関に意見書を提出し

ているものであります。

本町におきましては、国が示した小学校全学年の35人学級の方針は、ふるさと納税を財源とし、小学校教育充実事業として国に先行し、町単独で30人学級を進めてきており、教育内容の充実に向けた取組が図られてきているところです。また、保護者への様々な財政的支援等にも努められているところであります。

しかし、本来は国の教育予算の確保・拡充により実現されるべきものであり、以下、意見書案を読み上げて提案といたします。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が平成18年（2006年）に1／2から1／3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

令和4年（2022年）12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.28%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.02%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、

当面負担率1／2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について要請します。

1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保証を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1／2に復元されるよう要請します。

2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上でございます。

議員各位のご賛同を賜り、関係機関に意見書を提出していただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって、意見書案第4号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより意見書案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時36分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時37分)

◎一般質問

○議長（小椋茂明議長） 日程第8、一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から、お手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については、既にご承知のことと思いますので、省略いたします。

◇ 山本和子議員

○議長（小椋茂明議長） それでは、順次発言を許します。

6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 私は、大きく2点質問いたします。

1点目、安全で安心な学校給食の提供をということで質問いたします。

昨年9月にも学校給食について質問していますが、その後、国においても近隣自治体でも無償化するなど、日々状況が進んでいますので、再度質問いたします。2点質問します。

1点目は、無償化について。

学校給食は教育の一環であり、憲法第26条「義務教育はこれを無償とする」に基づき無償にするべきです。さらに、今、私たちの食生活が大きく変わっている中で、学校給食は、食事の提供だけではなく、今まで以上に大きな役割を担っています。みんなで食べる共食、給食当番等いろいろな活動・分担などを通して子どもたちが成長する場にもなっています。

上士幌町は、基本的には賄材料費分は保護者負担にしていますが、消費税分、物価高騰分などは負担軽減として一部を町が負担しています。国においては、全額公費負担しても法的には問題ないとしていますし、無償化に向けて動いています。ただ、今のところ具体的な中身が見えない状態です。このような中、国の施策を待たずに実施するべきと考えます。

北海道全体では、2022年度において、臨時も含めて41自治体、2023年度からは士幌町も無償化に踏み出しています。

2点目の質問です。安全な食材の提供について。

以前からの確認ではありますが、できるだけ地元産、国産の食材の提供をするべきです。以前、パンの原材料について質問したことがあるんですが、小麦については、外国産50%、国産50%だったのが、給食センターの尽力で国産100%に切り替えているときもありました。全ての食材は難しいとは思いますが、できる限り安全な食材での提供をするべきです。その際、割高になる可能性もありますが、「子どもたちの健康と食を守る」観点で、公費負担で実施するべきです。

大きな2点目に入ります。今後の自動運転バスの活用について質問いたします。

昨年、国の補助金1億4,000万円（自動運転バス購入費は6,560万円）を活用し、自動運転バス事業がスタートしました。令和5年3月より、1日6便、月曜、木曜、土曜の週3回定期運行していますが、乗客はほとんど見かけませんし、町民の多くの方からは「必要ないのでは」という声も聞かれます。今後の活用について4点質問いたします。

1点目、昨年から今までの利用者の人数と状況についてどう考え、町民の意向をどう捉えているか質問いたします。

2点目、コミュニティバス運行事業との関係について。

昨年、10月から「市街地コミュニティバス」の本格運行が始まりましたが、この事業をさらに進めるために、今年度598万円でバスを購入する予定です。町民の方からは、「活用したいのでいろいろなルートを走らせてほしい」との声が多く聞かれます。この事業を発展させることが大事ではないかと考えています。

3点目、今後の活用について。

走行ルート将来計画では、キャンプ場、高校、中学校、シェアオフィスを含め、総距離約24.2キロメートル、バス停78か所となっています。町民の理解は得られるのか疑問に思います。

4点目、財政負担について。

維持管理経費は町の負担で、毎年約1,500万円以上かかるとしています。ふるさと納税寄附金の「自動運転バス導入促進寄附金」を充てるとしていますが、令和3年度末残高は1億508万円で、約6年分しかありません。また、車の保証期間は3年間ですので、想定外の経費も予想されます。

新たな国の補助金や企業からの寄附金などを当てにした事業はすべきではないと考えます。

以上、質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長 安全で安心な学校給食の提供を、山本議員のご質問にお答えします。

1点目の学校給食の無償化についてであります。

憲法第26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定しています。

この第26条の規定を受け、義務教育の年限を9年と定めるとともに、義務教育の無償の範囲について教育基本法第5条において「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。」と規定しています。その後、義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律により、国公立の義務教育諸学校の全児童・生徒に係る教科書についても無償と定められております。

義務教育における学校給食は、学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担となっております。このため、施設設備費や人件費、修繕費、光熱水費は町が負担し、食材料費は同法第11条第2項に基づき、保護者に負担していただいております。

家庭の経済状況や生まれ育った環境によって左右されることなく、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の本町の成長・発展にもつながるものと考えております。

このため、子育てしやすい環境の整備として、認定こども園保育料無料化や預かり・延長保育事業などの「就学前サポート」、修学旅行費や各種検定料の支援などの「学力・体力・体験的な教育サポート」、子ども医療費助成事業や予防接種事業などの「医療・保健・福祉サポート」、子育て世帯支援住宅や乳幼児家庭へのごみ袋の無料配布事業などの「住環境サポート」など、約100の子育てサポート事業を行い、子育て世帯への経済的・環境的支援の持続化に努めているところであります。

今年3月末、こども政策担当大臣名で「こども・子育て政策の強化について（試案）」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～が出されました。この中で、「この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべき子育て支援政策の内容も変化している。」とし、「貧困の状況にある家庭、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもを育てる家庭、ひとり親家庭などに対してよりきめ細かい対応を行うこと」が示されました。また、地方自治体の取組への支援として「学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う。」としています。

子どもの食をめぐるっては、家庭に事情があり朝食を抜いて登校する子どもや食事が偏っている子ども、給食がない長期休業期間中などは不規則になる子どもなど、状況は様々です。

学校給食は、単におなかを満たすだけでなく、栄養を考えた献立を家庭の枠を超えて皆で囲み、味を知る食育の時間でもあります。昨今、食材の高騰により、給食の品数を減らす自治体もある中、本町では、育ち盛りの子どもたちに安定した食事を提供するため、保護者に給食費の増額を求めず町費で賄っております。

内閣府にこども家庭庁が設置され、子どもの学びや育ちを社会全体で支援することが示されました。また、時代の潮流により、授業料や教科書と同様、学校給食の無償化についての議論もなされていることから、こうした動向も注視して、本町における給食費を含めた支援の在り方を引き続き検討してまいります。

2点目の安全な食材の提供についてであります。

第6期上士幌町総合計画において、学校給食の充実では、「児童生徒においしく安全な給食を提供します」と方針を掲げ、施策内容として、地場産食材の活用とメニューの充実・食品ロスの削減や伝統的食文化・食育の推進など4点について取り組んでおります。また、第1期教育推進計画においても、食に関する関心・意欲や地域の産業理解を掲げ、栄養教諭を中心に地場産物を活用して給食と食に関する指導を一体的に行っているところであります。

学校給食における地場産物の利用促進につきましては、学校給食の食材として町内産や道内産の農畜産物を季節に合わせて積極的に利用しており、本町の学校給食における地場産物（道産食材）の食材数ベースでの使用割合については、令和元年度は45.2%となっており、北海道の平均の43.1%、全国平均の26%を上回っております。議員ご指摘のパンの原材料である小麦につきましては、現在、購入している冷凍パン生地の材料は全て輸入小麦を利用しています。

地場産物を活用した事業としては、年2回、町内産の農畜産物を中心とした献立の「ふるさと給食」を提供するとともに、小学校では、JA上士幌町青年部から提供されたジャガイモを使用した献立に合わせて、生産者との給食交流会を実施しております。また、地場産物の食材購入に係る経費については、その一部として、毎年度150万円を、ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金を活用しております。

文部科学省では、令和3年度より、学校給食地場産物使用促進事業を実施し、学校給食における地場産物の使用に当たっての課題解決を支援しております。また、昨年4月に成立したみどりの食料システム法により有機農産物の学校給食への活用を一層促進す

る取組も進められております。

地場産物の食材利用については、おいしく、安全な給食の提供に資することはもちろん、ふるさとの農畜産物を味わうことで、子どもたちの地域の自然、食文化、産業について関心と理解を深めるとともに、生産者の努力を身近に感じ、感謝の気持ちを育む機会となっておりますことから、今後も積極的に活用し、子どもたちの健康と食を守っていきたいと考えております。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 今後の自動運転バスの活用について、山本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、自動運転バスの導入・運行につきましては、新たな技術により交通事故の減少、貨客輸送ドライバー不足といった課題解決や、新たなビジネスの創出につなげるため、国土交通省の支援を受け、北海道庁、北海道運輸局、北海道警察といった各関係機関との事前調整や事前審査を受けながら、町内交通事業者の知識、技術の習得による運行体制の構築を同時並行で進め、取組を実施していることをご理解ください。

1点目の昨年から今までの利用状況についてであります。令和4年12月から令和5年2月までは実証運行期間として、12月は木曜、土曜の週2回運行を実施し、1月と2月は月曜、木曜、土曜、日曜の週4日の運行を実施いたしました。12月の乗車人数は114人（1日平均16.3人）、1月の乗車人数は129人（1日平均8.6人）、2月の乗車人数は162人（1日平均12.5人）となっております。実証運行を終えて、3月からはコミュニティバスが運行している火曜、水曜、金曜日と施設等の休みが多い日曜を除く月曜、木曜、土曜の週3回の運行を実施し、3月の乗車人数は147人（1日平均11.3人）、4月の乗車人数は115人（1日平均10.4人）となっており、12月から4月までの5か月間の累計乗車人数は667人（1日平均11.3人）となっております。

様々な制約がある中で、限られた区間を運行しているにもかかわらず、多くの方々に乗っていただいております。コミュニティバスが運行していない曜日に自動運転バスが運行していることを考慮すると、域内の公共交通を利用している全体の人数は昨年から大幅に増えているものと認識しております。

高齢者の方々からの反応もよく、3月には高齢者サロンからの体験試乗の依頼があり、6月以降も3団体の高齢者サロンから体験試乗の依頼を受けているところであります。また、これまでの乗車アンケートでは、町民の利用者の9割から「今後も自動運転バスの利用を希望する」または「どちらかという希望する」と回答をいただいております。

2点目のコミュニティバス運行事業との関係についてであります。令和4年10月より、

高齢者等福祉バスの一部である市街地循環線をコミュニティバスとして運行を開始いたしました。運行開始から令和5年3月までの乗車数は1,437人（1日平均18.91人）で、前年度同期間との比較で約25%増となっており、このうち有料乗車数は11人となりました。

今年度、車両購入のための予算を計上しており、購入経費の約2分の1は地域公共交通確保維持改善事業費補助金、補助残は地方債を活用し、財政負担を極力抑制することとしております。なお、納車は2月末を予定しており、その後、新車両による運行を開始する見込みであります。

コミュニティバスの運行ルートやダイヤに関しましては、利便性を考慮し必要に応じて見直しをする考えであり、これまでも利用者や子育て世帯の町民の皆様との意見交換を行うなど、利用促進に向けた検討を行ってきております。町内における必要な移動手段の在り方は、コミュニティバス、高齢者等福祉バス、自動運転バス、路線バス、タクシー、シェアカーやレンタサイクルなど、あらゆる交通手段を活用した交通ネットワークが必要だと認識しておりますので、引き続きご意見等をいただきながら、快適な移動手段の確保に努めてまいります。

3点目の今後の活用についてであります。現時点では自動運転バスが公道を走行するためには、マッピング等の準備作業と、事前に警察へのルート申請及び走行審査が必要となります。また、24.2キロメートルの総延長距離、バス停78か所は、実際にその全てを回るルートを作成するためではなく、自動運転バスがデマンド等の手法で様々な走行ルートを運行することを可能とし、町内移動サービスとして最大限効力を発揮できるよう現在の運行を行いながら、このエリアのマッピング作業を進めてきております。

今後、さらに町民の皆様様の移動需要にきめ細かく応えていくために、「町内の交通事業者による自動走行の遠隔監視」や「自動走行と信号機の協調」を実現することにより、安全・安心なレベル4走行を目指し、国と協議を進めてまいります。また、6月中旬以降には、定時運行ルートとして現行ルートに加え西団地や北団地方面の運行を開始し、町民のニーズを改めて確認してまいります。

4点目の財政負担についてであります。自動運転バスの車両導入やシステム導入等のイニシャルコストはいまだ大きな予算が必要となりますので、町の一般財源を極力抑えるよう、より財政的なメリットのある補助制度や支援の手厚い地方債等の活用と、次世代の技術に対する新たな取組に対して企業版・個人版ふるさと納税制度を募るなど、町の財政負担の軽減に努めてまいります。車内の企業広告による収入も検討してまいります。また、レベル4走行に対応した表示方法など、これまでにない手法で運賃収入以外の

収入を得ることにも取り組んでまいります。

維持管理のランニングコストにつきましては、自動運転であってもなくても、きめ細かな移動サービスを維持していくことには経費がかかりますので、これらの経費との比較検討を行っていくことが重要だと考えております。

今年度、別事業で実施しております官民協働によるデータ連携基盤「かみしほろルーラルOS（農村オペレーティングシステム）」の構築において、今後は施設の予約システムとの連携による配車や物流の荷物情報システムとの連携による貨客混載など、新たな技術の活用やデータを可視化することによってこそなし得るコストの低減を検討してまいります。遠隔監視による複数台の自動走行など運行体制も成熟していくことで、これまでの移動サービスに要していた経費よりも低減していくものと考えておりますので、10年先を見据えた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小椋茂明議長） ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前11時00分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 答弁が随分丁寧だったものですから、本当はいろんなことをやり取りしたかったんですが、手短に質問しますので、手短に簡潔に答弁お願いいたします。

結果的に、教育長の答弁をまとめますと、給食費は給食法の中では保護者負担になっていると。それから、総合的な支援の中で考えると。最終的には国の動向を見ながら検討すると。それぐらいだと思うんですが、それについて、若干時間に、私の許す限りですけれども、質問したいと思うんですけれども、まず、給食法というのは、いろんな町の総合的な支援があるんですけれども、その中でやっぱり給食というのは特別なものだと私は思っているんですが、学校給食法ができて、食育基本法ができて、そのことも含めて学校給食法が変わりました。その中ですごく大事にされている問題だと思います。

それと、今、いろんな事情がありまして、なかなか食事がうまく取れない、孤食とい

いますか、あとお母さん方が忙しかったりして十分な栄養が取れない状況も生まれていると思います。

その中で、学校給食というのは、本当に、もちろん家庭での食事も大事なんですけど、学校給食というのは物すごく重要な役割を果たしていると思いますが、その辺について、ほかの総合的な様々な支援は、それも大事なんですけど、給食は特別に大事なものだという判断に立つので、その辺について簡潔に答弁お願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長 平成17年に食育基本法が制定された背景には、ここは、やはり当時食を大切にしている心の欠如だとか、肥満や生活習慣病、そういったものがあつたと。そういったことから平成18年に食育推進基本計画が出されました。

その後、これを充実させるために栄養教諭が中心になって、さらに栄養教諭だけではなくて学校教育全体の中で、担任の先生、または免許を持っている先生が給食指導をしていると。給食指導をしているというところでは、そこはどんな背景があつたのかなど、直近で考えれば、やはり上士幌町においても朝食を抜いてくる子どもたちがいる。提供はしているんだけど孤食になっている可能性がある。そういった食のバランスを取るためにも、朝食を取らない子どもたちの食生活の乱れが指摘されていたり、または食をコントロールしていく食の自己管理能力がやはり足りていないだろうというところで、学校の教員はこの時間は勤務時間中になっておりますので、給食指導という形で行っている以上は、ここは大事な食育の場だというふうに認識しております。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 子どもたちにすれば、親もそうなんですけど、孤食だけじゃなくて、食事を、次の質問にもなるんですけど、本当に栄養のバランスのいいもの、それから、例えば無農薬とかいろんなことを含めて、本当に大事なものを取る機会というのは物すごく逆に言えば失われていると。スーパーへ行ったら何でもある、コンビニへ行ったら何でもあるというふうに、食べることは満たされるんですけど、本当に大事な食育ですね、栄養教諭を含めて、食育を含めて、そういうことがやっぱり給食の場で、そのことも含めてやらなければいけないんだと私は思っているんです。

それで、それだけやっていると時間過ぎちゃうので、じゃ、給食法の中で、賄い費は保護者負担となっているんですけど、上士幌町もそうなんですけれども、消費税分は町がきちんと転嫁しないで払っていると。それから、物価高騰しますが、その分も町が負担していると。昨年度も国からの交付金を使って賄い費は町が負担する。多分100万円以上超えると思うんです。そのことを含めると、どこの町村も一部負担はしているんです

よ。保護者負担にしているんですが、どこの町村も一部負担、国もいいですよとなっているんですよ。そのときに、何で全額負担できないのかということ私は教育長に聞きたいんですけども、一部負担というのは一部負担だけれども、無償化してもいいというふうに2018年の参議院の委員会で、柴山、当時の文科大臣はしてもいいという答弁をしていますので、賄い費は保護者負担にはなっているけれども、それでもって町が負担できないという理由はないと思います。

それと、一番、次にまとめて質問したいんですけども、国の動向を見てというのが最後の答弁にあったんですが、国が給食費を無償化にするというバレーン上げたから、いやすごいなと思ったけれども、実はそうじゃなくて、調査をすると。既に調査がもう入っているはずですね、6月1日ですか。入っているはずなので、それを、調査したら1年以内にまとめて公表すると。1年以内ということは来年の3月ですね。その後について、早くても3年なのか、それぐらいにどうするかを課題を整理すると。課題を整理するというのは無償化するという意味ではないと私は思うんです。であれば、国の動向を見るのではなくて、3年、5年先じゃなくて、もう即、今年からというのは無理なんでしょうけれども、来年度から実施すべきだと私は思っています。

新聞報道でもされているんですけども、士幌町がもう4月から無償化しています。それから、データはないんですけど、その後もどんどん増えていますので、やはり国の動向を見つとも早くやるというふうに検討してはどうかと、質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長 給食費をどう捉えるかだと思うんですよ、私。学校給食については、答弁の中でもありましたけれども、この部分については設置者が負担しなさいよと。それから、もう一つについては、保護者が材料費については負担しますよというところでいけば、法律上の押さえ方の基本としては、やっぱりそこにあるんだろうと。

とはいえ、子ども・子育てに係る経済的な経費というのは非常にやっぱりかかるというところから、本町は、例えば消費税相当分の73万円、それから地場産品の150万円、物価高騰費で150万円、なるべく、負担はしていただくんですけども、それが大きくならないような積み重ねをこれまでもしてきております。

さらに、小学校・中学校の給食費だけではなくて、こども園の無料化というのも実際そうです。これが町として子育ての負担を軽減するということと、多くの方々に上士幌町に入っていただいて地方創生を達成していくという狙いから無償化しておりますけれども、こういった部分、乳幼児期の部分でも給食費は全く取っておりませんので、そう

いった部分での支援・補助も実際しておりますし、それから、給食費はいただくんですけども、それ以外の部分で、修学旅行経費だとか検定料だとか、合わせると恐らく1人、義務教育終了までに20万相当の支援をしているという数字があるんですけども、こういった多角的な方法で負担を軽減できればなど考えています。

また、先ほどお話になっていたのは、こども未来戦略会議の話だと思うんですけども、そうなんです、実際、実態を把握しつつ課題の整理を行うというところで、1年間というけれども、いろんなデータが入ってきてから3年くらいかかる可能性もきっとあるんじゃないかなと思っています。というのは、学校給食そのものは、学校給食法第4条で、ここは設置者が給食を提供するよう努めなければならないというところで、必ずしも提供しなければならないというものではないと。全国の調査でいけば97%が小学校においては給食を提供しています。北海道では、小学校では99.5%、中学校では99.1%が提供しています。給食を。

ただ、この給食もいろいろ調査をするというのは、給食の提供の仕方が完全給食か捕食給食かミルク給食かによっても異なってくるんですけども、この北海道においては、完全給食を行っているのは170の自治体、それから、捕食給食をしているのが3つの自治体、それから、ミルクのみの提供をしているのがまだ6つあると。こういった部分が整理をするということだとか、就学援助世帯の費目がどうなっているのかというのもきっと出てくるだろうし、こういったものを恐らく整理をしていくんだらうと。あとは、調理場の提供なのかデリバリー方式になっているのか、そうすると自治体間の格差があって、それを全国一律に幾らというふうには言えないというところのきっと整理をしているんじゃないかなと思っています。

学校給食については、先ほども話したとおり、食育を推進する上で非常に大事な要素になっています。6月が食育月間となっており、これも栄養教諭が中心になりながら、学校の授業の中だとか特別活動の中でその授業展開をするということでは、給食そのものについては私も意見がいろいろあるんですけども、やっぱりこれも義務化すべきではないのかという声もあります。

ただ、一方で、先ほども申し上げたとおり、法的な根拠がそこにあるものですから、そこだけの給食費、これ、恐らく1年間で学校給食を無償化するとなると、1,500万から2,000万くらいはきっとかかるだろうと。これを継続的に、10年先も20年先も本当に続けていったときに、町の財政はどうなっていくんだらう。多くの方が言っているのは、学校給食費もそうかもしれないけれども、高等教育費が非常にかかる。要するに短大、それから大学、専門学校、こういったところの負担が非常に大きいので、そちらのほう

にもやっぱり手をつけなければいけないんじゃないかというのがありますので、したがって、学校給食だけに特化するのではなくて、総合的な視点で教育長としては判断していきたいなと思っています。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） それだけ議論しただけで60分過ぎちゃうんですけれども、いろんな課題があると思うんですよ。高校の問題、外国では大学まで行っても大学費も無料ですので、総合的ないろんな課題があるんですが、やっぱり、保育所の給食も含めて、保育所は無料ですね、それは何も、保育所の子どもを呼ぶだけでなく、やっぱり大事だという視点があるからだと思うんです。であれば、そのことも含めて、ぜひ、教育長の考えは分かりましたので、次の質問に入りたいと思うんですが、食材の問題ですが、私は、地元産、特に上士幌、十勝産、北海道、国産というふうになるんですが、一番そこで言いたかったのは、安全な食材を提供してほしいということで質問させていただきました。

これは、令和2年に出された資料、その後調べたか分かりませんが、重量ベースですね、今は食材ベースとか、重量ベースで調べたのがあるんですけれども、上士幌町は、米は作っていないので100%道産なんですけど、それも含めて、米とゴボウと豆類ですか、それは100%地元産だから、十勝も含めた道内産ね、含めて100なんですけど、これをいきなり国産でも道外でもいいんですけれども、やっぱり安全なものを、できるだけ低農薬に近い無農薬に近いものとかそういうことを含めて、ぜひ検討してもらいたいです。

そこで、先ほど、質問するときにも若干ちょっと状況が変わったなと思ったのは、小麦粉の問題がここに触れていないので、小麦のパンについては100%輸入小麦だというふうに把握いたしました。以前、ずっと私いろんな食材については質問したんですが、小麦のパンだけはどうしても、ずっと何回も何回も質問してようやく国産小麦に切り替わったんですが、いろいろ事情があって、今はパン生地が作れないということで100%輸入小麦を使っているという、このことを何とかできないかなということが私にとっては頭が、頭が痛いのは教育長ですね、そこを何とかこれからも、そこだけがちょっとパーセンテージがゼロですので、ぜひ検討してみてください。

ちょうど、給食センターのとき平成12年なんですけど、その頃にあまり国産小麦を使うというのも、十勝でも小麦粉があまり、それほどパンに向けた小麦粉というのはなかなか生産されていなかった、その後については本当に農家の方々が努力されて、ほとんど今、調べたわけではないんですが、その後、給食センターで林さんのパンを焼いて持っ

てくるというのがもう普通です。そのときに、給食センターのパンの焼くのはいいんだけど、あどきにちよつと気にしていれば、もつと違ふ方法があつたのかなという気もいたします。それもぜひこの課題にしてほしいと思つています。

それと、地元産を使うというのは、できるだけなら上士幌産とかやっぱり十勝産がいいと思ふんですが、それはなぜかといひますと、農業の問題もあつて、農業出身の方もいるんですが、やっぱりそこで作つたもの、できるだけおいしいものを作つたらば、有機栽培だとか化学肥料でないものとか、いろいろなものを、食材を提供すると、見えますよね。そのことが、栄養士さんが説明し、これどここの食事だよというふうに説明しながら、食育につながると私は思つています。

前に、予算を組んでいるんですが、多分大豆だつたと思ふんですが、メニュー、上士幌産のもので給食を作ろうというのは今も続いていますよね、そういうふうによつて提供していると。そういうことで、もちろん無償化になれば悠々とできると思ふんですが、そのことを含めて、地元産の、できるだけ上士幌産のもの、でなければ仕方ないんですが、やっぱり顔が見えるところで作つてもらつたものを提供し、そこで栄養教諭さんが説明すると。これどここの産の誰誰さんのお母さんが作つたんだよというふうになると、すごく食事が豊かになるんじゃないか、そんなふうに思ひますが、その辺について、食材のことについて手短かに答弁お願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長 パンのことについては、今、基本の給食提供は、米が3日、麺が1、それからパンが1という具合になっています。センターでパンを焼いている自治体は、上士幌町ともう一つあります。それ以外のところは、恐らく道産の小麦を使って、要するに業者のほうから取り寄せて提供しているというのが実態です。上士幌町については、その業者が、小麦だけだつたら買ってこられるんですけども、生地を作らないといけないという部分では、その業者が、今1つ取引しているところがあるんですけども、そこまでなかなかいかないというところですよ。

ただ、一方で、議員ご指摘のとおり、地元産のもの、できれば管内産、それが難しければ道産ということで、そういったものができないかについては、まだまだこれちよつと検討の余地があるのかなと思つています。1週間に1回のパンの提供がありますけれども、焼きたてのパンにはならないけれども、道産を使うという意味ではそういった方法もあるのかなと思つて聞いておりました。

それから、地場産品のメリットは、やっぱり、これも議員おっしゃつたとおりなんですよね。地域で生産された農林水産物、こういったものを地域で消費する取組、こう言

ったものについては、当然、食料自給率の向上に加えて、直売だとか加工の取組などを通して、次の、例えば6次産業化につながっていったりもするんじゃないかなと思ったり、生産者と消費者の距離がやっぱり縮まっていくというのがあります。それと、消費の拡大によって地域の活性化が見られると、さらに流通コストが削減されると、こういった顔の見えるものが子どもたちの目の前にあると、子どもたちは、例えば、家に帰ってきたときに、今日地場産の芋を食べたんだよだとか、実は、上土幌の芋というのはリクエスト給食で結構人気があって、地元産は割と多いのは芋と豆ですね、これがやっぱり9月以降、ふるさと給食等を出しておりますけれども、小さい頃から地場産の物が自分の体の中に入っていくということが意識できれば、例えばSDGsの住み続ける町だとか、つくる責任つかう責任、陸の豊かさを守ろうと、こんな意識の醸成にもつながっていくんじゃないかなと思っておりますので、地場産については、これからも提供できるようにし、予算上はみ出るものについては一定程度予算を組んでおりますので、提供していければなというふうに考えております。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 確かに、豆は100%でした。かつて、豆でお母さん方が、高齢の方が集まって給食を提供しようという、そのときに、ちょっとその方を知っているものですから、よかったねと、町が予算出して、つけてくれたということがあって、すごくよかったなと私思っています。そういうことで、地場産品の豆とか、さっき言ったジャガイモもそうですね、ほとんど上土幌産のジャガイモを使っているんだと思うんですが、その点を含めてぜひ食材を大事にしてほしいなと思っています。

次に、自動運転のバスについて質問いたしますが、データはいろいろ示してもらったんですが、ここ、正式に運行が始まった今年の3月ですね、その数字を並べて割り返してみたんですが、3月は147人で6便走っていますので、11.3、1日当たりかな、それで、6便走っていますので、1便について1.8と、計算すると。何かすごく147人も利用しているからすごいなと思ったんですけども、割り返していくと、結果的に1便当たり1.8人で、その1便の方に、その方が最初から最後まで乗るわけではありませんので、途中で降りたりすると、そうするとやっぱりゼロか1か、よくて1、ほとんどゼロという状態なんではないかなと、それは4月もそうですね。1便当たり1.7人なので、ぐるぐる回ったら1人か、それで私もよく見かけるんですが、まずバス停で待っている方を見たことはありませんし、乗っている方も1人か2人というのは、1人というのはお客さんがいないんだと思う、そういう状態を町民の方が見えていますので、本当にあのバス利用しているんだろとか、本当に大事なんだろかということが多くの方から

聞かれます。

それで、利用している方は、実人数でいったらちょっと分かりませんが、利用している方の9割は乗りたい、それは分かるんですよ、利用しているから。そのことを含めて、全体的な皆さんの意向をどんなふうに把握しているのかなと思って、それまず質問したいんですが。手短によろしく願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 まず、所要で遅れましたことをおわび申し上げたいと思います。

新しい技術を導入する、新しいことに挑戦するといったときには、それが一般に普及するまでに時間もかったり、その間には様々な課題があつて、それを克服して、それが常態化をしたり、なくてはならないものになっていくものだと、そんなふうに思っております。

今回の自動運転バスも、自動運転バスという、それが全てということではなくて、この後の高齢化をしてくる、そして独り暮らしが増えてくると、さらには高齢者の安全運行の問題、運転手の不足の問題、こういったことを考えると、多様な乗り物の選択肢、行きたいところにも行けるということが、どうしてもこれは公共交通として必要な政策課題だと、こんなふう認識しております。

人口減少も全体的に見ると避けられない流れになっています。ですから、従来のように、例えば帯広からの公共交通だとか、それによって間に合うかといったときには、今回もこの帯広から上士幌までの定期バスも運転手不足のために間引きするというような状況が生まれてきております。

そういった意味では、マイナスがマイナスを呼んでいって、最終的には町に住むような状況になくなっていくということでもあります。そういった意味で、様々な乗り物がどのように提供されるかということは今から準備しておかなければならないということでもあります。

まだ、今段階では、自動運転バスが安心して安全に運行できるかどうかと、こういったところから始まっているわけでありまして。信号機との協調の問題だとか様々な課題があります。でも、やがて運転手がいなくなる、そういったときに、行きたいときに行ける、そういう対応のためには自動運転バスも重要な乗り物の共通の一つだと、そんなふう思っております。

今、始まりとしては、市街地のところだけ、これは歩いて行ける範囲の中でありまして。この後、西団地のほうから遠隔のほうにも回るといふことでもありますから、多分必要な人がこの後乗っていただけるということでもあります。それと、技術の確かな上に確立し

ていくことだとか、あるいは様々な規制を緩和するだとか、そんないろんな条件を克服しながら、やがてこの乗り物も常態化をして人々の暮らしを支える大きな足になっていくものだと、そのように考えております。

今々の状況だけで全てを判断するというのではなくて、もう少し先を見ていただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 今の町長の答弁の中で、いろんな選択肢があったほうがいいということで、自動運転バス、コミュニティバス、それからシェアタクシーを含めて、いろいろ選択肢があったほうがそれはいいんですが、じゃ、町民の要望の問題と、どこで町民が一番利用しやすいかという重点となる場所が必要だと思うんですが、今の時点で私が思うのは、やっぱりコミュニティバスが町民の方々すごく期待しているんじゃないかと私は思っています。

昨年から、10月から利用しやすくなって25%増えた。それを見ているときに、やっぱり町民の方は、できれば自分の歩いているところまでルートが来てくれたら私は買物に行きたいんだけどもなという方が結構いるんですよ。そのときに、自動運転バスを利用したい方もいると思うんですが、多くの方はやっぱり、もしかしたらタクシー券でもいいけれども、自分のそばに来てくれて行けたらいいなという、そういう意味で、コミュニティバスが利用しやすくなりました。でも、さらに新しいバスを買うのであれば、それをもっともっと活用したらどうかと私は思っているんです。

ですから、6月中旬から北団地まで来るというのを知った方は、あぁいいなという人も確かにいました。でも、やっぱりきちんとどこに、重点を置く場所が必要ではないかと私は思っています。

あと、一つ気になるのが、先ほどの答弁で分かったんですが、24.2キロ、78か所全て回るわけじゃなくて、全て置くけれども、そのときによってはこうこうこうで、基本的には町の中ですよ、ぐるぐる。そのときによっては場所を変えるかもしれないけれども、従来的にはそのところを網羅できるようなことをしたいと思うんですが、その確認と、それから、6月中旬から北団地も含めて来るといいますが、どんなふうになるのかなというのが全然見えないんですが、確かに、私のすぐそばの方もちょっと足が不自由なので利用してみたいなという方もいましたが、もう中旬に入りますけれども、その辺の確認と、それから、答弁書の中で、遠距離監視というのは、人が乗らないということなんですか。遠距離監視をやって、遠距離だから、もともと今遠距離をやっていきますよね、それに人が乗らないということまで想定するのか、ちょっとその辺を

確認したい。時間があまりないので、何点か質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 遠隔地のほうまで乗り入れをするということでは、西団地のほう、駐車場のほうから北団地のほうに向かってくるということでもあります。これは、多分、利用が増えてくるものと、そのように思っております。そんなことを繰り返しながら、どんなルートが、今、自動運転バスにとって最適なのかというようなことも今後検討していくということでもあります。

最終的には、タクシー業者もそうでありますけれども、運転手不足で大変だという状況なんですね。ここに限らず全てのところがそうなんです。輸送関係ではトラックもそう、バスもそう、そのたびに間引き運転をしなきゃならんという状況でありますから、これはいつまでも今のようにそういう環境が整っていくかということ、そうはいかないということをまず認識しなければならない。それと、きめ細かいサービスをするとなれば、今以上に丁寧な対応、一人一人に合わせた対応が必要になってくるということでもあります。

農村地帯のほうでは、今、デマンド交通でタブレットで予約するというICTシステム、そのことによって運行回数だとかそういったことも少なくなってきましたが、今、遠隔操作というのは、最終的にはレベル4ですね、自動運転バスのレベル4、これは完全に人が乗らなくてもいいよというレベルになります。今は実際のところはレベル2ということでもありますから、この間にまだまだ様々な規制があるんですね。新しいことに挑戦するときには、その規制をどのように安全を確保しながら緩和して、そして全ての人方に必要な乗り物として評価していただくということだと思いますので、そういったことに今取り組んでいるという過程でありますから。

ただ、そのために町が一般財源を投入して町民の負担を求めてやるということについては、私どもとしては可とすることではないというふうに思っております。そういう挑戦的なことに対して実験的に国が支援してくれているということでもありますから、そのときに町としていろんな技術を確保する、そしてまた理解を深めていって新しい時代の公共交通のサービスの一つに含まればこんないいことはないかと、こんなふうに思っております。そういう意味での遠隔操作というのは、最終的には離れたところから見なくても操作できる。ドローンでもそうなんですけれども、目視以外のところでも安全に運行する、飛ばすことができるというようなことも含めて、最終的にそこに、イコールとしてそこに行くということだと思います。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 遠隔監視すれば運転手は要らなくなると。それは、多分、大分先の話だと思うんです。そうすればタクシー会社の運転手はそこで1人削減になるんですけども、今実際に1人か2人乗っていますよね、実際にはね。そのほかにコミュニティバスをずっと運行していますし、即、簡単に人員の課題の解決にはならないんじゃないのかなと思います。それに、人が今はなんだかんだいいながら、1人乗っていますので安心して多分乗れるんだろうと思うんですが、全く乗らないときに町民はどう思うのか、そこまでちょっと私想定できないので、その辺も含めてちょっと心配です。

それと、やっぱり一番には、町民の理解だと思うんですけども、いずれ、5年先、10年先にはこういう便利な世の中になるんだよと言われても、今住んでいる方は、今買物に行きたい、今どうというときに、その方がメリットのある需要じゃないといけないと思うんですよ。そういう意味で、コミュニティバスが新しくなるのは、物すごく私は、買ったバスをどれぐらい利用するか、それでまたお金かかりますので、どっちがいいといってもてんびんにかけてられませんけれども、町民の方からすればコミュニティバスをさらにさらに利用してもらえないかと、その辺を含めて、いろんな形の移動手段を選びつつ、やっぱり町民にとって一番メリットのあるものを重点的にして、町民の理解の下でやっぱり進めるべきだと思っていますが、その点について、これで最後になると思います。質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 先ほどから何回も言うように、ある目的を目指すためにはいろんな過程があるということをひとつご理解いただきたいと思います。たまたま今はタクシー会社のほうに委託をして、通常の二種免許を持った方が添乗しているということでありましてけれども、実は一般の方でもということで、会社のほうとしてはその意向は持っているんですね。二種免許を持っていなくても別に添乗は可能だということでもありますから、希望者があればぜひ応援をしてもらいたいという意向はあるんですね。ぜひ、そういったことでも、多分そのうちに需要が増えてくると公募をするというようなことも出てくるだろうと、そんなふうに思っております。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 最後に財政問題なんですけれども、たびたび質問している一般財源は持ち出ししないと、過去にもらった寄附金もありますし、これからいろんな補助金を使いながらいくということを答弁していたんですが、それはそれとして、私はあまりそういう事業に乗るのはよくないなといつも言っているんですが、さらに、広告をバスに載せるというのが新しくまた、広告をバスの中に載せるわけですね、その広告を貼

り出すのはどういう観点というか、一般的なバスじゃありませんので、どういう会社の広告をそこに貼り出すのか、そうすると、企業のために自動運転バスを走らせる、企業といいですか、そういうふうに癒着という失礼なんです、そういうふうになっていくのではないかと、公のバスなのに、そこに企業の広告が貼り出されるというふうにして私取ったものですから、それで広告料をもらってバスの運転の財源にするというふうにとったものですから、そこまでいくとちょっと違うのではないかなと思う、そのことを確認したいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 先ほど、コミュニティバスはそれがあればいいということですが、あれも1日の運行回数、それから曜日の限定ということがあります。あるいはフルにやるとすると、相当また経費が膨らんでくるということが想定されます。その中でどのようなふうに合わせていったらいいのか、コストの面だとか、あるいは利便性のことも含めて、最高で最適な環境をつくっていくということでもあります。

ですから、自動運転バスによって不便でコストがかかるということであればそれはやる必要はないだろうと、そんなふうに思います。ただ、今、そのためにここに係る様々な取組については、国費と、それから企業版のふるさと納税で、自動運転バスについて応援していますよと、そのお金を使わせてもらっているという意味では、少なくとも町民の血税は今のところはそこには注がれていないということでございます。

今のお金の広告ですね、これはもう、全然それで企業との癒着ということ自体があまりよく分からないであります。広告を載せるときには、それが優良な適切な企業かどうかと、これは審査はするだろうと思いますけれども、企業からの応援を得て、公共交通を支えていただく、そしてまた企業もそういった取組に対して支援をするというようなことは特に何ら問題はない、むしろ、議員のお話ありますけれども、国の補助金だとか寄附金を使っちゃ駄目だという、その世の中があるとすれば、それで自治ができるのであればこんな素晴らしいことはないわけでありまして、現実の問題、税金というのは1割しか入っていないですね、一般会計の。あとは、地方交付税と補助金だとか、そういった様々な財源を活用していくということでもありますので、この町がこの暮らしを支えていくためには、様々な財源確保というのはどうしてもこれは必要になるということでもあります。

できれば町民の税金だけで不交付団体になればいいんでありますけれども、こういう地方においては、それはほとんど不可能だということです。それは制度の問題もあるかも分かりませんが、現実的にはそういったいき方はできないんじゃないですかね、

ということは言っておきたいなと思います。

○議長（小椋茂明議長） よろしいですか。

○6番（山本和子議員） はい、いいです。

○議長（小椋茂明議長） 以上で、6番、山本和子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(午前11時52分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 馬 場 敏 美 議 員

○議長（小椋茂明議長） 次に、8番、馬場敏美議員。

○8番（馬場敏美議員） 私は、敬老会及び敬老祝金の見直しについてと葬斎場整備についての考えについてお伺いいたします。

(1) 敬老会についてであります。

「敬老の日」が祝日として制定されたのは、1966年（昭和41年）で、それを遡ること1947年、戦後の混乱が続く中、兵庫県野間谷村（現多可町八千代区）の村長、門脇政夫さんが、村主催の敬老会を開いたことが始まりと言われています。村中のオート三輪車を集め、55歳以上の人を送迎し、ご馳走と余興でもてなしたそうです。門脇さんは生前、「子どもを戦地に送った親たちは本当に精神的に疲れたのです。少しでも報いてあげなければならない」。そして、「老人を大切し、年寄りの知恵をかりて村づくりをしよう」と言っていたと伝えられています。

本町でも、長きにわたり、町の発展に寄与された高齢者の方々の長寿を祝うため、敬老会を開催するとともに、その尽力に感謝し、労をねぎらうことを目的として「敬老祝い金」を贈呈してきています。

令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和4年度までの3年間、中止となっていますが、過去5年間の敬老会への参加状況は、平成30年度が対象者134人中36人、令和元年度が112人中32人です。

私も、令和元年度に議員として出席させていただきました。多くの個人、団体の協力により成り立っている敬老会ではありますが、企画段階のもう一工夫で、より楽しい会になるように感じました。

一方、社会福祉協議会が実施しています「ひとり暮らし高齢者親睦会」は、平成30年度が対象者403人中114人、令和元年度が408人中113人と、参加率では敬老会と変わりませんが、大変盛況であり、皆さんが次回の参加を楽しみにしている状況が見受けられます。また、一部行政区で実施している高齢者の親睦会も盛況であると聞いています。何が違うのでしょうか。

高齢社会には深刻な側面も確かにありますが、今では敬老という言葉を年に1回、「敬老の日」だけが、敬老意識の醸成と叫ばれているように思います。

原点に立ち返り、例えば高齢者の意識調査、町民アンケート調査等を行い、今後の事業展開の基礎資料とするなど、今後の敬老会の在り方について検討する時期に来ていると考えます。

(2) 敬老祝い金についてであります。

本町の100歳に贈呈される敬老祝い金は2万円です。長きにわたり、町の発展に寄与されてきた方々の長寿を祝い、支えてきたご家族への感謝の気持ちが含まれていると思います。

近隣町村の100歳のお祝い金は5万円または10万円が多く、特に10万円支給の自治体が多い状況です。金額の多寡だけで事業目的の達成を評価できるものではありませんが、高齢者を敬い、感謝の気持ちを伝える事業として重要な施策の一つではあると思っています。支給年齢やお祝い金の額の見直しなど、総合的な検討が必要な時期に来ていると考えます。

「生涯現役」という言葉もあるように、高齢者が生きがいを感じて生活できるようにするためには、働きたい人は働いて、趣味に生きたい人は趣味を楽しめ、ボランティアなど社会や地域での活動をしたい人はそうした活動に従事でき、学びたい人は学べるといった多様な生き方を選べる環境をつくる必要があります。

その上で、高齢者の方が経験や持ち味を発揮して個性豊かに過ごしている姿を、そして、「上士幌町に住んでいてよかったよ」という思いが子や孫世代へ伝わり、その世代が、上士幌町は年老いても安心して暮らし続けられる町だと実感できることが、中長期的に少子化や人口減少対策にもつながっていくと思います。

以上、お伺いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 馬場議員、続けて2つ目も。

○8番（馬場敏美議員） 失礼しました。

次、葬斎場整備の考えについてお伺いいたします。

本町の葬斎場は、1980年（昭和55年）に建設され、約43年が経過しました。建物の老

朽化や設備の経年劣化などが進んでおり、定期的な改修工事が必要であり、今年度は、火葬炉耐火補修が予定されています。

町の公共施設等総合管理計画では、現在ある公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用総額は、今後40年間で1,170億円、年平均で29億円と多額な金額が示されています。

財政状況の見通しも、令和2年度の一般会計では、自主財源が全体の37.9%に対し、地方交付税をはじめとする依存財源は62.1%と高くなっており、将来人口の見通しも、2060年（令和42年）には約17%減の4,066人を目標としており、自主財源の伸びもあまり期待できない中で、公共施設の適切な管理等調整が求められているとしています。

厳しい状況ではありますが、葬斎場の経過年数に伴う老朽化、火葬炉の経年劣化などを考えた場合、建て替えの選択肢もあるように思いますし、最近、町民からも建て替え要望が聞かれます。

過去5年間、葬斎場の町民使用状況を見ると、平成30年は死亡者80人のうち55人、令和元年は死亡者73人のうち41人、令和2年は死亡者69人のうち52人、令和3年は死亡者85人のうち48人、令和4年は死亡者78人のうち44人で、亡くなられた方の5割強から7割強が利用されています。

葬斎場は、町民一人一人の日常生活において、利用頻度が高い施設ではありませんが、大切な方との最後のお別れをする場であり、年齢、性別などを問わず、全ての町民が利用する可能性のある重要な施設です。

死への考えはいろいろではありますが、火葬場での一連の営みは、故人の死を確認し、その死を受容していく場にもなっていると思います。本町で最期を迎えるに当たり、明るい施設で見送られたい、明るい施設で見送りたいなどの町民の思いは当たり前のように思います。

また、本町が推進している公共施設等のユニバーサルデザイン化や脱炭素化の視点からも、早急に検討、整備が必要な施設であると考えます。

以上、お伺いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 敬老会及び敬老祝い金の見直しについて、馬場議員のご質問にお答えします。

1点目の敬老会についてであります。

本町では、長年にわたり、町の発展に寄与された高齢者の皆様の長寿を祝い、そのご尽力に心から感謝するため、敬老会を毎年開催し、町内の文化団体や教育機関等のご協

力で、心のこもったお祝いや余興を行っていただくなど、内容を工夫しながら実施しておりますが、残念ながら参加率は年々減少しております。

これは、本町のみならず、コロナ禍前の令和元年度に敬老会を開催している管内13町村においても同様に低調となっており、飲食を伴わない町村は特に顕著となっております。

このことから、敬老会の在り方を検討するため、令和2年度に、65歳以上の町民300人を対象としたアンケート調査を実施した結果、対象年齢の見直しや内容についての様々なご意見をいただき、これを基に、当面は現状維持として開催してきておりますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和2年度以降、残念ながら式典を中止いたしました。

今年度につきましては、感染状況を見据えながらの判断となりますが、特別な記念日として、対象の祝い年の方のみならず、友人等にご参加いただけるようなアトラクションをご用意し、厳粛な中にも皆様が楽しめるような工夫を凝らした式典にしたいと考えております。

また、町からの補助事業で上士幌町社会福祉協議会が実施している「ひとり暮らし高齢者親睦会」や、一部行政区のサロン活動の親睦会は、交流をメインとした友人同士のおしゃべりの機会や飲食等を提供しており、閉じ籠もりが懸念される1人世帯の高齢者の社会参加と、多様な居場所づくりの観点からも大切な取組と認識しております。

2点目の敬老祝い金についてであります。

本町では、100歳で2万円、88歳で1万5,000円、70歳で1万円と条例で金額を定めており、この中でも100歳はまれに見る長寿であり、1世紀を生きてこられたという特別な意味合いから、祝い金とともに祝状を贈呈し、感謝と敬意を表し、長寿をお祝いしております。

管内の状況としましては、100歳の敬老祝い金は、10万円から祝い金がない自治体もあり、自治体によって対応が大きく異なっております。

いずれにしましても、祝い金の多寡にかかわらず、今の私たちが豊かな生活を送ることができるのは、高齢者の方々が築き上げてくださった礎があつてのことであり、特に100年という長年にわたり、本町の発展を見守り、支えていただいた長寿の皆様への感謝の気持ちと敬愛の念を表すには何が最良なのか、お祝い金の在り方も含めて検討してまいります。

また、町民誰もが、年老いても、仕事や趣味、ボランティアなどの社会活動に生きがいを感じ、健康で生涯にわたって現役の志を持ち続けて生きる人生はとても素晴らしい

ことで、誰もが願っていることと思います。

そのために、行政といたしましては、いつでもどこでも学ぶことができる環境や、活躍できる環境の整備が必要との認識から、地域包括支援センターをはじめ、シルバー学級を担当する生涯学習課やボランティアセンターを運営する上土幌町社会福祉協議会、生涯活躍のまちかみしほろの人材センターなどが、興味関心が多様化した昨今のニーズに対応しつつ、自分の得意なことや経験が活かされる場を提供しております。

今後とも、高齢者が生き生きと活躍できるような施策を講じてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、葬斎場整備の考えについてであります。

本町の葬斎場は、昭和55年の建設から43年が経過しようとしておりますが、火葬炉については、毎年の保守点検により必要な改修等を定期的に行うことで適正な維持管理に努めており、毎年約50件の火葬を行うなど、長期間において使用可能な状況を維持しております。

議員ご指摘のとおり、葬斎場は、遺族や会葬者にとって、「大切な方との最後のお別れをする場」であり、故人の尊厳を守るための重要な役割を担っている施設であります。

建物につきましては、これまでも小規模修繕等を行い、機能の維持に努めておりますが、壁や屋根、内部設備等の経年劣化は否めないところであります。また、近年建設された他の自治体の葬斎場と比較すると、改善すべき点もあるものと認識しております。

町の公共施設等総合管理計画では、SDGsの観点からも基本的な考え方として、現有財産の計画的な維持管理による長寿命化を進めることとしており、葬斎場は、火葬炉の耐火物積替えや、その他設備の修繕、更新などを実施しながら、当面の間、現在の施設を使用していくこととしております。

また、第6期上土幌町総合計画において、葬斎場に関する施策の方針を「設備等を計画的に更新し、適正な維持管理に努める」としており、これに基づく施策内容を「施設設備の維持管理」と「葬斎場の建て替え等についての検討」としております。

今日的な課題である少子高齢化や多死社会などにより、今後も人口減少は続くものの、一方では、高齢化率は減少していくと想定されております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などから、近親者だけで見送る家族葬が増加するなど、葬儀形態が変化する中で、本町の葬斎場に求められる役割や機能について、引き続き検討してまいります。

今後、施設の劣化の状況により、建物の大規模修繕や改修を検討するタイミングにおきましては、全ての方が利用しやすいユニバーサルデザインや脱炭素化の視点を踏まえ

るとともに、トータルコストも勘案した上で、建て替えという選択肢も含めた葬斎場の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小椋茂明議長） 8番、馬場敏美議員。

○8番（馬場敏美議員） ただいま答弁がありました。

敬老会についてですけれども、年々減少傾向にあるという、これは本町だけじゃなくて、最近では、どこの自治体でもこのような状況にあるというふうに言われています。

その中で、自治体によっては敬老会の縮小ですとか廃止、そういうものが検討されている状況があります。その理由の一つとして、本町でもあります参加率の低下、それから財政負担の増加、それから企画から運営に至るまでの人的負担増、それから年1回の開催よりも、日常的な高齢者に向けた各種施策による社会参加を促進する、そのほうがいいんじゃないだろうか。大体この4つが、どこでも挙げられている理由になっております。

そこで私は、できればこのまま敬老会を実施してほしい、充実した敬老会を継続してほしい、そういう立場でちょっと質問させていただきます。

まず、敬老の日と老人の日の制定と目的の違いについてであります。

敬老の日は、国民の祝日として制定されたのが1966年（昭和41年）で、2002年（平成14年）までの35年間、9月15日で固定されておりました。これが、2000年のハッピーマンデー制度が適用され、2003年以降、9月の第3月曜日に変更されました。

敬老の日付が変更になることへの反対も根強く、2001年に老人福祉法を改正しまして、9月15日は老人の日として残ることになりました。15日から21日までの1週間を老人週間と呼んでいます。敬老の日は、高齢者を敬い、感謝の気持ちを持って祝う日であるのに対して、老人の日は、高齢者自身が元気で生き生きと社会参加する、そういう違いがあります。

このような歴史的な背景からも、敬老意識の高揚、啓発を通して、高齢者を祝い、参加者みんなが楽しめる敬老会ができたらいいなと、そんなふうに考えます。

年に一度の敬老会を、式典として捉えて企画、運営して行うのか、町民の交流の機会として、飲食の提供なども含めて非日常の楽しみの一つの間として捉えるのか、この出発点の考え方によって敬老会の内容が大きく違ってくると思います。「今年も元気で会えたね、またお互い元気で会おうね、楽しかったね」などの言葉が聞けるような敬老会であれば、開催して本当によかったなというふうに思えるのではないのでしょうか。

また、高齢期になると、外出機会がだんだんと少なくなります。年に一度であっても、

非日常の楽しみは生活に潤いをもたらすものとして大変大事だと、私はそんなふうに思っています。今年度は、厳粛の中にも楽しめる企画も考えるとしていますので、今までと違った敬老会になると期待しております。

以上、敬老会の充実に向けてと敬老会の位置づけについて、再度どのように考えるかお伺いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 町をつくってきた、国をつくってきた、こういった長年の労には、皆して、国民全体で祝い、感謝をするというのは、これは正しい姿だろうと。そのことによって時代が引き継がれていくということでもあります。

そういった意味では、敬老の日の祝い、あるいは年寄りを敬うということも、どちらも同じ意味で大変大切だとそんなふうに思います。

今、敬老会に限ってでありますけれども、答弁書、そしてまた議員がご指摘のとおり、各町村とも同じような傾向にあって、中には何点かの理由によって、縮小なり廃止の傾向にあるというようなことでもあります。

町としても、この答弁書の中に記載させていただいておりますけれども、これは、今々のこういった問題提起ではなくて前からありました。そういったことを踏まえて、いろいろと工夫を重ねてきたのもこれまた事実でありますけれども、なかなか特効的な、今、みんなでお祝いして、わいわいすばらしい会にするというところまで到達していないというのもまた現実であります。

そのためにアンケート調査をしたというふうに書いてはありますが、そのアンケート調査の中から読み取れたのは現状維持ということなんですね。70歳、65歳以上の方方に、対象としてやったということですが。

でも、これはもう時代的に、法律上は65歳以上を老人というふうに位置づけておりますし、うちの町の敬老会は70歳ということと、88歳、100歳ということではありますが、70歳の方方を、今、敬老と本当に呼ぶのが正しいのかということですよ。

抜本的な、その一方では今のままでいいとは言っているもの、しかし、70歳になったらもうお年寄りの扱い、あるいは敬われろということに納得する70歳って本当にいるんだろうかなという感じはします。僕ももう、前に、既に70歳になっておりますけれども、老人なり敬老と言われたら、ざわっとするような気がしたんです。やっぱり現役でまだまだ、今の時代の70歳というのはそういうことではないですかね。

特に最近では、人生100年というふうに言われました。一時期は人生80年と言われて、もうそれでも長寿の時代になってきたなということでもありますけれども、今100年です

ね。100年の中では、よく聞くことがあるのは、今は人生8掛け、7掛けだということ
であります。そうすると、70歳を8掛けにすると七八、56歳ということになります。多
分、そのような時代背景の、この敬老の当時の、四十何年につくられた55歳以上だとか、
それは多分、平均年齢も相当若かっただろうなど、平均寿命です。

ですから、今の時代に、敬老会と年齢と、それがふさわしいのかどうかという、ここ
のところは、もうこの際、もう一度考え直す必要があるんじゃないかなと。70歳で、ア
ンケートが多かったから、やっぱり敬老会は70歳、88歳でいかなければならないのかと
いうところを、政策的にもこれは考え直す必要があるんだと。

70歳になると、お祝いが、少ないけれども1万円が当たるということが、それもある
のか分かりませんが、そういったところで時代の変化、あるいはこの長寿の時代
に、逆に言うと、70歳を老人なり敬老として迎えるということが失礼ではないのかとい
う感じもしないではないなという気がします。

そうすると、多分、80歳でも、ようやくそこそこリタイアする人が出てくる。であ
れば、俺も随分、ここに、世に尽くしたなど、社会に尽くしたなど、上土幌町に尽くした
な、そんなことで、ここにもお話もありましたように、出てきて、「今年も会えてよか
ったな、元気だね」というような会話なり、そしてまた、まだこれからも頑張ってい
こうというふうになるんじゃないかなと。

70歳の人に、これまでありがとうございますというのは、もはやもう、いかななもの
のかなというような、今回の質問を受けて率直な感じを受けたところでの私の考え方で
ございます。

○議長（小椋茂明議長） 8番、馬場敏美議員。

○8番（馬場敏美議員） ただいま町長の答弁にあった、私もそのとおりでというふう
に思っています。

本当に70歳ってまだまだ若いんだって。逆に老人扱いされて叱られたりとかという、
そういうこともあるんだと思います。それから、75歳を境にして、前期高齢者、後期高
齢者、そんなふうにも呼ばれたくないという、そんな方も中にはおります。そういうこ
とも含めて、これから考えていかなきゃならないんだと思います。

その基礎資料とするためには、私は高齢者の意識調査ですとかアンケート調査を、も
う一度する必要あるのかなと、そんなふうに思っております。

そして、中には、対象者が夫婦どちらかであれば、夫婦で参加したいんだよねという、
そんな方もいました。そういうことも含めて、調査をする中でいろんな意見が出てくる
のかな、そんなふうには思っておりますので、意識調査ですとかアンケート調査も、一つ

の在り方として考えていただければな、そんなふうに思っております。

次に、敬老年金についてお伺いいたします。

本町では、答弁にありました。100歳で2万円、88歳で1万5,000円、70歳で1万円支給されています。88歳、70歳については、それぞれ5,000円が商品券で支給という形で支給されています。

管内の自治体の100歳の祝い金は、10万円からないところもあります。近隣5町、鹿追、音更、本別、土幌、上土幌町をちょっと調べてみました。4町が10万円の支給というふうになっております。

私は、こういう中で、先ほど町長も答弁ありましたけれども、今後、その辺の在り方も含めて検討するというふうに言っておりますけれども、ぜひできれば10万円の方向で考えていただけないかなと、そんなふうに一つは思っております。

それから、次に、平成30年度から令和4年度までの5年間のお祝い金の受給者数と、あと支給金額についてどうなっているかちょっと調べてみました。5年間で659人が受給しているんですね、70歳、88歳、100歳。年平均で132人となっております。100歳の方は、平成30年度と令和2年度、令和3年度が1人ずつ、令和元年度と4年度が2人というふうになっています。この中で、お祝い金に占める商品券の割合が、5年間の総支給が769万5,000円のうち326万円、42%が商品券の支給というふうになっています。

これで、私、ちょっと違う視点でこれを見てみました。経済的な視点で見たときに、最近では、経済の地域内循環の必要性というのが盛んに言われるようになってきております。この視点で見たときに、高齢者施策を通して、このお金が、地域内循環が図られているというのが一つあります。

また、近年、高齢による免許の返納等によって、日常の移動範囲が狭まると同時に、生活の範囲そのものの縮小が余儀なくされておまして、必然的に日用品ですとか食料品は、地元からの購入が中心になっていきます。これも経済に大きく貢献することになっていると思います。

また、配食サービスなんかもそうなんだろうなと思っております。高齢者の方々が、消費を通して地元経済を下支えしている状況がこの辺でも見えてくるのかな、そんなふうに思っております。

この視点からも、ぜひ改善方向で検討を願えればと思っておりますが、経済的な視点も含めて再度お伺いしたいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 まず、アンケート調査についてです。

これは、ぜひ実施してみたいなど、そんなふうに思っております。

ただ、対象年齢を、今の入居者、これからの方が65歳だとかというのがありますけれども、幅広く、もう既に高齢になられている方だとかも含めて、ちょっと調査の内容を見直ししながらどうあったらいいのか。そんなところからも改善の方策が少しでも見えてくればいいなど、そんなふうに思います。

それから、お祝い金との関係であります。

100歳のお祝いで、大体は敬老会の際に、実際においでになる方というのはほとんどいないですね、現実の問題は。皆、施設の中だとか。お祝い金は、あるいは祝状については、内閣総理大臣からと、それから町からも出しております。行って、いわゆる施設だとか、あるいは自宅でお祝いするということがありますけれども。

ただ、今お金の話が出ましたけれども、100歳に現金で送るとするのは、どんなものかなということも常々思っております。というのは、ほとんど100歳、実際対面をしてお渡しをしますけれども、やっぱり症状が進んでいるという方がもうほとんどなんですね。本当にまれに元気な人はおりますけれども、そういったところにお金を10万円、あるいは2万円渡して喜んでいただいているのかということになると、多分そうではないだろうな。

それは、今まで介護をしてきたんだから、家族にという話もあります。それは違った形で、もう自宅で介護している。今、介護度3以上、前まで4以上でありましたけれども、3以上のお年寄りを介護している家庭のほうには年間5万円です。毎年、何ていいますか、慰労金といえますか、そのようなことであげて、そして、ご苦労さんと、こんな感謝の意を示しているんです。

今までよりも介護度を下げました。介護度4になると、なかなかもうほとんど施設です。ですから、3になったら自宅でという人もいるだろうから、そういったことで、その現役の時代に、手厚い支援をさせていただいているというふうに思っております。

100歳になって、天寿を全うするということもありますけれども、元気な人も、100歳になったら、そう大病を患うことなく、穏やかに次の世に移られていくというケースが、しょっちゅう行っていることなので、あっ、この間には行ったばかりなのに駄目だったね、というような状況です。そんなことを考えると、現金というのはどうなのかなというのは、僕の今率直な。

そうすると、それじゃ、家族にとって親が、あるいは祖父母が元気で長生きをして頑張ったと。その証となるものを、そのお祝いの品としてその家庭のほうに届けて、そして、仏壇なり、あるいは後々の時代まで語り継いでくれれば、これのほうがもっと価値

があるのではないかなということは、個人的にはそんなことを思ったりもしているんです。

その意味で、今、当たり前前に100歳の人というのがありますけれども、これで手厚い10万だから、立派な町としてやっているということでは、ちょっとその辺は、一線が私にはあるな。ただ、今でいうと70歳だとか88歳はまだ使えるかも分からないです。やっぱりもらったら自分で使えると。こういうお金の使い方なり、感謝の意を示すというようなことも含めて見直しをとというのは、ここで書かせていただいたのはそこでありませう。

そのことによって、決して、お年寄りを粗末にしているということではなくて、本当によかったなということのためには、その辺のことも考える必要があるんじゃないかなということを経験の中でも感じましたので、率直に町長としての意見を述べさせていただきます。

いずれにしても、敬老会の在り方です。ですから、本当に敬老会に来てよかったなと、みんなと会えてよかったなと、こういう年というのは何歳なのかな、こんなことも率直なところでやっていければなと。

今までやったのを変えるというのはなかなか大変なんですね。70歳で、一応敬老会に呼ばれて、それで参加しなくても現金のほうは届くんです。多分、参加しなかったらあげませんと言ったら変わっているかも分からないですけれども、そんな打算ではないだろうとは思いますが、いずれにしても、大きな見直しの時期なのかなと、そう思います。

ただ、このことで今やめる、あるいは縮小するという話ありましたけれども、やめるということは、それは考える必要ないだろうと思います。

○議長（小椋茂明議長） 8番、馬場敏美議員。

○8番（馬場敏美議員） ただいま町長答弁ありました。

在宅介護を含めて地域支援事業の見直しということで、要介護4から要介護3に拡大して、5万円の支給ということで、この4月から実際に実施されております。

私は、金額が多いから少ないからということの議論はするつもりはないんですけれども、ただ、年を重ねていく上での励みになるのかな、私はそんなふうに思っているんです。88になりました、90になりました、95になりました。そういう過程の中で、何とか100歳まで頑張ろうかなみたいな、高齢者の方にとっての頑張りの一つにもそういうものがつなげていけば、本当に元気で長く生きていただけるかなと、私はそんな観点からちょっとこの金額を述べさせていただきました。

いろいろ、今後、検討していくということですので、先ほども言いましたけれども、高齢者福祉の視点と経済的な視点をもって、再度この敬老会、敬老祝い金含めて検討を願えればなど、そんなふうに思います。

次に、火葬場についての質問をさせていただきます。

答弁いただきましたけれども、現状認識については私もそのとおりだというふうに思っております。その上で、今後の整備に向けた方向性をもう少し明確にしていきたいなということで質問をさせていただきます。

本町では、公共施設等総合管理計画を策定し、その中の公共施設等の管理に関する方針として8項目掲げています。そして、その中の4点目に、耐震化の実施方針ということでは、昭和56年以前の新耐震化設計基準に満たない公共施設については、計画的補強改修、もしくは建て替え実施。未実施施設については対応を検討していくとしております。また、5番目の長寿命化の実施方針では、建て替え周期は、原則、大規模改修を経て構造体の耐用年数まで使用し、さらに使用が可能であれば、長寿命化改修を行って長期使用するというふうにしております。

この2点についてなんですけれども、現状の火葬場が昭和55年建設したということで、この新耐震化設計基準を満たしているのかどうなのか、この点と、あと耐用年数がどうなっているのか、この2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 そもそも、規模で面積要件だとか、それから階層です。そういったことも耐震化の義務づけの基準になっておりまして、そういった意味では、火葬場については耐震化の義務化はされていないということです。

ですから、学校だとかこども園なんかでも、2階建て以上で何平米以上のところが、耐震化のいろいろ基準に沿って、検査なり対応をしなければならないということでありまして、火葬場については、もうそういった基準には合致していないこととなります。

あと、長寿命化でありますけれども、一応耐用年数としては、木造については20から25年くらいということで、それに長寿命化等々を加えると、四、五十年もつということでもあります。

今、国も含めて大きな流れとしては長寿命化です、全て。道路にしても、橋にしても、建物にしてもです。そういったことでコストの削減と、それから、もう一つはSDGsの視点もありますし、脱炭素の視点もあって、総合的には、そのように使えるものは使っていこうというのが大きな流れであります。

一時期は、もう何でも壊して新しいものを建てればいいやという時代もありましたけれども、もう時代はそういう時代ではないよと。本当に使いこなした上で、本当に必要なものは建て替えをするというのが今の流れでありますから、その流れの中の公共施設の一つとして、適切に改修なり管理をした上で、その上で、どうしてももうもたないということだとか、あるいは、時代の大きな流れ、ニーズといいますか、大きな社会の変化の中で、もう今々の施設では対応し切れないだとか、こういう不具合だとか出てきたときには、速やかにその在り方については検討をしていくということだろうと、そんなふうに思いますが、今々については、総合計画なり、あるいは公共施設の整備の在り方等々に基づいて淡々とやっていければなど、そんなふうに。

中でもやっぱり一番問題なのは火葬炉のところですが、炉がやっぱり生命なんです。生命線は炉でありますから、そのところは常に点検をして、もうあれが寿命がもたないということであれば、もう新たに改築するということは考えると。上物のほうについてはそもそもあそこの中では何ていいますか、改修なり新築する一番の要件というのは、火葬炉のほうの問題だということでもありますから、その辺についてはしっかり点検をして対応をしていきたいと、そんなふうに思っています。

ただ、古いですからね、今の新しいところからくれば貧祖なところもあるかと思えます。その辺については、直していかなければならないところは直していきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（小椋茂明議長） 8番、馬場敏美議員。

○8番（馬場敏美議員） 新耐震化設計基準については、これは義務がないというようなお話で、また耐用年数については、使えるうちは使っていくというような答弁だったというふうに思います。

私、今回、選挙の年でもありまして、町民の方といろいろ話す機会がある中で、非常に新しい火葬場が欲しいねという話はたくさん聞かれました。そういう面で、ハード、ソフト面含めて、本当に最後のお別れをするときに、気持ちのいい場所で送ってやりたいみたいな話たくさんありましたんで、ちょっとそういうことも含めてつけ加えておきたいと思えます。

次に、同じく公共施設等総合管理計画の中の建築系公共施設の管理に関する基本的な方針で示されている今後の主な事業予定の中で、火葬場については、令和5年度から8年度を期間として設備機器、部品交換と火葬耐火物積替えをするとしています。答弁の中では、当面の間という答弁がこれに当てはまるんだろうというふうに捉えております。

また、第6期上土幌町総合計画における火葬場の施設内容は、施設設備の維持管理と

火葬場の建て替え等について検討するというふうにしております。ご存じのように第6期総合計画は、2022年度から2031年度の10年間の計画で、この計画を前期基本計画5年間、令和4年度から8年度、後期基本計画5年間、令和9年度から13年度に分けております。

この2つの計画を見合わせてみると、建設系公共施設の管理に関する基本的な方針では、今言いましたように、今後の主な事業の予定が令和5年度から8年度で明示されております。第6期総合計画の中の火葬場の建て替え等の検討については、前期基本計画5年の中に含まれているのかどうなのか。この部分、建て替えについての検討等、含まれているのかどうなのか。

私はこの2つ比べてみて、総合計画の前期5年間の中に、建て替え等の検討等というのは含まれていないのかな、そんなふうに思って読ませていただきました。この辺について伺います。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 今お話あったとおり、全体的な体力度だとかを含めて、計画としてつくり上げたということであります。

当面は、耐火物、炉の整備だとか、そういったことを中心にしていきたいということであります。後期というのは、おっしゃったとおり8年度以降ということになりますが、この施設関係だとか公共施設については、財政計画全体の中でにらみながら立てているということであります。

優先度も、その中での後期のほう、全体から見てそういうことだということでの計画になっておりますけれども、この辺のところというのは、やっぱり状況によって前倒しになったり、あるいはちょっと遅れるということだとか、長期計画でありますので、その辺の前後というのは、確定して、がんじがらめに固定して考えなければならないということではないというふうに思います。

全体としては、大きな枠組みとしては、このスケジュール感でいきますよということでもありますけれども、ひょっとして台風で屋根が飛んだなんてことあるかも分かりませんから、もちろんそんなときには替えなきゃならないことも出てきますので、そういう弾力性は持つておく必要があるというふうに思います。

○議長（小椋茂明議長） 8番、馬場敏美議員。

○8番（馬場敏美議員） 最後になりますけれども、私も質問の中でもお話ししましたけれども、ユニバーサルデザイン化ですとか脱炭素というのは、今、本町に求められている重要な視点だというふうに思っております。

また、町民の方の要望等も含めて、ぜひこの長期計画の中で前倒しをしながら、町民の要望に応じていけるような、そして、自分が長年この上士幌町で住んで、上士幌町を去っていくときには本当に気持ちよく送っていただける、そのような視点に立って再度考えていただきたいなというふうに思います。その辺を強くお願いしまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小椋茂明議長） 答弁いいですか。

以上で、8番、馬場敏美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 1時46分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時47分)

◇ 中 村 哲 郎 議員

○議長（小椋茂明議長） 次に、4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） 私は、企業滞在型交流施設の現状と今後の活用計画についてということで質問させていただきます。

企業滞在型交流施設「にっぽうの家 上士幌」は、町外企業・個人と町内企業・個人が交流し、イベント等を通じて本町の魅力を発信し、関係人口拡大を図る目的で、昨年4月に、国の補助金を含め1億2,000万円余りを投じて造られた施設です。

この「関係人口拡大を図る事業」は、私を含め多くの町民が期待している事業の一つですが、この1年間、閑散とした風景が続いています。

つきましては、開設来の利用状況並びに新たな業務提携先を迎えての今後の活用計画についてお聞かせください。なお、開設来の利用状況については、前回の一般質問の際にご回答いただいた数値と比較できる形でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 企業滞在型交流施設の現状と今後の活用計画について、中村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の開設来の利用状況についてであります。

「企業滞在型交流施設」、通称「にっぽうの家」は、企業と連携して関係人口を創出することを目的として、令和4年4月に開設した本町の情報発信拠点施設です。施設整備において、地方創生拠点整備交付金を活用することで、工事費1億806万円に対して、

国庫補助金5,403万円、後年次に交付税措置のある補正予算債5,400万円、町の負担となる一般財源の支出につきましては3万円でありました。

この「にっぽうの家」につきましては、他の指定管理施設とは異なり、町が指定管理料を支払うのではなく、指定管理者が施設の利用料金を収入として施設管理、運営を行っております。また、指定管理期間を10年間とし、年間120万円の施設維持協力金を、指定管理者が町に納める協定を締結しているため、町は年間120万円の収入を得ております。

施設の利用状況といたしましては、滞在スペースは、昨年9月定例会において、4月から8月までは21企業136人であったと答弁させていただきましたが、その後、9月から3月までの利用状況は16企業138人でありましたので、年間では37企業274人の利用となっております。

また、交流スペースの活用状況につきましては、8月下旬に全国の若手起業家が集結したトーク配信イベントの実績についてはご報告いたしましたが、9月以降の状況につきましては、施設に滞在した企業が交流会等に利用したほか、販売イベント、オンラインイベントの配信、地域おこし協力隊の交流の場として計4回の利用があり、無印良品の移動販売イベントに約300人、かみしほろ見本市にオンライン視聴を含め約3,500人、地元事業者と上士幌高校がコラボしたパンの販売会に約60人が参加しており、令和4年度は、累計14組735人に交流スペースが活用されております。

2点目の新たな業務提携先を迎えての今後の活用計画についてであります。

業務提携につきましては、都市部から十勝エリアへのワーケーションを活性化させることを目的として、「にっぽうの家」の指定管理を受けている株式会社スパイスボックスと、帯広でホテルやコワーキングスペースの運営を行い、ワーケーション受入れに関するプロジェクトを展開している十勝シティデザイン株式会社が、民間企業間の連携を行っております。

この連携は、ワーケーション誘致に向けた都市部イベントの開催や情報発信の強化、首都圏企業で構成される団体との、上士幌町を中心とした十勝エリア内のワーケーション型滞在ツアーの実施を図っていくもので、両社が持つ強みや企業とのつながりにより、帯広空港を拠点とした上士幌への首都圏からの集客を増やすことで、「にっぽうの家」の活用促進に期待を寄せているところであります。

今後の活用計画についてであります。数多くの地方自治体が都市部企業のテレワークやワーケーションの受入れに力を入れ始め、施設の整備も進めていることから、「なぜ上士幌なのか」、「なぜにっぽうの家なのか」といった選ばれる動機づけとなる「コン

テンツづくり」を進めてまいります。

具体策といたしましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、6月下旬より、上土幌町にてテレワーク、ワーケーション滞在をされるご家族のこども園留学の受入れを開始いたします。3歳から5歳までの子どもを持つご家族が、保護者は「にっぽうの家」でリモートワーク、お子様はこども園で遊び、学び、余暇は町内各所でご家族一緒に様々な体験に触れるなど、子育て世帯のワーケーション推進にも積極的に施設を活用してまいります。

7月下旬からは、同交付金事業で、デザイナーやアーティストが「にっぽうの家」に滞在しながら、上土幌町の自然や文化に触れ、滞在期間中に沸いたインスピレーションにより上土幌ゆかりの制作活動や商品開発を行う「かみしほろアーティスト・イン・レジデンス」事業を開始いたします。

また、指定管理者より、かみしほろ縁ハンスプロジェクトと連携し、都市部から料理人を招き、プロジェクトに参画する町内事業者の生産物を、収穫から消費まで提供するツアーを「にっぽうの家」を拠点に企画していることや、施設を活用したイベントとして、昨年実施し好評であった無印良品の移動販売イベントや古着の移動販売会、また、指定管理者の持つネットワークを通じて、企業の研修、合宿の利用意向をいただいていることから、企業と連携した交流イベントを企画していきたいとの報告を受けておるところでございます。

指定管理者から企業への働きかけとして、WeWork入居企業向けに「にっぽうの家」活用プランの提案と、首都圏からの利用客が帯広空港経由で来町する方が多くを占めることから、航空券と「にっぽうの家」への滞在をセットにして低価格で利用しやすくなるパッケージ企画について、航空会社と協議を進めていると伺っております。

昨年度は、オープン1年目ということで施設の知名度も不足であり、十分な活用状況ではありませんが、今年度は既に20企業327人の予約が入っており、現時点で、利用予定者数は昨年度の実績を上回っている状況にあります。

これらの活用策以外にも指定管理者との協議を密にし、さらに多くの方に活用いただけるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小椋茂明議長） ここで暫時休憩を取りたいと思います。

（午後 1時56分）

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） 町長、答弁ありがとうございました。

前回の一般質問で、ちょっといろんな問題発言あったのでご迷惑をおかけしましたが、今回、ちょっとそのようにならないように気をつけます。

今回、一般質問したのは、前回同様、見ている限りはあまり使われてないような、そういう感じが私だけでなく、あそこら辺の付近にいる皆さんもそういう意見があったので、また質問をしました。

答弁にありましたように、4月から8月、前回のです、5か月間で21企業136人。今回9月から3月まで7か月で16企業138人、年間では12か月、37企業274人ということになります。これをちょっと平均してみると、前半が1か月当たり平均4.2企業27.2人、後半は1か月当たり2.3企業19.7人、年間では、平均3.1企業22.8人ということになります。

私の、普通に計算したら、年間1か月平均で約3企業ですから、仮に1企業で3人来たとしたら、稼働日数、多分、延べでしょうから、1か月当たり七、八日。4人で来たら五、六日ぐらいの利用になると思いますが、やはりこれだと、閑散だというのは何か分かるような気がします。あと、イベントで14組735人が利用とありますが、これも月に1組ぐらい、1組強ですから、いずれにしてもやっぱり閑散としていると思います。

この数値よりも、さらに我々が見ている感じでは、まだ少ないなという感じがしているので、ただ、それは気のせいかもしれないので、一応数値として聞いてみました。

これ、やっぱり閑散していると思うんですが、この点はどう思われますか。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 実際、ご指摘のとおりだと、そんなふう to 思います。

どれだけ初年度から営業活動だとか、それが、準備がしっかりなされていたと、どうなのかというようなこと。もう一つは、初年度、この中にもありますけれども知名度だとか、それからワーケーションなりテレワークをしている会社とのそういう情報の提供、発信だとか、多分、あまりされていなかったんでないだろうか、こんなふう to 思っております。

ただ、私どもとして期待していたのは、スパイスボックスそのものが広告会社であるということであるから、その辺については抜かりなくなってもらえるものだろうなど、そんなふう to 思っていましたけれども、現実 is そうでなかったということがあります。

ただ、その年次計画の中でも、多分、想定よりも低いというふうに思いますが、その初年度、2年度、3年度、だんだんこれは営業としては実績上げていくという、その見込みであるというふうに聞いていますし、そのような計画になっているということでもあります。

ただ、当初よりも少ないという事実は、私も強く感じているところだということでもあります。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） これからのことに対しては私も十分期待しているので、それはそのとおりかと思うんですけども、ちょっとあまりにも今の状況だと閑散過ぎるのかなというふうに私は思っていますし、皆さんもそう思っているかもしれません。

ちょっと話題変えますが、指定管理者から月10万円支払われているというのは私も認識しているところであります。次元違いますが、一方でインターネットとかの情報では、一般の木造住宅の修繕費というのは30年で500万ぐらいかかると。あそこ2棟建っているんで1,000万ぐらいかかると、30年です。仮定して、月10万で30年貯めると3,600万になりますけれども、なので十分じゃないかって思うかもしれませんが、以前の予算委員会か委員会かちょっと忘れちゃったけれども、この10万円の積立てというのは、この施設のためだけに使われるのではなくて、いろんなところに使われるようなところに入っているというふうに認識しておったんですけども、蓄えられている勘定科目って何なんですかね。それと、私の今の理解で正しいですか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 基金として積み立てているということではなくて、諸収入ということで科目を設定している、そこに入っているということでございます。言ってみれば、いろんなところに使えるということでもあります。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） とすると、3,600万という、30年ですけども、結構少ない金額かというふうに思います。

この前の公共施設の総合計画の中で示されている、過去は、1年当たり2億4,000万ぐらい修繕費とかにかかるといって出ていると思うんですけども、それが長期の計画を立てると年間5,300万ぐらいと、そんなような。それにしても、やっぱり3,600万じゃ、年間だから、120万じゃ全然足りないですよ、と思うんです。

ですので、この10万円積み立てているから云々というのは、ちょっとあまり感心できないなというふうに思います。ないよりはましかというぐらいにしか思えないです。

こういうような公共施設って、にっぽうの家は、ほかのと違って10万円納めていますという、そういうものがないと思うんだったら、ほかの施設でもそういう計画ってないんですか。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 施設の維持管理、運営するという、そういう収支計算からいって、成り立つものであれば、いわゆる、それらを収入をもって運用するということは十分あるだろうと思います。

ただ、現実の問題は、公共サービスという側面も一方では持っているという施設がたくさんあるわけでありまして。例えば、牧場にしても指定管理はしておりますけれども、いわゆる公共性があるって、あそこで育成をする。それから、道の駅についても、最終的には指定管理料はなくするという方向で動いていきますけれども、しかし、公共性のあるところについては、町はそれを支払っていきますよというようなことであります。

そもそも、経営として成り立つところについてはやってもらいたいということでありましてけれども、町がその施設を設置をして、運用は民間であったり、あるいは団体であったりするというところについては、そういう様々な目的が、単なる営利だけはないという側面がありますので、その辺については、必要な応分の負担は町が必要になってくるだろうというふうに思います。

今回のこの施設も、単に旅館業だとかそういったことで利益を上げるという前提であれば、別にそれは町が造らなくてもいいわけでありまして。いわゆる企業と連携を取って、その上で関係人口というふうにも言っておりますけれども、場合によってはサテライトオフィスだとか、新たな雇用だとか、それから、いわゆる企業誘致、そういったことにつなげたいというのが大きな狙いとしてそこにあるわけでありまして。それは、単に営業という問題だけではなくて公共性があるということでありましてから、町が、いわゆる使用料、修繕も含めて、向こうのほうにそれなりの負担を求めべきだというのは、設立の趣旨からしてそうはならないということをご理解いただきたいと思っております。

ただ、120万というのは、書いていることが、議員にとってどうも意に反するなど、これだからいいんだろうというような見方があるとすれば、それは間違いでございますので、そのことによってよしとするものではないと。

ただ、今までの通例から見ると、まだ企業努力をします。企業努力をして成り立つかどうかというのは、僕らのほうとしては見通しが立たないんで、民間との連携を図って指定管理をしているということです。

ですから、多分、1年目、赤字だと思います。それは、会社のほうでその赤字分につ

いては負担をしているということでもありますから、それに対しては、収支を取るような努力は当然重ねてくるものだ、このように思っておりますし、それが閑散としている状況から少しでも脱却して、明かりがともって活発化になるということ。それが企業にとってもプラスになることでもありますし、町にとってもプラスになるということ。

これは、ぜひ期待したいし、いろんな何ていいますかね、戦略を持ってやってもらいたいなど。同じようなことを何年も質問されるようなことないようにというのは、僕らのほうとしても強い思いを持っているところでもございます。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） ところで、この10万円なんですけれども、指定管理者であるスパイスボックスさんが支払っているんですよ。

今度、新たな業務提携者と契約したということなんですけれども、その契約書というのは、私はちょっと資料要求したんですけれども、残念ながら見ることはかないませんでした。業者間のものであるというのが理由でしたが、百歩譲ってそうだとすると、町長、副町長、担当課長は確認していますよね。そこをちょっとお聞かせください。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 私どもは確認しておりません。

民民の関係だと。そこまで町が拘束して、内容に踏み込むというのは考えておりませんし、別に来ておりませんので、分かりませんということでございます。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） それでも、何かあれじゃないですか。

そこに書かれていることが、町に対して何か係ってくるようなこととか、そういうので、一応見ないけれどもチェックするぐらいはしたほうがいいんじゃないかなと私は思っていたんですけれども、それも民民の間ということでやらないということ、そういう理解でいいですか。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 その内容については、聞き置くことは十分問題ないだろうと、そんなふうに思います。

どのような内容で、あの施設を、お互い連携をして利用度を深めたり営業につなげていくのかと。これはこのことに限らず、年間計画なりそういったものが出されてきてまいりますから、そういう連携によってどんな事業を組み立てるのかというようなことは、私どもとしても関心のあるところだと、そんなふうに思っております。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） 実は昨日、私、午前10時頃ですけれども、協定書に書かれている事業計画書、収支計画書、月次報告書、年間業務報告書、アンケート調査の結果、これらを一応要求しました。

それが、なかなか出てこなくて、ただコピー取るだけだと思ったので気楽に考えていたんですけれども、なかなか出てこなくて、これがそうなんですけれども、22枚の資料が出てきたのが夕方6時ですね。8時間後に出てきたわけなんですけれども、ちょっとコピー取るのにそんなににかかるのか、相当忙しかったので申し訳なかったのかもしれないですけれども、そういう資料に対して、何でそんなに時間かかるのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 そのやり取りについては、私どもは承知をしておりません。

担当のほうから後から出てきたということであれば、それなりに理由あるだろうと思いますけれども、企業のほうとしても、要求して、それなりに理由があったのかどうか分かりません。

担当課長のほうが担当しておりますから、課長のほうから説明させます。

○議長（小椋茂明議長） 梶デジタル推進課長。

○梶 達デジタル推進課長 昨日、資料要求のあった昨年度の実績報告並びに今年度の事業報告書につきましてですけれども、今回の会期中の委員会において、皆様に実績と今後の活用の方策というところで、皆様にお配りをさせていただきたいと思っております。

皆様に同じタイミングでというところがございましたけれども、昨日、来られて、見たいというところでしたので、昨日中に確認を取って提供をしているわけで、我々も違う業務をやりながら、昨日、朝10時に要求があって、昨日中に何とかというところで、電話のやり取りもさせていただきながら提供させていただいたというところで、それほど対応に問題があったとは思っておりません。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） 忙しいところ申し訳なかったとは思いますが、ただ、もう資料、コピーするだけだったと思うので、ほかの方に頼んでも全然対応はできたんじゃないかなというふうに私は思っています。何かやっぱり、対応に問題はなかったかもしれませんが、時間かかり過ぎじゃないかなというふうに私は思いました。

あと、この受け取ったときに、今年度の計画書、つまり、この協定書によると、今年度の3月31日までに出すことというふうに決められています。ですので、3月31日付の書類がもうあって、いいですよ。それをちょっと出してくださいというふうにも言っ

たんですけれども、それは今度の委員会に出しますというふうに言われました。何で1週間後なのかがよく分かりません。コピー取ったら、今でも出せると思うんですけれども、その1週間後だというのがちょっとよく分かりません。それも何か事情があるんでしょうけれども、一応そのところがちょっと腑に落ちないところがあります。

次に、出されたこの資料の質に関してのちょっと問題なんですけれども、この計画書です。計画書というのがまずあって、それに対して1年後の年次報告書というのがあります。まず、計画書については杉原副町長が最終の印鑑者になっています。町長マターじゃないんですかね。何でそんなことを言うかという、年次報告書のほうは竹中町長の印鑑が押してあります。つまり、竹中町長もご覧になっているわけです。計画書のほうは杉原副町長、で、報告書のほうは竹中町長。これはどういうことなのかちょっといいですか、ご説明。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 別に意図はないと思います。

副町長の判断で、それが最終決裁で、副町長のところでいいとそう判断されて決裁されたということであります。報告書は報告書として、決裁は私のほうでしたと、これもまたそれは決裁をしておりますけれども、計画については副町長のところで判断をされたということでございます。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） でも、これは計画書として町長は読んでいらっしゃるんですよね、当然、計画書は。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 読んでおりません。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） そうなんです。上士幌町長様で出ている文書なんだけれども、町長は見えないということですね。はい、分かりました。

あと、年次報告書なんですけれども、実は計画書のところには、一番見やすいところとして、事業計画では、収支欄のところに515万円のプラスというふうに記載されています。それが年次報告、つまり、結果ですね。471万円のマイナスになっています、約1,000万ひっくり返っているわけです。

その主な要因としては、施設利用料がマイナス374万円、自主運営事業がマイナス398万円、これが予想よりもこれだけ減ったということです。あと、支出について216万多くなりましたと、これ、全部合わせると約1,000万ぐらいになります。このぐらいの齟

齧が、計画が計画倒れに終わったということです。

私が問題にしたのは、先ほど町長言ったように、1年がどうこうとそんなこと言っているんじゃないくて、プラスの計画から結果マイナスになったこと。その原因、改善策に全く触れていないということなんですよね、この報告書がです。そんな報告書ありますか。

私は、少なくともプラスで見積ったものがマイナスになりましたと、これ、重大なことです。ですので、プラスで見積ったんだけどもマイナスになりました。中の原因は、こうこうこうですというのが報告書じゃないんですか。その報告書に対して、全ての人が印鑑を押しているわけです。これでいいですよということなわけです。本当にいいんですか、それ。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 まず、決裁の関係で、竹中町長宛てというところに町長の印がないと。

これは、ほとんどの公文書等については町長宛てに来るんですね、最高責任者ということで。それは、そのいろいろ農業の関係だとか、あるいは条例上のことだとか、いろいろなこと含めて決裁が課長のところで終わるところ、それから副町長に行くところ、町長のところに行くところと、こんなふうにありますので、それはそのときの判断の中でそうしたということでございます。

それから、収支決算の当初の見込みと、結果として大きな違いがあったということ。これは、こちらとしてもよしとするところではないということでもあります。それが、次回のときにどのように改善されるかというのが、次のところで出てくる話だろうというふうに思います。

何たって、もうこれは多分、会社の中でどう説明されているのかというのが一番だろうと。いずれにしても、町に対してはやるべきことは取りあえず。ただ、実績としての成果、いわゆる企業滞在型ということですから、企業の方々が想定よりも少ないということについては、これはやっぱりいろいろ問題あるなというふうに思います。

ただ、その中でも、1年間の状況の中では触れてはいませんが、例えば、初年度の知名度の問題だとか、あるいはコロナ禍だとか、そのようなことはあるだろうと思います。これは日常的に、多分、担当者と、それから向こうのほうの管理者と話をしながら、どういうことが原因だったのかということは話されていると、そんなふうにおもっております。それが文書になっているか、なっていないかということだろうというふうに思います。

そういったことを踏まえて、今、新しいことに、取組についてどうしているかという

のは、これは十分納得できるかどうか分かりませんが、今回答弁させていただいたことだとか、あるいは新たな取組だとかそういったところに取り組んでいるというのは、そういう反省の下での次期に対する対応と、そのように認識していただけるものだと、そんなふうに思います。

○議長（小椋茂明議長） 梶デジタル推進課長。

○梶 達デジタル推進課長 今、町長からも答弁あったように、我々は定期的に月2回の指定管理者とのミーティングは行っておりますし、もちろんこの1年目の着地を、我々担当課としてもよしとしているわけではございません。

それでいて答弁書の中にも、今具体的にやっていこうとしていることが触れられていたかと思えますし、この年次報告書の一番最後のページのところですね。6番、その他、業務遂行上、改善に関し必要とする事項というところに、まさに今回のシティデザインさんとの業務連携を図って、東京、都市部からのワーケーションを活発化して、帯広と連携した上士幌町への送客を強化しといった、そういった文面が掲載されているかと思えます。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） 町長が最後に答弁した今後やっていきたいところというのが、計画していることがいろいろ載っているわけです。

私はそれを確認したいがために、今回の5年度の計画書を見せてくれというふうに要求したんですけれども、それもかなわなかったわけです。今度の委員会で出しますということなんですけれども、3月31日時点で、もう出ているはずなので、コピーぐらい取れてもいいんじゃないかなというふうに私は思っているんですけれども、それが出ないということであれば、何かちょっとおかしいかなというふうに私は思います。

あと、今回、2月15日に、公募によらない指定管理者の選定というのがありました。今回、そのときの資料をひっくり返して見るといろんなこと書かれています。もう、いろんなこと、できますよ、できますよというのが、結構大風呂敷広げていました。

その中で、皆さんに直接あるところでは、やっぱりマルシェを年6回開きますとか、あとこの間のイベントを年4回やりますとか、それが今回の4年度の事業計画では、イベントの開催10回と結構多く、意気込みは買いますけれども、あと企業との連携イベントは4回であり変わらないんですけれども、結局地元とのイベントは年4回、企業とのイベントは年2回というふうに半分ぐらいの結果で終わっているわけです。

こういったことも、先ほど町長、何回も言われているように、まだPR不足だとかいろいろあるかもしれませんが、もうこれで将来、私、大丈夫かなというのが、さ

っきの年次業務報告書を見ても、大丈夫かなというのが私の率直な意見です。

協定書の第23条の2に、町による業務改善勧告というのがありますけれども、業務改善勧告までいかななくても、注意ぐらいは私してもいいんじゃないかなという、私はそういうふうに思う次第ですけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 その辺の判断については、なかなか今即決できるような状況ではないだろうというふうに思います。

いろいろ、これが複数年にわたっているだとか、目に余るような怠慢な状況があるだとか、いろんなことが多分、その際にはあるんだろうというふうに思います。

去年の5月から、運用始まっていったということ。これは、ほかのところでもそうですけれども、コロナ禍でほとんどマイナス営業をされているというようなこと等々を含めると、いわゆる様々な社会的な背景から、情状の余地も多分あるんだろうし、加えて今後どうしていくのかというようなことだとか、そのようなことも含めて対応すべきであって、この一面的なことだけで、ある意味では、むしろ意欲をそぐようなことがあってはならないんだと、そんなふうに思います。むしろ前向きにどうするかという前提で考えていくべきではないだろうかなと、そう思っています。

○議長（小椋茂明議長） 4番、中村哲郎議員。

○4番（中村哲郎議員） 私からは最後になりますけれども、関係人口に係る案件は、私、本当に賛成の立場を取っています。

私をはじめ、こういった案件に賛同する方々に、こういったちょっと釈然としないことがあると、問題じゃないかなというふうに私は思っています。

ですので、今後に期待はしておりますが、昨年度、好評だった無印良品。無印良品というキーワードは、町民の方、皆さん言うんですね。無印良品と関係があるんだろうと、無印良品の物をもっと持ってこいよというような、そんなような意見がかなり出ています。ですので、こういった、去年も私も行きましたがかなりの人が出ておりました。こういうことを、もう本当にたくさんやっていただきたいなというふう思っています。

新たな業務提携による新型のツアー、先ほど言われた新型のツアーとか、コンテンツづくり、こども園の留学、アーティスト・イン・レジデンス、都市部から料理人呼んでという、そんなような企画、いろんな企画が今、出されている。

これをうまく使うのと同時に、音更の無印良品。11月に多分、開業になるかと思えますけれども、ここの移動店舗とかを出してもらって、月1回ここに来るとか、そういったような計画も、皆さん、無印良品、かなり耳についているみたいで期待しているところ

ろもあるので、コロナも明けましたので、ここら辺のところを次回の期待値にさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 当初から、設計が無印だということでの期待があったと。スパイスボックスとも、いろいろ事業連携等をされているということでありました。

その結果と、それから期待というのはそれを感じておりますが、実際にそれだけのことをされてきたのかということ数は少ないと。これはもう、町長としても何ていいますかね、それらを踏まえて気にしていたところで、それはこのままではまずいなというような思いもあって、札幌のほうに出かけて、いろんな形でもっと積極的に参画してくれないだろうか、こんなお話をさせていただきました。

それから、実際現地のほうに来て、その無印の店舗というのは、あそこの方針としては直営が大原則だということなんですね。ですから、音更もあそこ、直営をしているということでもあります。ただ、実際、今、ローソンなんかも出しているところがありますから、そうでもないという新たな経営戦略も出てきておるのかなと、そんなふうにも思ったりしております。

そういう任せておけない、あるいは町民の期待というようなことを踏まえて、ある意味では、それ、おせっかいなことだというふうに思うんですけども、やっぱり経営の主体はスパイスボックスがやって、そして、それをしっかりと、自分たちでもそれをプラスにしていくというのが本来のこの事業体の取り組む姿勢だということで、赤字を望んでいるのは、あそこが別に望んでいる話ではないだろうと思います。

その改善も、多分、図っていかなければならないというふうに思っていますが、そういうことで、ちょっと僕のほうもいたたまれないところがあって、そんな要望もさせていただいたことがございました。できればいろんな形で、販売だけでなく、いろんな事業やっていますから、いろんな連携ができないものかなと、そんな話もしていますけれども、そう簡単に、大きな会社でありますから動かすわけにはいかないと。

それから、食料関係の、レストランの関係もあそこでやっていたという経験があるということで、道の駅と連携ができないものかとか、こんな話もさせていただきました。それについては、今レストラン部門については、もうほとんどが閉鎖をしているということでありましたので、それはもう難しいだろうなど。

あとは、物販の移動店なんか、これについては音更に直営店ができるとすれば、札幌から持ってくるよりもっと近いという関係がありますので、それも一つの地元からの要望として、スパイスボックスはもとより、私どもとしても必要なことであれば、それ

に対する要請活動なんかもしていきたいなど、そんなふうには考えています。

いずれにしても、去年の赤字で一番つらい思いをしているのはスパイスボックス当事者だと思っております。当初の計画があれだけ変わったとすれば、それは株主なり、あるいは社内の中でも指摘されるはずだというふうに思っております。

その中でも契約されたとおり、最低限の約束事は、こちらのほうには物理的な面ではされておりますけれども、当初の関係人口を増やすという意味での利用者が少ないというのは、これは一番の課題として今年度しっかりやってもらいたいなど。

ただ、今の段階で、去年の実績を上回る予約が入っているということでもありますから、これは、それは最低だという前提でこれからどれだけ増やしていけるのか、こんなことは先ほど課長からもありましたように、情報交換をしながら対策を講じていって、実際に成果を上げていくように叱咤激励、そしてまた、こちらのほうとしても応援なり、あるいは、連携協力をしていけるものはしていきたいなど、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小椋茂明議長） 以上で、4番、中村哲郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 2時41分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時41分)

◇ 江波戸 明 議員

○議長（小椋茂明議長） 次に、10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 今回は、2件ほどお願いしたいと思いますが、1件目の5,000人の町が向かうスマートタウンの姿と今後における財政負担のあり方について。

令和3年8月に策定されました「上士幌町SDGs未来都市計画」の骨子の一つとして、将来に向かう我が町のICTを活用したスマートタウンの構築が掲げられています。このことは、目標年である2030年までに積極的にスマートタウンを推進するとされています。これらICTを取り組む行政の分野は広く、医療・福祉、交通、教育など住民生活をはじめ、地域産業や防災等、様々に住民の利便性や産業の振興を図るものとされています。

現在に引き続き、将来に向けICTの活用は、急速に国内外を問わず、多くの分野において推進されるものと思います。我が町も、将来を見据えた人口の構造や産業構成の

推移に合わせ、地域全体が恩恵を受けるべき方向性を持ち、スマートタウンへの取組を進めるものと理解しています。

5,000人の人口と財政規模による町の取組に対する限界もあるからこそ、取り組むべき事業と取り組めない事業があると思います。このことについて次に質問いたします。

- 1、2020年から2030年までの人口の推移と年齢層別人口の予想について。
- 2、これまで取り組んできたスマートタウン関連事業の事業評価と課題について。
- 3、2030年に向けたスマートタウン関連事業の在り方に係る住民理解への取組について。

4、スマートタウン関連事業の持続的推進のための財源額保について。

5、今後、新たに取り組むスマートタウンの関連事業についてであります。

2件目になります。

森林・樹木等を活かしたまちづくりと緑あふれる土地利用計画について。

総合計画では、土地利用の課題の一つとして、公共施設の解体跡地や保育所、小学校の統廃合などによる未利用公共用地があり、「土地利用指針」の見直し、改定による計画的な土地利用の有効活用が必要と示されています。

このことは、まちづくりとしての土地利用に係る計画とその指針を町民に示し、重点として取り組むものとしています。

さて、安心して、ゆったりと暮らせる環境を持ったまちづくりについて、多くの自治体が取組を行っています。その一つとして、「美しい村・まちづくり」をテーマとし、景観などを大切にしたい自治体も見受けられます。

本町は、自然の恵みである大森林地帯を保有していますが、まちなかなどには樹木などによる憩いを感じさせる場所が少ないと感じています。「脱炭素先行地域」に選定され、脱炭素の大きな役割を果たしている森林や樹木などを活用したまちづくりを積極的に取り組むことは、将来に向け魅力あるまちづくりの一つの方向と思います。

土地利用と魅力ある森林・樹木緑化等を活用した指針の在り方について、次に質問いたします。

- 1、まちなか景観を踏まえ、樹木などの利用状況と取組の認識について。
- 2、「土地利用指針」等の作成において、まちなか樹木緑化などによる景観形成を取り入れることについて。
- 3、西団地公営住宅、糠平小学校跡地、黒石平電源住宅等跡地、森林管理署苗畑跡地、旧西保育所など、町の所有する大きな用地における森林及び樹木を活用した「土地利用指針」を基に、まちづくりの戦略を検討及び実施することについて。

4、国道273号線の「もみじ並木」、「三股の白樺並木」、ナイタイ高原牧場に続く「スモモ並木」の評価と魅力発信について。

5、森林、樹木を活用した「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づいた土地利用と住宅地づくりの取組について。

6、森林、樹木緑化に対するふるさと納税制度の活用について。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 5,000人の町が向かうスマートタウンの姿と今後における財政負担のあり方について、江波戸議員のご質問にお答えいたします。

1点目の2020年から2030年までの人口推移と年代別人口の予想についてであります。

2015年（平成27年）に策定いたしました「上士幌町人口ビジョン」においては、2020年（令和2年）に4,762人、2030年（令和12年）には4,460人となる推計をしております。10年間で人口は302人減少すると見込んでおりました。

その後、2021年（令和3年）に策定いたしました上士幌町三愛計画においては、人口ビジョンを基に高齢者比率を推計した際の総人口に占める年代層別人口は、2020年において39歳以下が34.5%、40歳から64歳が30.2%、65歳以上が35.3%に対し、2028年（令和10年）には39歳以下が34.4%と横ばい、40歳から64歳が27.4%に減少し、65歳以上は38.2%と上昇すると予想いたしました。なお、2040年（令和22年）には、65歳以上の高齢者比率は2020年程度まで下がることも推計しております。

本町におきましては、地方創生の各種取組により人口減少が抑制され、令和4年度には、人口ビジョンによる推計よりも190人ほど人口が上回っております。

第2期総合戦略におきましては、引き続き各種施策を推進することとしておりますが、特に、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、誰一人取り残さない取組として、デジタル技術の活用によるまちづくりを進めております。

2点目のスマートタウン関連事業の事業評価と課題についてであります。

本町においては、様々な分野におけるICT利活用の検討を行うため、令和2年度よりICT推進庁内プロジェクトチームを設置し、各課部局の専門的な業務分野の見地から、スマートタウンの取組を総合的に推進してまいりました。

中でも、高齢者タブレット貸与事業につきましては、高齢者等給食サービスチケットアプリの活用、高齢者等福祉バス農村地域路線のデマンド予約、インフォカナルからの受信など、多分野におけるサービスの提供基盤となっており、貸与したタブレットによる令和4年度の各サービスアプリ使用回数が合計4万2,000回を超えるなど、デジタル

端末を持たない町民の生活支援に必要なツールとして定着してきております。また、タブレットとの通信を介したデジタル完結でのサービスを提供することにより、行政側の業務コスト削減等の効果も出てきております。

このように、これまでなかったデジタルを活用したサービスが地域に実装され、利便性の向上に取り組んできたことで、高齢者をはじめとした町民の皆様が、地方にいることの距離的、物理的な不便や不安を感じることなく、安心・安全に暮らすためのツールとして高く評価しております。

また、「生涯活躍のまち」に常設しているスマートフォンやタブレットに関するお問合せ窓口「スマホロ」の取組では、令和4年度末の登録者数が156名となっており、スマートフォンの基本操作や町が提供するアプリの利用方法について、累計973件の問合せがありました。

このことから、特に高齢者の皆様には、デジタル端末の操作になじみ、使い慣れていただくことが重要であると認識しているため、今後も、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を推進するためにも、同様の取組を継続して実施する必要があると考えております。

3点目の2030年に向けたスマートタウン関連事業のあり方に係る住民理解への取組についてであります。

本町が目指す2030年に向けたあるべきスマートタウンの姿としては、避けて通ることができない少子高齢化による様々な分野の担い手不足に対して、デジタル技術を社会実装させることで、人でしか担うことができない業務に人材を注ぎ、住民の利便性向上や産業振興が図られる地域社会を目指すものであることから、各種取組やサービスにデジタル技術を導入することの目的や効果が、地域住民に理解され、利用されるものでなければならないと考えております。

そのためには、引き続き広報やインフォカナル等を利用した住民周知を積極的に行い、必要に応じて住民説明会を実施するなど、町の取組内容を十分に理解していただくとともに、個別の問合せや窓口対応時に、分かりやすく丁寧な説明を行うことが必要であると考えております。

また、継続的なスマートタウンの推進により、住民の困り事の解消や、町内の産業振興につながるような取組を実装し、住民が利便性の向上を自分事として実感することが、何よりの住民理解につながるものと認識しておりますので、引き続きデジタルを活用した各種サービスが地域に定着するような取組を進めてまいります。

4点目のスマートタウン関連事業の持続的推進のための財源額保についてであります

が、システム構築などの導入に係る経費に関しましては、国の交付金や企業版ふるさと納税による寄附金を活用するなど、財源を確保しながら進めております。

スマートタウンの推進により、事務作業等の軽減、担い手の代替などの効率化が図られ、経費の縮減にもつながるものと考えており、継続的な事業推進は住民生活に必要なものであり、町の全体的な予算の中で財源確保を図っていく考えであります。

5点目の今後新たに取り組むスマートタウン関連事業についてであります。

これまでの取組においては、交通・物流、福祉分野など、個別のサービスごとに事業効率化を図っておりましたが、今後は、各サービス間におけるデータの利活用を図るため、官民協働によるデータ連携基盤「かみしほろルーラルOS（農村オペレーティングシステム）」の構築を目指してまいります。

かみしほろルーラルOSの運用が始まることで、域内のサービスごとに持つデータや資源を域内で共有することが可能となり、迫りくる人口減少や担い手不足による各種サービスへの影響を補い、多様化する町民ニーズに寄り添う地域サービスを持続的に提供することのできる環境整備を目指しております。

また、行政内部のシステムにおきましては、高度なセキュリティの下で外部との通信を行う環境を整備するため、官民データシェアリング事業による既存ネットワーク設備の改修を実施いたします。本事業により、地域住民と行政組織との間で、ビデオ通話やオンラインチャットを行うことが可能となり、双方向のコミュニケーション環境が構築されます。

さらに、本環境を整備することで、地図データや公共施設予約情報など、行政が持つ共有可能なデータを地域に公開することが可能となり、将来的にはルーラルOSとのデータ連携を行うことで、行政サービスのさらなる高度化を目指しております。

このように今後は、医療・福祉、交通・物流、教育など、多分野における総合的なデータの利活用など、農村部においても都市部と同水準以上の地域サービスを提供することで、誰もが暮らしやすく、生き生きと生涯活躍できる持続可能なまちづくりを推進してまいります。

次に、森林・樹木等を活かしたまちづくりと緑あふれる土地利用計画についてであります。

第6期上土幌町総合計画では、土地利用に関しまして、公共施設の解体跡地や未利用公共用地の有効活用が必要であり、無秩序な開発行為を防止し、計画的な土地利用を進めることを施策の方針としております。

施策内容といたしましては「土地利用指針」の見直し、改定による計画的な土地利用

を推進することとしており、現在、「土地利用指針」の見直し、改定に向けた作業を進めております。なお、総合計画では、人と自然が調和したまちづくりに向けて多様な自然の保全、カーボンニュートラルの実現、緑を大切にしたい景観の形成などを図ることとしており、これらの施策方針に沿って、本町の土地利用の基本的な考え方を土地利用指針としてまいります。

特に、本町の約76%を占める森林地帯につきましては、本町の全住民の排出する二酸化炭素を、年間で約100年分を吸収するほどの機能を持ち、地球温暖化の防止に寄与する大切な資源であり、森林を守る取組や排出量を抑制するために、住宅などへの木材の利用は脱炭素の観点からとても有効なものと認識しており、魅力あるまちづくりとしても重要なことだと考えております。

1点目のまちなか景観を踏まえた樹木などの利用状況と取組の認識についてであります。

まちなかの樹木などを活用した景観整備といたしましては、宅地造成に合わせた緑化や道路における街路樹の整備、公園内の植樹、町民のアダプトプログラムによる花植えなどがあります。

これらの樹木や花は、まちなかの景観形成における重要な要素であり、地域住民やこの町を訪れる方々に潤いと安らぎを与えるとともに、脱炭素の観点からも、二酸化炭素の吸収源として大切な役割があると認識しております。

昨年の一般質問でお答えした内容と重複しますが、街路樹につきましては、一定の景観形成が図られている一方で、落ち葉や木の実の問題など、沿線の方々の理解を得ていく必要があります、管理していくことの難しさも感じております。今後も、今ある景観を持続的に保全できるよう、関係機関とも連携を図りながら適切に取り組んでまいります。

また、昨年度策定いたしました公園整備等基本構想におきましては、「地域の環境保全、美しい景観を形成し、持続可能な生活を支える場」とすることを基本理念として掲げており、今後予定している再整備等におきましても、植樹や緑化を環境保全・景観形成の重要な要素として取り入れてまいります。

2点目の「土地利用指針」等の作成において、まちなか樹木緑化などによる景観形成を取り入れることについてであります。

「土地利用指針」は、本町の土地利用の基本的な考え方を指針として作成するものです。指針には、市街地形成や道路、河川、宅地、公園など幅広い分野で、森林環境と調和や緑地の保全整備を図ることで、緑に囲まれた空間の中で快適に過ごせる環境・景観

づくりに努めることなどを基本的方針として取り入れることなどが考えられます。

3点目の未利用公共施設解体後の跡地などにおける森林及び樹木の活用についてであります。これらの未利用公共用地に関しましては、住民生活の視点から宅地としての活用や、企業誘致・観光の視点からの活用方法など、環境、特性を生かした資源の有効活用が大切だと考えております。

令和2年度に開設した「かみしほろシェアオフィス」は、設備等に先端技術を導入した新しいスタイルの施設ですが、外構の緑化を行うとともに、施設内からナイタイ高原牧場などを望む眺望は、施設にいながら本町の雄大な緑や農村景観を感じられるよう意識したものとなっております。

このように、間接的に自然を感じられる工夫をする方法などもあり、土地の利活用を通じて魅力あるまちづくりを図ってまいります。

4点目の国道をはじめとする並木の評価と魅力発信についてであります。

市街地からぬかびら源泉郷に向かう国道273号にはヤマモミジが植樹され、四季折々の彩りが利用者の目を楽しませているところであり、特に紅葉シーズンには、色づいた葉のコントラストが美しいとの声もあり、高い評価を得ていると感じております。

また、ナイタイ高原牧場へ向かう道道及び町道沿いに植樹されているスモモは、5月頃に白い花が満開となり、その美しさだけにとどまらず、ナイタイ高原牧場へのランドマークとしての機能を創出しております。

三股の白樺並木につきましては、シーニックバイウェイ「秀逸な道」に認定された区間にあり、特に魅力的な景観を有する道路として、観光資源としても注目を集めるものと期待されております。

「秀逸な道」として発信される十勝三股の白樺並木はもとより、生物の多様性を育む樹海は、北海道遺産にも選定されており、本町の恵まれた自然環境や景観の中にある素材を再認識し、魅力発信に引き続き努めてまいりたいと考えております。

5点目の森林、樹木を活用した「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づいた土地利用と住宅地づくりの取組についてであります。

この法律は、ライフスタイルの多様化により田園居住に対するニーズが増大する中、高齢化や過疎化が進展する地域の活性化のため、定住促進、都市と地域の交流促進に資する必要があるという背景から、平成10年に施行されました。

本町におきましては、健康・環境・観光をキーワードに、都市との共生・対流を図るまちづくりの観点から、平成20年3月に法律に基づき、上士幌町における優良田園住宅の建設に係る基本的事項として方針を策定し、あわせて、4つの優良田園住宅建設促進

地域を定めました。

基本方針には、自然環境の保全と調和に配慮すべき事項を定めることとされており、住宅建設の基本的要件として、敷地内への緑地帯の設置、植栽の充実などに配慮することとしておりますので、活用される場合には緑化が図られるものとなります。

しかし、この間の実績としては1地域しか住宅建設に至っておりませんので、移住・二地域居住を希望する方の住宅建設地の候補として紹介するなどの周知を行い、さらに活用されるよう努めてまいります。

6点目の、森林、樹木緑化に対するふるさと納税制度の活用についてであります。

本町の豊かな森林資源を維持していくためには、森林を核とした資源循環が重要であり、特に森林整備等を進めていくことは、地域温暖化の防止や農地保全等、町民に広く恩恵を与えるものであると認識しております。このことから、森づくりに関連する事業の推進に当たりましては、ふるさと納税の活用も有効であると考えております。

森林は、50年、100年かけて育て、守っていく必要があります。本町にとって大切な資源である森林・樹木を活用したまちづくりにつきましてはとても重要なことと考えておりますので、適正な維持管理・整備を進め、景観形成の観点にも配慮して、緑豊かなまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小椋茂明議長） ここで休憩いたします。

（午後 3時05分）

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時12分）

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） まちづくりというのは、どこの自治体も、高齢者を含めて地域住民が、しっかりした福祉の中で進めていくという、そんなことで、町も、いろんな手法でまちづくりを進めていくというのは一般的な状況だと思いますが、本町においても、特に町長としては、意欲的に先進的なまちづくりの場面も見せてくれるなど思っております。

先に、本当に先々の新しい時代に挑む姿勢、この必要性、これについても先ほど財政の問題を含めて、ちょっといろいろと選択肢なり、時代が来るんじゃないかなと思いますが、まずはこの近年、少しずつ人口の減少傾向が見えているなど思っています。つい

せんだって、5,000人を超した段階で、今4,700台に入る頃じゃないかなという感じだと思います。

先月はゼロ人のプラス・マイナスだったんですけれども、その中で、5,000人の町でどういうふうに基本的にまちづくりを進めていくかと。この選択肢は、もっとこれから非常に大事にしながら対応していかなんらんと思いますけれども、その中では、減少はどうしてもやむないという部分は、さきの人口ビジョン含めて、それから福祉に係る計画の中でも明確にされていますが、いかに差があるかという部分を現実として働く場所とか、そこに安心して住む力とか、そんなことが非常に大事だと思います。

そんな中で、スマートタウン関連事業の対応の部分について確認していきたいと思いますが、やはり人口的にピラミッドが少しいびつになってきているということは、まず頭に置いておかんらん一つかなと思っています。平成22年の国調では、かなりいい形のピラミッド体制でありましたけれども、頭のほうが少し大きくなり始まってきたな。これは団塊の世代の人方がかなり上のほうに来ながら、ちょっと頭が重くなってきている段階ですから、それに対応することも、やっぱりまちづくりの一つの方向性として必要なことだというふうに認識しています。

そんなことで、先ほど中村議員からあったように企業滞在型の交流施設、まずそれに対しては無印のとか博報堂とか、いろんな取ってつけたというわけではありませんけれども、期待感を持たせて造った一つの施設だというふうに思っていますし、交通体系としては、例えば交通ターミナルなり、自動運転バスなりという場合がありますけれども、非常に町民の評価というのはかなり厳しくなっているなど。どういうふうに厳しくなった、町民の実態を知らないという部分から始まって、あれは何だろうとか、ちょっと無駄でないかなとか、そんな感覚、非常に今回、僕は感じたところがあります。

そんな中で僕は、まずスマートタウンという部分についての一つの大きな取組は、町民が、こぞって全員がスマホなりタブレット、これを使えるまちづくりを目指す、それに向かうということがまず一番大事なことかなと。これも全国的に頑張れる一つだと思いますし、評価になって、それを基にして、先ほどいろんな政策の中であった話も含めて、両立していくことではないかと思っています。

またまた、そういう意味では、株式会社生涯活躍のまちかみしほろのスマホ、僕は、これ非常に評価しています。僕も何回か使わせてもらいましたけれども、町民がこぞって同じ情報を得られるようなチャンスを常々つくっていくという。これで、まず底辺拡大をきちっとして、底辺がしっかりとすると、またそれに少しずつ興味を持った町民が増えてきて、高齢者、子どもを問わず、そういう社会をどうやってつくっていくのかなと

いう部分の一つあるかと思えます。これがスマートタウンの、まず、ものづくりの入口ではないかと思えますけれども、町長、この辺について確認させてください。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 そうですね。デジタル化社会、デジタル社会の中で、今はスマートフォンが必須な道具といいますかね、生活の中における必要なツールだと、そんなふうに思っています。

この前は、通信としてはガラケーですね、携帯電話があったわけでありまして。その以前は、単に家庭用の電話でやり取りするということでありまして、今この時代、デジタルで、スマートフォンは必須な持ち物、これをどう活用するかということだと思います。それは基盤として、町民が全て使え、ある程度、一定の使いこなせるようになるということは、これは非常に大事な視点だと、そんなふうに思います。

それだけでなく、それを誰でも使えるようにするために、今お話ありましたように、スマホという教室を開いて、いつでも来てもいいよと、教室に何回も来てもいいよと、そういった一言を大事にしてほしいということは、会社のほうにも伝えております。

それは大体、もうZ世代という若者は、もうほとんどそれは当たり前に使っているわけでありましてけれども、我々の世代、60代、70代になると、いろんな肉体的な条件も含めて、それを使いこなすというのはなかなか難しいということでありましてから、何回も何回も教わって、そして、自分のものとしていくというために、これはデジタル社会の中においては非常に大切なことだと、そんなふうに思います。

そもそも、スマートタウンと言っておりますけれども、スマートというそのネーミングというのは、つまり、デジタル関係です。ICTを活用したというそれを標榜するのが、表現しているのがスマートということで、スマートタウンというのもあるし、スマート農業というのもありますし、様々なところに、スマート物流だとかも含めて使われているということでありまして。

町全体として新しい時代に向けたまちづくり、デジタルを、ICTを中心にしながら、そういったまちづくりをしていくんだということですので、それをするためにも、一人一人がスマートフォンになじめるようになるというのが大切だと、それはおっしゃるとおりだと、そんなふうに思っております。

それから、ピラミッド型がだんだん体型が崩れ、それはもう、うちに限らず、日本中が今そういう状況になってきていると。ピラミッド型というのは、多分、僕らが若い頃にそういった時代であって、それからドーム型になり、そして、今逆三角形型になってくるということでありましてけれども、どちらかという、その中でも上士幌町は、やや

ずんどう型というふうに今のところは思っております。若い世代も入ってきております。高齢者も増えていますが、世代、大きな流れとしてはずんどう型でないだろうか、そちらのほうに近いのかなと、そんなふうに思っています。

人口減少も、特に令和4年度は、随分とご指摘のとおり減りました。これについては特別な何か要因があるものと、こんなふうに思っております。それまではゼロ、あるいは10人、20人マイナスだとか、場合によっては若干のプラスだとか、こういったずっと流れできましたけれども、令和4年度には100人を超える人口減になったということでございます。

この分析は必要だなと、そんなふうに思っています。世代でどういうふうに動いているのか、あるいは何なのかと。場合によっては、今、農業関係が非常に厳しいという中で、雇用の部分に影響しているのか。その辺のところの分析が必要で、この流れが来年も再来年も同じようになっていくのか、状況を見据えていきたいというふうに思います。

ただ、首都圏からだとか、こちらに来る人の数は減っていないですね。ここから近隣に出ていく、あるいは道内に出ていくという人方が増えているというような、大きなデータとしては読み取っているわけでありましてけれども、もう少し詳しいところでは、その要因というのは何なのかというところは、分析する必要があるのかなというふうに思っています。

それに合わせて新たな対策を講じていくということでありましてけれども、人口減少という流れはそう簡単でないだろうと思いますが、それをいかに食い止めるかというのが、私ども行政を行う者としての大きな役割だと。時の流れに任すだけではなくて、そういった原因を究明しながら、少しでもこの町に人口減少が起きないように、さらに活性化するのが私どもの使命だというふうに考えておりますので、今後ともその辺についてもいろいろとご理解をいただきたいなと、そんなふうに思います。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 今、町長のほうから、やっぱり人口の動き、この要因は基地を捉まえる。

そのためのデジタルという部分も、きっと活用できるというふうに認識していますし、本当に日々日々、かなり人口の動きが、これからの財政問題、地方交付税の問題含めて、いろんな意味で影響するというふうに認識していますから、当然地元の商店街、経済の活性化の問題等含めてかなり影響する一つですから、その要因、しっかりまた町長のほうでも確認するという話していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど関係人口の話しました。僕は、関係人口というのは、どういうふうに

考えていけばいいのかなという認識をちょっとしているんですけども、本当に基本的には、さっき町長としては、まちづくりの戦略の一つという認識でしゃべったと思うんですけども、やはり基本的には、僕はあくまでも町の負担を、リスクをなくして、民間がどういうふうにしてこの中に入ってこられるか。そういう部分の一つの基地化をしていかならないんじゃないかと思えますし、そんな民間の運営の、例えばシェアハウスとか、そういうシェアオフィスとか、そういうことが出てくるような支援をやっぱりきちっと考えていく。

当然その種まきとしては、国のお金使いながら対応することもあると思えますけれども、町がやるとしたら、永遠に、若者なり住民に負担をかけていくという認識すると思えます。さっき、教育長のちょっと言葉借りたいと思うんですけども、給食費、町の負担、無料化にした場合、1,500万、これ、10年後に大変な財政負担になるという。僕はやっぱりまさしくそうだと思っているんです。少しずつのお金が、将来、非常に財政負担になっていくという部分がありますから、どこかでこの縁を切るわけじゃありませんけれども、やはりほかからの資金力なり、それからこの町に対して投資なりそういう部分を導き出す、やっぱりそれに対する支援をまた考える必要があるかと思えます。

そんな中で、ある程度人口の歪みが少しずつ改善されていったり、そういうまちづくりというのは、きっとほかの町も注目すると思えます。僕もよく分かりませんが、神山町とか非常に有名な町があるんですけども、あれとはイコールとまらないのは、やっぱり地域の中でどんだけあそこが頑張ってきたか、民間活力をどういうふうにしたか。きつとここが、生き残りの僕は境目になるのかなと認識していますんで、まず、こういうまちづくりに向かっていく町長の姿勢について再確認したいと思えます。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 おっしゃるとおり、そのとおりだというふうに思っています。

行政だけでまちづくりできる話ではありませんし、ややもすると行政というのは運営すると。行政、まちづくりを運営すると。経営という視点がどうしても欠けているんだというのが、これまで、うちの町に限らず、行政に対する全体的なイメージとしてそういうことだったということでもあります。

そういったことでは、今のこの地域の活性化なり、様々な課題に対しては対応できません。もうあるお金で福祉をやる、教育をする、いろんなことをやる。それを与えられたお金の中でどう回していくかということではなくて、いかにして町そのものが経営という視点でやるかということになると、民間の力を借りるというのもそれもそうだというふうに思えますし、それから、今やろうとしていることと、国なり道なりそういった

ところの支援をもらうというのも、それもいわゆる経営という視点から大事なポイントの一つになってくるというふうに考えます。

そんなんでは、本当に行政がすべきなのは基本的にはインフラの関係です、社会基盤の整備だとか。それからいわゆる営業にならない、なかなか、しかし、行政としてサービスをしなければならぬ、こういったことが本来の行政のサービス。

しかし、それだけではなかなか活性化という、地域の活性化につながっていかないので、いわゆる企業誘致にしてもそう簡単にいく話でないということだから、そういったところとどうマッチングができるか、あるいは上士幌町に関心を持ってもらうかというのは非常に大切な要素になってくると。そのためにもこの町の特性なり、それから企業がこの町に関心を持ってもらえるような、そういう魅力的な町をつくれるかどうかというのが大事な要素になってくるというふうに思います。

子育てでもそういう視点から見れば、子育てしやすい町だとすれば、そこで働いて、子どもたちを保育なり学校に上げたいと、これもまた大事な要素になりますし、それからいろんな環境があって、それが自分の企業にとって企業イメージをアップさせるだとか、企業にとって、経営にとってプラスになると。このような町だというふうに認識していただければそういったところが来てくれるだろうと、そんなふうに思います。それは、もうどこの町も今、みんな必死になってやっているところなんです。

そういった意味でのまちづくりは、子どもからお年寄りまでそれぞれの政策ありますけれども、その上に町としては、今、脱炭素の評価だとか、あるいは今回のデジタルにしてもそうだし、それからSDGsもそうか。これは、非常にメッセージ性としては極めて高いものになると。町の価値を、その価値をインフラとして高めて、その上に様々な受入れの環境を町がつくっているよということであれば、結構な関心を持ってもらえるんでないだろうか。

多少そのところが、以前から見れば少し高まってきているという意味では、さらにこれらを生かしていくということは、これからも必要になってくるというふうに思います。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） そういう意味で、町のあらゆるお金というのはきつくないと思うんです、限られたお金をどういうふうにするか。

今、かなりうちの町、財政的な部分でなくて表面的な予算、100億を超す予算に近い部分で動いていますけれども、かなり多くの国庫の資金を活用しているなど。これがなくなったり、ふるさと納税、去年のベースで17%ぐらいの中で10億前後ですか。非常にいろんな意味で、そういうところのお金を持ってきて対応するという部分は非常に大切

なことでもありますし、それが種まきの一つになるとしたら、非常によく肥えた土地になるかというふうに思いますけれども、やはりどっかでそのいびつな現象が出てきても困るなど、そんなことをちょっと考えるところでもあります。

さきにもちょっとお話ありました。上士幌町の公共施設等総合管理計画の段階で、令和38年度までに、いわゆる施設の長寿命化、これについてしっかり、先ほど長寿命化の話をしましたけれども、年間29億円かかると。それで、例えば最近の投資的な部分については、5年ぐらいの投資で見ますと、年平均に投資経費が約20億かかっているんですね。それから維持が12億かかっているんです。

これも、きっと投資とそれから維持と、それから長寿命化に向けていく部分の中にロスができて、どっかにまたひずみが出てくるんだってそんな感じしますんで、僕は、今までずっと地方創生という形の交付金、それから今度は新たな交付金、これが始まって、それを活用することはいいんですけれども、やっぱり僕は幻想的とは言いませんけれども、それに近い形を、どっかで払しょくしていかないとならない時代になってきているんじゃないかと、そういうふうに思います。やっぱりしっかりした財政は、財政で何か残る財政の使い方。これも国の財政の使い方も含めて、しっかり考えていく時代だというふうに認識しています。

そんな意味で、今こそ事業内容なり財政見直しを明確にしながら、逆に言えば点検をしながら、まちづくりに、再度このコロナ禍のことを含めて進めることになるんじゃないかと。当然人口ビジョンなり、地域活性化の総合計画も含めて、できたばかりであります。非常に世の中、忙しく動いています。今までになかった物価の問題、電気等関係とか、非常に町民にも圧迫されるような、直接今まで感じなかった圧迫感、これは経済的な圧迫感ですけれども、それも含めて非常にある中で、再度見直す、点検を短くするかそういう必要性もあるかと思えますけれども、これについて再度確認したいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 公共施設に20億ということと、ランニングコストに12億というお話ありましたけれども、できればもう少し具体的に、例えばランニングコストで12億という内容を大きくできればいいなど、そんなふうに思います。

それから、幻想的などというお話がありましたけれども、ついこの間、総合計画と、それから財政計画とを立てたばかりであります。皆さん方が一緒になってつくられたものでありますので、今々にそれが幻想、あるいは、何かよりよし社会的にしているというようなことだとすれば、これは果たしてどうしたらよいのかと、そのように逆にお聞き

したいなど、そのような気がしておりますけれども、極めて計画に沿って、それを財政を安定的に運用するために計画をつくった。しかも、前期、後期に分けて見直しをすると、5年のサイクルだというようなこと。

刻々と時代は変わっていますから、年次的に、いわゆるその年、その年の執行方針なり、予算編成の中では、初期のなり、見直しをしたりなんかしたりするとありますけれども、大きな枠組みとしては、今その枠組みの中で動いていけるのではないだろうかかなと思います。

ただ、コロナ禍であったとすれば、様々な臨時交付金が、コロナの関係でどんどん入ってきたというのがありますけれども、それがなくなるというのは、いわゆる財政出動にはブレーキになるかも分かりませんが、そのことによって今までの暮らしが大きく変化するというふうには、なかなか考えづらいなというふうに思います。

直近で言うと、何ととっても酪農畜産の物価の急騰、それから燃油、食料の高騰と、この辺あたりが大きな変化としてどうやるかということでもありますけれども、今までの計画そのものが、大幅にこの段階で見直ししなければならないというふうには私どもとしては考えていません。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 先ほど財政の支出等含めて建設的な部分を含めてとか、それについてまた後で対応したいと思いますが、今こそ、この事業をやっぴり見直すというのが僕は必要だというふうに常に思っています。

それで、今後の新たな取組、スマートタウン。先ほど町長は、スマートタウンじゃなくて当たり前デジタル社会だろうという話していますが、これからはやっぱり医療の問題。地域医療、非常に今、切迫し始めているなど僕は認識していますし、福祉。先般の福祉に対して、町長も何らかの力添えしましたけれども、農業関係なり、それから緑資源の確保、観光とか関係人口、農村DX、こんなことを含めて、本当に身近な問題ってかなりあるんじゃないかと思います。

幻想というのは、これは形で見えないということですが、しっかりこの中で再度、やっぱり計画の中で細かい部分を、我々含めて町民に理解を含めた機会を持ちながら進めていくと、町民の考え方も一定程度、しっかりまちづくりについて理解していただけるかと思いますが、そんなことがきっと、町民理解を大前提とするのがまちづくりの一つだというふうに認識しています。

こんなことで、管理方法なり事業内容を十分吟味しながら、5,000人というキャパの中のまちづくりについて、また一生懸命、お互い切磋琢磨しながら、議論しながら進め

ていきたいと思えますけれども、これについて確認してください。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 5,000人のまちづくり、それからデジタルも、時の必要な条件、必要な政策であると。それから医療、福祉、そういったことも、これは、もう、基本的なまちづくりのすべき施策です、経常的に当たり前にする。それを、より安心できるような体制にするためには、少なくともデジタルという次世代の技術は必要だというふうに思っております。例えば、今も医療の話をしました。これもスマート医療、デジタルを使って遠隔医療だとか、このことが、離れていても安心してお医者さんに診てもらえるようなことができるのであれば、5,000人の町であっても十分生きていけると。

このスマート、いわゆるデジタルというのが、地方にこそ必要な技術だというふうに考えております。これがなければ、どんどん情報の格差なり、あるいは過疎がさらに拍車がかかっていくというふうに思っています。

実は、地方こそ、魅力的な働く場所であったり、生きる場所である。本来はそうあるべきだと、そんなふうに思っていますが、そのためには、そういった技術がしっかり使われていくということが非常に大事で、そのことが評価されたときには、まさに関係人口もそうですけれども、人の流れが新たに変わってくるのではないだろうかなど、こんな期待、これを幻想というふうに言うのかどうか分かりませんが、そういう将来の姿というのは望ましいんじゃないかと。

そこにいかなければなかなか地方は難しい、一層に難しくなってくるというふうに思った上でのデジタル、スマートというものを、今、政策の中心にさせていただいているということでございます。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 次に、緑豊かなまちづくりという部分を、僕はこの際、必要だなと思います。

本町も、あるようでなかなか市街地の中にも樹木、緑地含めてありません。例えば、今回この役場周辺においてもメイン道路造ったと。今、病院から演習場、消防の演習に向けて、大会に向けて大きなメイン道路造ったという部分ありますけれども、ここに、残念ながら本当に樹木がほとんど切られて、寂しいな、保育所、認定こども園を造ったときも、あった樹木、切られてしまったとか、それから交通ターミナルについても、木、1本もないとか。

ちょっと寂しいなという、僕は、きっとそういう町というのは、ふっと見て、何見て、季節感を含めて、冬よさ、夏よさ、春よさを含めて、そんな中でやっぱり我々

5,000人がしっかりどうやって住むかというのは、季節感を感じながら、それで語らいがありながら、きっとまちづくりというのは進んでいくんだと思います。

そんな意味で、土地利用の指針という部分では総合計画の中でありますけれども、土地利用、大きな土地が町の財産的に活用されていないという部分もあります。先ほど言った中以外にも学校の跡地、いわゆる閉校した土地の問題とかありますし、本当にいろんなことで、もう少し町民こそぞって、やっぱりこういう機会を含めて検討することも必要ではないかと思います。

今回、環境基本計画をつくる中で、そういう未利用地をどういうふうに対応するかというのを、一つ大きな課題にしてほしいなと思いつつ、その中でこの樹木の在り方を含めて、また検討してほしいと思いつつ、いろんな町民の知恵なり、それからこの町が持っている特性を生かすと、この緑というのは非常に金の価値、人を呼び寄せる力、そんなのあるかと思いつつ。

僕はちょっと簡単で申し訳ありませんけれども、例えば、黒石平の電発跡地、ここなんかについて、今かなり放置と言いませんけれども、自然の成り行きに任せていますけれども、きっとあれもいろんな意味で考えるとしたら、いろんな考え方、いろんな方策が出てくるかと思いつつ。

まして、都会人に向かっていくとしたら、非常に大きな魅力も発信できる場所ではないかなと思いつつ。1つは、都会人がやってみたい、木を切ってみたいとか、焚き火をしてみたいとか、それからこの木の匂いを嗅いでみたい、山菜を取ってみたいとか。そういう中で体験をしていくような場所づくりとか、きっと、あそこはできると思いつつ、シェアオフィスから見たナイタイの景色と言いつつ、西団地跡地とかでは、もろにそういう農村景観と山並みとか見られるとか、そこに今から100年先の話もありますけれども、10年、20年先も含めて、やっぱり樹木をきっちり植えてここに住んでほしい。ここに住んだら、豊かということはちょっと難しいんですけど、潤いのある町に住めるよと。そこでちょっと菜っ葉でも2つ、3つ作ってどうか、そういう提案のまちづくりも僕はあるべきだと思いつつ、そういう環境をこの町は持っているんだと思いつつ。

今、学校給食を含めて、国のほうも、いわゆる有機農業の在り方もだんだん検討されてきました。この町で、そういう部分で有機栽培の作物をほんの少しでも作って、そういう楽しみ方も都会の人については非常に魅力もあるし、こういう意味の関係人口じゃなくて、二地域居住も含めて、できれば定住化も含めて、僕は一步進んだやっぱり人間関係もできてくるし、ここの町がふるさと、第二、第三になるか分かりませんが、

ふるさとになるような町の、僕は資質を持っているかと認識しております。

そんな意味で、旧営林署の苗畑も、10ヘクタールぐらいの大きなまだ容積を持っていますし、あれがまた町を二分しているような気もしますけれども、僕はコンパクトじゃなくてある一定程度広がったところ。そんな部分含めて、必要な部分は積極的に森づくりをしていってその中に住んでもらうとか、それから先ほどありました、本当に4か所しかないという話あった優良田園住宅促進法に基づいた住宅づくり。

きっとこの町については、山並み含めてとか、市街地に非常に近い利便性とか、僕はこんな部分について、なかなかありそうでない場所だと思っていますんで、こういう部分の活用の中で、本当にいい意味の関係人口、1人でも2人でも再挑戦しながら挑戦してもらおう。そこで建物の部分についても、当然少しでも税金が入ってきたり、近くの人との交流があったりとか、そんなことがありますので、再度森林、緑地を利用したまちづくり、そんな形でぜひお願いしたいと思います。

ちょっと苦言ですけれども、先ほどにっぽうの家、ついこの間まで非常にぼうぼうと荒れた緑地になっていましたんで、ついこの間、草刈ったので少しすっきりしていますけれども、もともとあそこの公園というのは緑地だったので、ぜひああいうことも含めて、やっぱり緑、環境あれば、またあそこ、建物も、ああいいな、行ってみたいな、こんな形になるかと思えますけれども、総合的なお話、これを最後に時間なかったんでさせていただきます。町長の答弁をお願いします。

○議長（小椋茂明議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 特に、江波戸議員につきましては、緑について非常に造詣が深いということで、何回でもいろいろと提案をいただいております。

そういった中で、上土幌町の緑全体として最も大事なものは、今ある76%の国有林、それから町有、民有林と、これがいわゆる地球温暖化、環境に、いかに大きな役割を果たしているかということ。これは町だけではなくて、国民全体の財産として、いかにこれを利活用するというのが非常に大きな課題だと、それを推し進めることが非常に必要だというふうに考えております。

特に、森林の循環をどう生み出していくかということでは、今までは材が収入にもならなかったということで、荒れ放題になっていたところありますけれども、緑の多面的な機能を、いろんな水の涵養だとかいろんなところがあって、それで国としても、国民的な課題だということから環境譲与税です。これは、これから国民1人当たり1,000円くらいでなかったかなと思えますけれども、負担をいただいて、緑をさらに再生させていくと。いわゆる、その好循環を生み出して、植えて、そして育てて、そして使うと、

この循環をしっかりとやっていくことが必要だということでもあります。そこが町にとって、今、最も大きなやるべき課題がそこにあるなど、そんなふうに思っています。

まちなかの、確かに国道のところもそうなんです、あつて切ったと。それは、やっぱり葉が落ちたり、いろんなことがあつてということが結構大きな要因になっているということが、あまり歓迎されていないということが一方ではあるわけです。道道のところもそうでありました。もう、いつの間にか枯れてしまったとか、そういった背景には、葉っぱが落ちてその管理が大変だと。じゃ、それ、今度は全部をそれは町でやるのかということ。国であれば、国道であれば、国道がしょっちゅうそれをできるのかと。それは実際、いわゆる所有者のところでもそれなりに負担してくれなければ、あるいは、その要望があつてそういうことをやっても必要でないということであれば、そのところは切らせていただくというふうになって行かざるを得ないということなんです。

この答弁書にありますように、現実の問題、そういったことが起きているということでもありますから、緑の大切と合わせて維持管理をどうしていくのかというのは、町民、本当はみんなで考えなければなりませんけれども、一番は、その近傍にいる方々が、どうそれを評価していただけるのかというのが大切になりますけれども、こういった課題があるということでございます。

黒石平、あるいは西団地のお話がありました。大型の、特に黒石平については、かなりの面積をも所有しております。西団地については、今、新たにあそこに入居できるような住宅環境ではありませんので、移動してもらいなりそうしながら、空き地がどんどん広がっていているということでございます。

もう少し全体像が見えてきたときに、多分、みんな、町民含めて、特に地域の人の合意形成ありますけれども、どう活用していったらいいのか、同じように団地にしていったらいいのか、あるいは違った形にしていったらいいのか、企業誘致に使ったらいいのか、こういったことについては議論が必要になってくると、そんなふうに思います。

特に黒石平のそれを確保しながら、新たな都会から呼び込む関係人口なんかということになると、相当の設備投資が必要になってくると。まさにそれを民間がお話あったように、そういうところに着目をしてやってくれば、それはいろいろと相談に乗ることができるだろうというふうに思いますけれども、勢いあそこの広大なところに財政を投資して経営的にするというのには、少なくとも今の段階でのそういう戦略はなかなか難しい。私どもとしては、企画もそこまで及んでいないということがありますので、今あった中で、どんなふうにしてあそこを再整備していったら収支が取れる。あるいは収支

が若干でなくても、それに見合うような、いわゆる経済波及効果があるということだとか、そのようなことがちゃんと戦略的に立てられれば、それはそれとして大切なことだなど。

全てが、そういった意味では大切な要素がございます。優良田園の関係も大分なりますけれども、なかなかそう関心持ってもらえない、あるいは情報の発信も弱いということも確かにあると思います。

それから学校の跡地もそうなんですけれども、上げていますけれども、学校の跡地はもう全国に山ほどありますから。上士幌だけだったら、多分いろいろと注目してくれますけれども、もういろんなところにありますから、その使い道だとか、いろんな課題が、人口減少、過疎地における課題は共有しているところがありますので、それはまさに競争という範囲の中でやっていかなきゃならないというようなことがあります。先ほどから言っているように、今、議員がお話しされているように、経営、いわゆる民間の活力だとなると、そういうパートナーを、どんなふうにしてこの私どもとマッチングできるかというのは、もう常々私どもも考えているところでもありますけれども、それらも頭に入れながらいろいろこれから営業活動なり、いろんな施策を打っていきたくと、そんなふうに思っております。

ただ、もう一つ言っておきますけれども、土地利用支援でありますけれども、今、精査をして、近いうちにまた委員会に諮るということになっていきますが、あの計画、指針でありますので、大きなブロックの中で、例えば三俣、糠平地区はどうあったらいいのかだとか、市街地区ではどうあったらいいのか、公園緑地はどうあったらいいのかと。こういった大きな指針を示しているということでもありますので、そこに何をするかということまでは、個別の計画の中で動いていくということになると思います。そういう指針に基づいて、それと齟齬のないような形で樹木の問題、あるいは環境の問題を整備していくということになるだろうというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（小椋茂明議長） 以上で、10番、江波戸明議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

(午後 3時50分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時51分)

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小椋茂明議長） 日程第9、報告第1号令和4年度上土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 ただいま上程されました報告第1号令和4年度上土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

当該繰越明許費につきましては、令和4年度の一般会計予算でご可決いただきました事業の繰越明許費繰越計算書を調整し、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

内容につきましては、令和4年度上土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

令和4年度から令和5年度へ繰り越した事業は、4款衛生費、2項清掃費、清掃業務管理経費の1件で、繰越額は1万円、その財源は全額一般財源であります。本事業は、本年の3月の第1回定例議会におきまして、第9号補正により繰越明許費としてご可決いただいたものでありまして、管内19市町村で共同処理している十勝川流域下水道浄化センターの汚泥処理設備更新において、予定していた工事の一部が延伸、または翌年度施工されることになったため、十勝圏複合事務組合において繰越明許費補正をすることとなり、構成市町村の負担金についても同様の対応が求められ、翌年度へ繰り越したものであります。

以上、報告第1号についてのご説明、ご報告とさせていただきます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって、報告第1号に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号については報告済みといたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（小椋茂明議長） 日程第10、報告第2号専決処分報告の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

林農林課長。

○林 峰之農林課長 ただいま上程されました報告第2号専決処分の報告について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

今回、ご報告させていただきます専決処分につきましては、令和5年2月15日に発生しました物損事故について、令和5年5月11日付で示談が成立し、その損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年5月11日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

専決処分の内容につきましては、専決処分書をご覧ください。併せて、別紙、報告第2号関係事故発生状況略図をご参照ください。

1の賠償の相手方は記載のとおりであります。

2の事故の概要であります。令和5年2月15日午後4時30分頃、農林課職員が、道路上音更上土幌線、字上音更東2線付近の直線道路を走行中、右側にハンドルを取られたため、慌てて左側にハンドルを切ったところ、左側の縁石に乗り上げ、歩道防護柵に正面から衝突し、その後、回転しながら、再び後方から歩道防護柵に衝突し、歩道防護柵を損傷させたものであります。

3の和解の内容であります。 (1) 損害額、相手方の損害額は39万7,100円とする。内訳は、歩道防護柵修理代39万7,100円であります。

(2) 過失割合、町の過失割合は100%とする。

(3) 損害賠償額、町の損害賠償額は、相手方の損害額の100%である39万7,100円とする。

(4) 決済の方法、町は相手方に39万7,100円を支払う。

(5) その他、今後、本件に関しては、異議を申し立てないこととなっております。

なお、当該職員及び当課職員に対しては、安全運転の徹底について注意喚起をしておりますことを申し添えます。

以上、報告第2号専決処分の報告についてのご説明とさせていただきます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより報告第2号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって、報告第2号に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号について報告済みといたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（小椋茂明議長） 日程第11、報告第3号専決処分の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 ただいま上程されました報告第3号専決処分の報告について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和5年3月27日に発生しました町道居辺44号、道路敷地内における車両物損事故に係る示談について、令和5年5月8日に取り交わしたところではありますが、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、同日付で専決処分を行いましたので、同条第2項に基づき議会に報告するものであります。

専決処分の内容につきましては、専決処分書をご参照願います。併せて、報告第3号関係事故発生状況略図もご参照ください。

1、賠償の相手方は記載のとおりであります。

2、事故の概要であります。令和5年3月27日午前8時頃、相手方が普通乗用車で町道居辺44号を東方向に直進中、東15線付近の柏葉橋を通過直後、進行方向左側の導水水抜きます周辺の舗装面落ち込みに車が流れ、車両左側前方が道路路肩部に接触し、フロントスポイラー及びバンパーを破損したものであります。

3、和解の内容であります。⑴ 損害額、相手方の損害額は21万6,205円とする。内訳は、車両修理代等21万6,205円であります。

⑵ 過失割合、町の過失割合は40%とする。相手方の過失割合は60%とする。

⑶ 損害賠償額、町の損害賠償額は、相手方の損害額の40%である8万6,482円とする。

⑷ 決済の方法、町は相手方に8万6,482円を支払う。

⑸ その他、今後、本件に関しては、異議を申し立てないこととする。

なお、事故が発生しました舗装面の落ち込み箇所の対応としましては、道路勾配を改善するため、導水水抜きますのかさ上げと道路路盤の擦りつけを行っており、近日中に舗装面の復旧を行い、完了する予定としております。

以上、報告第3号について説明させていただきました。ご審議いただきご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) これをもって、報告第3号に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号については報告済みといたします。

○議長(小椋茂明議長) ここで暫時休憩といたします。

休憩中に、議会全員協議会を開催しますので、理事者及び議員の皆さんは委員会室にお集まりくださいますようお願いいたします。

なお、再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 4時01分)

○議長(小椋茂明議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時19分)

◎同意第4号から同意第16号の上程、説明、採決

○議長(小椋茂明議長) 日程第12、同意第4号農業委員会委員の任命についてから日程第24、同意第16号農業委員会の委員の任命についてまで、13件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第4号から同意第16号農業委員会委員の任命について、一括して提案理由と内容をご説明申し上げます。

本案は、全ての農業委員会委員が来る7月19日をもちまして任期満了となりますことから、その後任の委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日であります。

それでは、最初に、同意第4号についてご説明申し上げます。氏名、関谷光丸氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第5号についてご説明申し上げます。氏名、早坂均氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第6号についてご説明申し上げます。氏名、高木裕巳氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第7号についてご説明申し上げます。氏名、嶋木幸男氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第8号についてご説明申し上げます。氏名、高木和也氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第9号についてご説明申し上げます。氏名、鈴木一志氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第10号についてご説明申し上げます。氏名、高杉紀昭氏、生年月日、住所については記載のとおりであります。

次に、同意第11号についてご説明申し上げます。氏名、大道欣実氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第12号についてご説明申し上げます。氏名、牧野明彦氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第13号についてご説明申し上げます。氏名、伊東昌弘氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第14号についてご説明申し上げます。氏名、猪狩平吉郎氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第15号についてご説明申し上げます。氏名、石川信幸氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

次に、同意第16号についてご説明申し上げます。氏名、草野秀剛氏、住所、生年月日については記載のとおりであります。

以上、同意第4号から同意第16号農業委員会委員の任命について、一括して提案理由と内容についてご説明申し上げます。ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに同意第4号の採決をいたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第6号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第7号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第8号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第9号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第10号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第11号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号を採決します。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第13号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第14号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第15号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第15号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第16号を採決します。

お諮りします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第16号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小椋茂明議長) 日程第25、議案第26号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

青木町民課長。

○青木弘彦会計管理者兼町民課長 ただいま上程されました議案第26号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

町例規集は、第6編財務、第3章町税となります。資料は、議案第26号関係-1、上士幌町税条例の一部改正の概要及び議案第26号関係-2の上士幌町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照ください。

それでは、一部改正の概要資料を基にご説明させていただきます。

1、改正の理由であります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正しようとするものであります。

2、改正する条例につきましては、上士幌町税条例(昭和29年条例第1号)であります。

3、主な改正内容であります。

(1) 個人町民税につきましては、1点目は、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化であります。給与所得者が提出する扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとするものであり、令和7年1月1日から施行いたします。

2点目は、森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備であります。森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の町民税及び道民税に併せて森林環境税を賦課・徴収する規定を設けるものであり、令和6年1月1日から施行いたします。

3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る特例措置であります。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長するものであり、令和5年4月1日から適用いたします。

次に、(2)軽自動車税につきまして、1点目は、種別割区分に係る改正であります。種別割区分について、ミニカーの区分から三輪以上の特定小型原付を除外し、原動機付自転車の区分とするものであり、令和5年7月1日から施行いたします。

2点目は、環境性能割に係る改正であります。消費税率等の引上げへの対応として措置された環境性能割を非課税とする臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであり、令和5年4月1日から適用いたします。

3点目は、種別割税率の特例であります。現行の種別割のグリーン化特例について、適用期限を延長するものであり、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したものの翌年度の課税分について適用いたします。

4、施行期日等についてであります。

本条例は、公布の日から施行し、一部の規定を除いて、令和5年4月1日から適用するものであります。

なお、改正する条文につきましては、議案第26号関係の新旧対照表のとおりであります。説明は省略させていただきますが、お読み取りいただければと思います。

以上、提案理由と内容をご説明申し上げます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって議案第26号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより議案第26号の採決を行います。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長） 日程第26、議案第27号上土幌町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 ただいま上程されました議案第27号上土幌町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第7編民生、第2章保健衛生をご参照願います。

提案の理由であります。別紙、議案第27号関係一、上土幌町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてをご参照願います。

1、改正の趣旨であります。町民の健康づくり対策を積極的に推進するため、上土幌町健康づくり推進協議会を設置し、協議会委員により、地域の実情に応じた健康づくり対策を審議しております。

これまで、本協議会委員は、「町民のうちから町長が委嘱する」と定めておりますが、多くの町民の組合員を有する町内事業所におきまして町外在住の職員が多くなってございます。このため、改正前の町民のうちからとの制約では推薦を得ることが困難となったため、本条例の一部改正を行い、これまでどおり多くの町民の組合員を代表して、町民の健康づくり対策をご審議いただくものであります。

2、改正の概要でございます。

本協議会の委員を、知識経験を有する町民のうちから町長が委嘱するとしていた条文中の文言を改めるものであります。

次に、裏面、議案第27号関係一、上土幌町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

第3条中、「町民」を「者」と改めるものであります。

また、施行日は、公布の日からとするものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって議案第27号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、これより議案第27号の採決を行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号及び議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小椋茂明議長) 日程第27、議案第28号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28、議案第29号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 ただいま上程されました議案第28号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

初めに、議案第28号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

町例規集は、第7編、第3章国民健康保険をご参照願います。

提案の理由であります。別紙、議案第28号関係一、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをご参照願います。

1、改正の趣旨ですが、令和元年度から行っている新型コロナウイルス感染症の影響による減免につきまして、令和4年度分までで国からの財政支援が終了となりますが、資格取得の届出の時期により、令和4年度分の納期限が令和5年3月31日から令和6年3月31日までとなる保険税が新たに対象とされたため、条例の一部改正を行うものであります。

2、改正の概要の新型コロナウイルス感染症の影響による減免規定の対象となる納期限についてでございます。令和2年2月1日から令和6年3月31日まで納期限が存在する令和4年度分までの保険税について対象とするものであります。

次に、議案第28号関係一 2、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

附則の第14項の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例につきまして、普通徴収の納期限を、「令和5年3月31日」から「令和6年3月31日」に改正するものであります。

なお、施行日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第29号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

町例規集は、第7編、第4章介護保険をご参照願います。

提案の理由であります。別紙、議案第29号関係一 1、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご参照願います。

1、改正の趣旨ですが、先ほどの議案第28号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてと同様の趣旨となっており、対象となる納期限について条例の一部改正を行うものであります。

2、改正の概要の新型コロナウイルス感染症の影響による減免規定の対象となる納期限についてでございます。こちら、令和2年2月1日から令和6年3月31日まで納期限が存在する令和4年度分までの保険料について対象とするものであります。

次に、議案第29号関係一 2、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

附則の第6条の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の特例について、納期限を「令和5年5月31日」から「令和6年3月31日」に改正するものであります。

なお、施行日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議いただき、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより2件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって2件に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第28号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、これより議案第28号の採決を行います。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、これより議案第29号の採決を行います。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小椋茂明議長) 日程第29、議案第30号上土幌町個別排水処理事業受益者分担金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 ただいま上程されました議案第30号上土幌町個別排水処理事業受益者分担金条例を廃止する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

町例規集は、第9編建設、第5章下水道、上土幌町個別排水処理事業受益者分担金条例をご参照願います。

本条例につきましては、平成9年度から平成18年度に実施された公共下水道区域を除く地域の(2)合併処理浄化槽を整備する個別排水処理施設整備事業において、施設整備に係る費用に充てるため、受益者分担金の徴収について定めた条例であります。既に事業が完了し、受益者分担金の徴収が全て完了していることから、上土幌町個別排水処理事業受益者分担金条例を廃止する条例を制定するものであります。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第30号上士幌町個別排水処理事業受益者分担金条例を廃止する条例の制定について、提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって議案第30号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより議案第30号の採決を行います。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号から議案第33号の上程、説明

○議長（小椋茂明議長） 日程第30、議案第31号令和5年度上士幌町一般会計補正予算（第3号）、日程第31、議案第32号令和5年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第32、議案第33号令和5年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第31号から第33号の令和5年度一般会計並びに2特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正総額は、1億5,614万7,000円の増額補正となります。補正後の予算規模は、一般会計及び3特別会計並びに2企業会計の総額で116億2,573万5,000円となります。

それでは、各会計の補正予算の内容を申し上げます。

議案第31号、一般会計補正予算（第3号）であります。

1ページをご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,727万1,000円を追加し、総

額を92億8,513万5,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表のとおりです。

次に、歳出のうち追加補正の主なものとしたしましては、7ページの款総務費、再生可能エネルギー等推進基金積立金4,693万6,000円、太陽光発電等再エネ設備導入資金貸付事業3,066万円、9ページの款民生費、非課税世帯物価高騰重点支援給付金事業2,612万3,000円、高齢者等に対する物価高騰生活支援給付金事業706万9,000円、10ページの介護老人福祉施設等電気料金高騰対策支援事業204万9,000円、11ページの子育て世帯物価高騰生活支援事業427万7,000円、同じく11ページ、款衛生費、保健衛生管理経費242万3,000円、健康増進センター管理運営事業465万2,000円、12ページの款農林水産業費、肥料高騰対策事業2,750万円、13ページの林産業振興対策事業386万円、町有林管理経費465万円、牧場用機械購入事業239万8,000円、14ページの款商工費、商店街活性化対策事業500万円などを追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、19ページをご覧ください。

議案第32号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ878万円を追加し、予算の総額を7億7,254万9,000円とするものです。

第2項の歳入歳出予算の金額は、20ページから21ページ、第1表のとおりでございます。

次に、歳出のうち追加補正の主なものとしたしましては、24ページの款保険給付費、出産育児一時金支給事業56万円、26ページの款保険事業費、特定健康診査等事業54万5,000円、款諸支出金、道保険給付費等交付金返還金802万9,000円などを追加補正するものでございます。

次に、27ページをご覧ください。

議案第33号、介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万6,000円を追加し、予算の総額を6億6,280万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の金額は、28ページ、第1表のとおりです。

補正の内容につきましては、30ページ、款総務費、事務管理経費につきまして、9万6,000円を追加補正するものでございます。

以上、一般会計並びに2特別会計の補正内容についてご提案申し上げます。よろし

くご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（小椋茂明議長）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長）　　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◎議案第31号から議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長）　　提案説明が終わりましたので、これより会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第31号令和5年度上士幌町一般会計補正予算（第3号）から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、7ページから款ごと一括して質疑を行います。

歳出、総務費について質疑を行います。

7ページから8ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員）　　委員会で説明あったことについては質問しませんので、新たな気づいた点として、財政調整基金について2,387万円を減額していますが、その理由について質問いたします。

○議長（小椋茂明議長）　　宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長　　お答えいたします。

この財政調整基金の積立金に関しましては、ふるさと納税のうち、指定寄附金分を積み立てるものの予算を当初から計上している分です。その分のうち、脱炭素、再エネに係る寄附金に関しましては、財政調整基金ではなく、再生可能エネルギー等推進基金のほうに積み立てをしていきたいということで、当初、財政調整基金に積み立てる予定だったものを振り替えて積み立てるような形の減額補正となります。

以上です。

○議長（小椋茂明議長）　　6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 多分、そうかなと思ってはいるんですが、金額が大体似ているんですけども、若干数字が違うんですけども、例えば令和4年度分の積立金、それは既に決定していますけれども、令和5年度については見込みとして積んで、合わせて4,693万6,000円になるんですが、財政調整基金はどちらの分を減額するということになるのか。

令和4年分になるのか、令和5年分なのか。令和5年分ですよ、多分ね。その辺質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 この補正額、マイナスの2,387万2,000円のうち、2,300万円が再生可能エネルギー等推進基金への振替分と。

差額分になります87万2,000円ですけども、後ほど出てまいります、衛生費のほうで健康増進センターの公用車購入することになっておりまして、こちら、EV、電気自動車を購入するんですけども、そちらのほうに充当する分ということになります。

○議長（小椋茂明議長） そのほか質疑ありますか。

10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸明議員） 太陽光の再エネ関係の貸付金について質問したいと思えます。

さきに委員会で説明受けたんですが、これについては、個人の常時居住する住宅等についての資金援助というふうに認識しますところではありますが、本人の利用については補償金、料金で0.95%、これで済むという部分ありますけれども、町にとっては、この9年間で900万、年100万の手数料がかかるという認識でいます。いろんな支援をしながら、また手数料を含めて町の支援があるところではありますが、これについては、そういう環境をつくったんだというふうに認識します。

ただ、今回、事業所の貸付金等の希望があったのかないのか。もし、あったとしたら、今回対応しなかったのか含めて、それから、もし、事業所がこういう貸付金等に近い部分をもし調達するとしたら、何かの制度資金があったり、そういう部分がほかにあるのかどうか、これをちょっと確認させてください。

○議長（小椋茂明議長） 佐藤ゼロカーボン推進課長。

○佐藤泰将ゼロカーボン推進課長 今回の太陽光補助につきまして、新たに無利子の資金貸付けをするということで創設するものでございますが、今回は一般住宅向けにさせていただきます。

事業者向けについては、特段、事業者から要望があったというわけではありませんが、

一応、事業者向けにつきまして金融機関と協議はさせていただきました。金融機関側にとっては、なかなか一般住宅向けですと、金融機関同士の足並みがそろえることができるんですけども、事業者となると、個別案件の課題等がそれぞれ違ってくるということで、足並みそろえての資金制度の難しさがあるということで断念をしております。

事業者向けの脱炭素に限ってのその他融資制度等については、私、今の段階ではちょっとないということで把握をしています。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 今、課長からあったように、非常に事業者になると難しいなという認識していますけれども、そういうことで貸付けの関係でこの事業ちょっと乗れないとか、そういう事業者についての把握についてはあったかないか。

事業者が相談に来て、ちょっとそういう部分はあるよと、資金的な問題もあるよという、そういう相談があったかどうか、そこだけ確認させてください。

○議長（小椋茂明議長） 佐藤ゼロカーボン推進課長。

○佐藤泰将ゼロカーボン推進課長 事業者からは、うちのほうに相談はありません。

恐らく、多分、金融機関等に直接相談されているかと思えますけれども、なかなか借りられなくて事業が乗れる、乗れないというところまでの情報は、ちょっとうちのほうでは得ていないということでございます。

○議長（小椋茂明議長） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） では、次に、民生費から衛生費に入ります。

8ページから12ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ないようですので、次に、農林水産業費から教育費に入ります。

12ページから15ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 次に、給与費明細書は、16ページから17ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 次に、事項別明細書の歳入は、5ページから6ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 次に、事項別明細書の総括表は、4ページを一括して質疑を行

います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 次に、一般会計補正予算書の1ページから3ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 以上で、議案第31号令和5年度上土幌町一般会計補正予算(第3号)の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、歳入歳出を一括して質疑を行います。

議案第32号令和5年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、19ページから26ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

6番、山本和子議員。

○6番(山本和子議員) 24ページの滞納整理機構に対する負担金の問題について、どういう中身で今回補正したのか質問いたします。

○議長(小椋茂明議長) 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 こちらのほうは、今年度、滞納整理機構に引き継ぐ部分で、一般会計部分と国民健康保険税部分ということで分けております。

今回は、国民健康保険の税の滞納部分の負担金分でちょっと足りない部分を、今回補正させていただいたということになってございます。要は、滞納整理機構には、この部分と、あと、もともと当初である一般会計部分、それらを合わせて負担金ということで支出するというので、今回は国保分の税分の負担金となってございます。

以上です。

○議長(小椋茂明議長) 6番、山本和子議員。

○6番(山本和子議員) 多分、当初予算で、ちょっと今資料ないので、いつもでしたら令和3年度分までは資料あったんですが、令和4年度分についても、例えば滞納整理機構に渡す分というのは見えて、一般会計、それから国民健康保険についても人数分、ちょっと資料がなかったもので、探して見つからなかったもので、例えば10名分とか11名分とかあるんですが、それは当初予算で組んでいるのではないかと思うんですが、今回またまた補正したというのは新たに人が増えたのか、それとも人と、いろいろ分担ありますね、分けたとか。その辺がどういうふうになって、今回この6月の補正になったのか質問したいと思うんですが。

○議長(小椋茂明議長) 青木町民課長。

○青木弘彦会計管理者兼町民課長 ただいまのご質問ですけれども、滞納整理機構の負担金につきましては、昨年度、当初予算の予算見積り時、11月の時点では、一般会計と国保会計の割合を、件数自体は10件です、10件の引継ぎ。割合を一般会計が45%、国保会計を55%としておりました。こちらについては、令和4年の実績を基に引継ぎ割合を、そのときは仮でということでそのように計上しております。

今回、4月に正式引継ぎを行いまして、その中身が、件数自体は変わらないんですけれども、その引き継いだ税目の割合といたしますか、そちらが、一般会計が39.6%、国保会計分が60.4%ということになりましたので、それで改めて計算、案分をしたところ、一般会計でマイナス7万2,000円、端数の関係があるので、国保会計は7万3,000円の増額ということで、全体としては、分担金としては1,000円の増ということになりますけれども、こちらについては端数調整のためというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（小椋茂明議長） そのほか質疑ありますか。
（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 以上で、議案第32号令和5年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を終わります。

次に、議案第33号令和5年上土幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、27ページから30ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 最後の30ページの需用費として印刷製本費が9万6,000円組まれています。どういう中身で組んでいるのか質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 こちらのほうにつきましては、当初予算を組んだ段階では、OCRの納付書です。

こちらのほうが在庫の部分でちょっと足りるのかなというふうに考えてございました。それが11月頃なんですけれども、そこから実際に利用した数が予定よりも若干多くて、ちょっと足りなくなったりということで、今回9万6,000円を計上させていただいて、追加のOCRの納付書を発注するということの増額分の予算となっております。

以上です。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 予算の中身については分かりましたが、私、当初予算でも聞いたような気もするんですが、来年度から介護保険の見直しを行うことになると思うんで

すけれども、それについての当初予算見ても、今回補正見ても、どういうふうに、例えば策定委員のための経費だとか、そういうことも含めて予算出てこないのかなと思って見ているんで、その辺についてはどうなっているのか質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 こちらのほうの予算は三愛計画、あちらのほうの委員の中で審議していただくということになってございます。

ですから、当初予算では計上しております、三愛計画のほう。

○議長（小椋茂明議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ないようですので、以上で、議案第33号令和5年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑を終了しましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ほかに質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上をもって、議案第31号から議案第33号までの令和5年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第31号令和5年度上士幌町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより議案第31号の採決を行います。お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和5年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討

論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、これより議案第32号の採決を行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和5年度上土幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、これより議案第33号の採決を行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(小椋茂明議長) 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は6月22日木曜日午前10時でありますので、ご承知おき願います。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 5時07分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

6 月 2 2 日

令和 5 年 第 3 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 5 年 6 月 6 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年 6月22日 午前10時00分					議 長	小 椋 茂 明		
	閉 会	令和5年 6月22日 午前11時02分					議 長	小 椋 茂 明		
応（不応）招議員並びに 出席及び欠席議員 出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 務 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	早 坂 清 光	○	7	渡 部 信 一	○				
	2	松 岡 聡 美	○	8	馬 場 敏 美	○				
	3	斉 藤 明 宏	○	9	西 原 正 行	○				
	4	中 村 哲 郎	○	10	江 波 戸 明	○				
	5	田 邊 静 香	○	11	小 椋 茂 明	○				
	6	山 本 和 子	○							
会 議 録 署 名 議 員	4 番 中 村 哲 郎 議 員				5 番 田 邊 静 香 議 員					
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			商 工 観 光 課 長	名 波 透				
	副 町 長	杉 原 祐 二			建 設 課 長	渡 部 洋				
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修				
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗				
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行				
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			消 防 課 長	西 垣 隆 泰				
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実				
農 林 課 長	林 峰 之									

令和5年第3回上士幌町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年6月22日(木曜日)

- 日程第 1 会議案 第 3号 議員の派遣について
- 日程第 2 意見書案第 5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 3 報告 第 4号 株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告について
- 日程第 4 報告 第 5号 株式会社k a r c hの経営状況の報告について
- 日程第 5 議案 第34号 令和5年度上士幌町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 監報告 第 3号 例月出納検査報告について
- 日程第 7 閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

- 議長（小椋茂明議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

- 議長（小椋茂明議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、3番、斉藤明宏議員。

- 議会運営委員長（斉藤明宏議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、6月19日午前9時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議案第3号の上程、説明、採決

- 議長（小椋茂明議長） 日程第1、会議案第3号議員の派遣についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である3番、斉藤明宏議員から提案理由の説明を求めます。

3番、斉藤明宏議員。

- 3番（斉藤明宏議員） ただいま上程されました会議案第3号の提案説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思うものであります。

この会議案については、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同を得まして、委員長であります私が提案者となった次第であります。

会議案第3号は、北海道町村議会議長会が主催する北海道町村議会議員研修会に議員全員が参加すべく、ご提案申し上げます。

本年度の研修会は、7月4日に札幌市札幌コンベンションセンターにおいて、講師には兵庫県立大学理事長の五百旗頭真氏と政治ジャーナリストの田崎史郎氏をお招きして講演が行われるものであります。

議員各位の満場のご賛同を得て会議案をご可決いただき、議員全員が参加をし、研修を深めていただきたいと思うものであります。

以上をもって、会議案第3号の提案説明といたします。

○議長（小椋茂明議長） 本件につきましては、質疑及び討論を省略いたします。

これより直ちに採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することで決定されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長） 日程第2、意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である1番、早坂清光議員から提案理由の説明を求めます。

1番、早坂清光議員。

○1番（早坂清光議員） ただいま上程されました意見書第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

この意見書案は、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会、通称全道林活議連連絡会から、本町議会の林活議連宛てに提案・採択の要請を受ける中で、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員のご賛同をいただき、林活議連の会長でもあります私が提案者となった次第であります。

昨年も同趣旨の意見書案を提案しご採択いただき、国の関係各機関に意見書を提出し

ているものであります。

また、本日開会いたします第2回定例道議会におきましても同意見書案を採択する予定と連絡を受けております。本町におきましても、森林・林業・林産業の活性化促進は大変重要な課題であります。

以下、意見書案を読み上げて提案といたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的の機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能・多様な林層を持続的に発展させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整

備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上でございます。

議員各位のご賛同を賜り、採択いただき提出くださいますようお願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって意見書案第5号に対する質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより、意見書案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（小椋茂明議長） 日程第3、報告第4号株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 報告第4号株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

別紙、事業報告書の2ページ、3ページをご覧ください。

令和4年度第6期事業の概要ですが、10の受託事業及び単独事業が実施されております。

受託事業につきましては、1、起業家支援センターの活用事業、2、生涯活躍機会の創出に向けた人材マッチング事業、3、生涯活躍に向けた人材育成事業、4、まちの生業づくり支援事業、5、健康づくり促進事業、6、上士幌町独自の関係人口づくり事業、7、無料職業紹介事業、8、生活支援コーディネーター業務、9、域内ITリテラシー向上業務、10、ふるさと納税特産品発送及び管理業務。以上、10の事業であります。

そして、独自事業であるチャレンジショップ運営や住民コミュニティ活動の情報発信にも積極的に取り組まれております。

第7期となります今年度、令和5年度においては、第6期に引き続き、生涯活躍のまち 上士幌創生包括加速プロジェクト業務、無料職業紹介業務をはじめとした受託事業に取り組むこととしており、事業計画や売上目標などが示されております。

次に、4ページの株式の状況であります。前期と変更がなく、資本金、株主の内訳など記載のとおりであります。

今期の事業収益、資産につきましては、売上高が前期とほぼ同額の約1億616万1,385円で、営業利益がマイナスとなっておりますが当期純利益は345万3,195円となっております。

続きまして、5ページ、取締役及び監査役の状況、従業員の状況につきましては記載のとおりでございます。

次に、今期の事業実績報告につきましては6ページから9ページに記載のとおり各種事業が実施されております。

ハレタかみしほろへの集客数が当初目標を上回り、まちジョブ（人材センター）の会員数も倍増するなど、コミュニティづくりに向けた町民との交流などを積極的に展開してきているところです。

9ページ、下段、今期会議体等報告であります。定時・臨時株主総会のほか5回の取締役会が記載のとおり開催されております。

なお、事業の打合せのため定例会議が毎月開催されておりますが、この場には町企画財政課担当職員も出席し情報共有を図っております。

続きまして、第6期決算報告書につきましてご報告いたします。

16ページ、17ページ、貸借対照表をご覧ください。

16ページ一番下の資産の部合計、17ページ、一番下の負債・純資産の部合計がそれぞれ6,885万2,455円となっております。

次に、18ページをご覧ください。

損益計算書ですが、売上高は町受託金の6,125万2,541円と、人材センター事業、ふるさと納税事業や独自事業などの売上げ4,490万8,844円を合わせて1億616万1,385円となっております。

売上原価は2,542万2,642円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は8,073万8,743円となっております。

販売費、一般管理費は8,131万5,771円で、営業外収益415万223円、営業外費用4万円

で、当期純利益は345万3,195円となっております。

19ページの販売費及び一般管理費の内訳、棚卸資産の計算内訳、20ページの株主資本等変動計算書、21ページの個別注記表はそれぞれ記載のとおりでございます。

ここで、1ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に、本町としての点検評価につきましてご報告申し上げます。

経営状況についての予備的診断における評価としましては、Aの経営努力は行いつつ事業は継続としております。

次の詳細の点検項目では、①事業の適切性につきましては、Aの適正との評価をしております。コミュニティづくりや各種企画を実施し、年度の目標を上回る集客に結びつくなどの成果を上げている。人材センターの会員の高齢化が進み、担い手確保が必要だが、会員数としては増加が図られており、全体として適切に取り組まれていると意見を付しております。

②赤字を圧縮するために効率経営の自助努力を十分行っているかどうか。③事業を継続するための必要最低限の収支、財務状況を維持しているか。この2点につきましてもAの適正という評価を行っております。

④今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題につきましては、地域課題の解決に向けて、当該会社が取り組むべき事業の在り方について、行政としっかり協議しながら進める必要があるという意見を付しております。

3、その他特記事項につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、令和4年度株式会社生涯活躍のまちかみしほろの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより報告第4号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 何点か質問したいと思います。

まず1点は、今回の評価については、かなり町としては、運営、財政関係を含めて、ある程度の評価はしているなというふうに認識していますが、この会社の在り方とか役割とかという部分が、案外町民にまだ知られていないという部分も結構あるというふうに聞いていますし、何かあそこは何やっているんだろうという、いまだ6年の経過の中で、なかなかまだ理解していない町民があるんだと思います。

いろいろな意味で広報活動したり事業内容のインフォメーション含めて一生懸命やっているんですけども、なかなか実態としては多くの町民に、そういう懸念、懸念では

ないんですけれども知られていないという部分ありますんで、この点、これから、どういうふうにそれを浸透させていくのかなど。ただ、これは私的な見解じゃなくて多くの方がそういう認識していますんで、まずその辺の1点と、それから、非常に多くの委託事業をやっていますし、先般の委員会等でも課題になりました再委託の問題等含めて、特にMY MICH I事業、今回、予算の分もありますけれども、やはりこの検証と関係人口の在り方。関係人口を求めるために、町は一定程度の財政負担をしながら、そういう町と、それから関係人口という部分の1つの人口体制の在り方を検討していると思いますけれども、町も来た人も含めて、その町民を含めて、やはりお互いプラスの効果がないとならんかというふうに思いますけれども、これ3年ぐらいの事業の中でなかなか判断できないと思いますけれども、まずこの2点ほどを確認させてください。

○議長（小椋茂明議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 6期を、この会社の経営が終わりまして、この間も会社の取組については、なかなか町民全体に行き渡っていないという議論は当初から最近に至るまでいただいておりますけれども、せんだっての委員会でもご答弁させていただきましたが、この取組、やはり会社としては町民と身近に接するところでの業務を中心に、これまで一生懸命、町の委託事業中心ですけれども担ってきていただいております。

そういった意味では、我々としても、当初から比べると町民の中にも大分浸透してきているというような認識を持ってきております。これが町民全体のものになるということに関しましては、まだ若干時間がかかるのかなというふうに思いますし、全ての町民が、このまちづくり会社が具体的にどんなことをやっているのかということ、つぶさにはなかなか理解できないところもあるかとは思いますが、関係する取組の中で関係する町民の方々と触れ合いながら、少しずつだとは思いますが、これまでそれなりに成果を上げてきているというふうに認識はしております。

この点に関しましては、いろいろな取組の事業、あるいは成果、こういったものを町民の方たちにもお知らせするような報告会も開きながら、会社のほうもそういった努力もしていただいておりますので、引き続き、会社がどのような役割を持っているのか、地域課題解決に向けてどのような取組をしているのかといったことについては町民の皆さんのご理解をいただくような努力はしていきたいというふうに思います。

また、委託事業の関係、特に再委託のお話もありましたけれども、まちづくり会社のほうで、町からの委託を受けて、一部、その取組の企画あるいは実施に関しての再委託というものが幾つかの事業でなされております。これは会社のほうで全て完結をするということだけではなくて、町民の方、あるいは町内にある事業所、企業の方たちとの連携

によってこの取組を進めていきたいという思いが1つ。それから、専門性を持った事業者、あるいは個人の方にその部分をお願いをしながら、まちづくり会社はその全体の把握をしながら全体の事業の連携をし、この生涯活躍のまちの取組をさらによりよいものにしていくというような役割を持ちながら、その役割分担をしてやってきているということでもあります。

基本的にはしっかりとまちづくり会社はその事業の業務の在り方、進め方については一緒になってやっているということですので、必要な部分についてはそういった形での事業展開、今後もなされていくというふうに理解をしております。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 今の答弁で一定程度の町民と関わりたいという部分もありますけれども、多くの町民とは全部、非常に難しいなというのは僕も認識はしています。

ただ、せっかく町が資本金を貸与をしながら、また支援をしながら対応していますので、少しでも多くの町民にこの会社の在り方、町の課題をここでスピード的に解決したいという大きな大前提を持っていますので、こういうことを含めて、非常に、1つの組織としてはきっちり持続的に対応していかないとかならんとおもいますが、その中でやはり運営、財源の問題ですね、これ。きっと、この財源をどうするかという部分を、将来見据えた中で対応していかんならないし、町としても人材の派遣等含めて、別な意味で補充しながらという対応もありますから、これについて、どうあるべきかという部分で考えていかんたら時代に入ってきているのかなと思っています。

特に僕は、先ほど委員会でもお話ししたようにスマホですか、今、やはり携帯の在り方とかそういうデジタルの在り方についての、最先端の部分で非常に効果的な部分とか人材派遣によって各家庭の対応とか困り事の対応とか、きちんとやっている部分はやっているんですけども、基本的な部分、まちづくりに関する基本的な部分について、まだまだちょっと予算的な問題、それから人材の育成の問題含めて、まず課題があるんじゃないかと思えますし、より、人が、せっかくの会社ですから人が町との対応をどういうふうにするとか、やっぱりそういう部分で、人材をしっかり安定的に確保することがまず当面の課題でありますし、そこに寄り添う町民が少しでも多くなるように対応していく必要もあるかと思えますけれども、この点について再度確認させてください。

○議長（小椋茂明議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 この財源の問題でございますけれども、今現在はこの包括プロジェクト業務に関しては国の交付金を活用してきていると。今まで6年間、今年7年目になりますけれども、あと2年間はその予定をしているということでもあります。

この間も、この交付金と財源の関係につきましては幾度かご質問いただいておりますけれども、町としては、やはりまちづくりとして必要な事業、これをまちづくり会社で、まちづくり会社だからこそ担える事業として、必要な事業に関しては今後も引き続き事業実施をしていかなければならないというふうに認識をしております。

特に、その際の財源に関して、やはり町としては、一般財源をなるべく拠出しないような形を検討していかなければならないとは思いますが、最低限といいますか住民サービスとして必要なものに関してはその財源の確保、一般財源になってもしていかなければならないというふうにも考えてございます。

ただ、その予算規模の部分を含めて、やはり事業のありよう、スクラップ・アンド・ビルドも含めて検討していかなければならないということはこれまでもずっとそういう答弁をさせていただいておりますし、会社のほうとも、そういった形では、新たな課題がどんどころにあるのかということも含めて、事業展開を今後どうしていこうかという議論もさせていただいております。

この事業に関しましては、必要な部分の事業を町としては、町がやれない業務として委託をしていくという、そういったスキームというのは今後も継続されていくというふうに認識されておりますけれども、その事業の必要性についても、当然行政としても検討しながら、議会のほうにもご相談させていただいて予算を計上していきたいというふうに考えております。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 一定程度の、これからまちづくり会社等を含めての対応については非常に必要なことだというふうに僕も認識していますが、できれば、町とか、それから会社が考える部分も当然必要だと思いますけれども、町民としてのニーズを確認するとかそういう場面もこれから必要ではないかと。それに基づいて、町と考え方と政策的な部分と、それから、それを運営するまちづくり会社、町民のニーズにマッチングするとか、三位一体の中でこのまちづくり会社というのは発展的に持続的に発展していくんじゃないかと認識しておりますけれども、やはり町民の意見を聞きながらこの会社とマッチングさせるということも、僕は非常に大事なことだと思いますので、その点の今後の活動の見込みとか取組の考え方について確認して終わっていきたいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 議員のおっしゃるとおりで、言葉足らずで申し訳ありませんでした。

現場で実際に取組を進めているまちづくり会社のほうでも、当然、住民と一緒になり

ながらその活躍の場をどうしていくか、あるいは困り事がどこにあるのか、そういったことは常日頃からそういった取組を展開してきておりますし、その中で、町民にとって何がふさわしい事業なのかということもニーズの把握もしながら、引き続き生涯活躍のまちづくりのために取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 予算で質問しようかなと思っていたんですけれども、今回、再委託の関係と、その方々が、MY MICHIは株式会社、ママのHOTステーションは社団法人ですか、法人になったときに、その独立する、いわゆる独立した場合に、そここの事業があって独自の活動があるときにどう町が関わっていくのかということで質問したいと思っていますが、3年掛ける2で結局あと2年間、今年含めて2年間は国のほうからの委託、補助金ですか、ということになって、その事業書を見ましたら、委託金自体の、国からの委託は約5,000万円ほどでずっと同じ事業を組んでいるんですが、その、MY MICHIとかママステーションとかそういう法人に対する関わり方を整理していかないと、今回補正も出るんですが、言われて予算組んでも、その事業がどんなふうに展開されていくのかと。そのことを含めて、また、予算的にはまた質問したいと思います。その辺の関係をどんなふうに整理していくのか。多分まだまだ出てくるのではないかと思う気もするんですが、その辺がかみしほろのハレタの関係と町の事業との関係についてどんなふうに整理していくのか。

2年たつと、あと今年と来年しかありませんので、その辺でどんなふうに整理するか質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 再委託の事業のご質問でございますけれども、基本的に町といたしましては、町の委託業務としてまちづくり会社のほうに委託をしていると。そこから直接事業を実施する部分、あるいは企画をする部分等必要な部分に関して再委託を認めているというところでございます。

当然、この業務に関しては町のほうも、当然契約も交わしますし、契約の前には、その予算の段階で、どういった事業展開をしていくのかということも検討しながら予算化をさせていただいております。

契約の場合にはしっかりとした仕様も作成をして、この事業はどういう目的でどういう成果を求めているものなのかということは話をしながらスタートを切っております。

また、事業が実施されている段階におきましても、これは町としても当然全てをお任せするというのではなくて、しっかりと取り組んでいただけるように情報共有だとか

打合せをしながら進めてきている実態もごございます。

先ほどもお答えいたしましたけれども、この委託業務の財源についてどうなっていくのかということですが、2か年は国の補助金があるということですが、必要であれば、それは、町としては、一般財源も含めて財源手当てをしながら業務については引き続きやってまいりたいというふうに考えておりますので、この財源につきまして、今後検討が必要ですが、規模等を含めて、改めて、業務がどうあるべきなのか。一方で、また、その民間業者のほうで民間業者としての、ある意味その事業を効率的に運営できるような形も検討していってもらうということもお話をしております。そういった意味では、経費に関しては圧縮できるような形で事業自身が持続可能なものとなるよう、そういったことも併せて一緒に検討しておりますので、そういったことも含めて、必要な事業に関しては財源手当てもしていきたいというふうに思っております。

○議長（小椋茂明議長） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 本件においては、さきの総務文教厚生常任委員会でも活発な質疑が出ておりましたので、これをもって報告第4号に対する質疑を終結いたします。

これをもって、報告第4号については報告済みといたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（小椋茂明議長） 日程第4、報告第5号株式会社k a r c hの経営状況の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 報告第5号株式会社k a r c hの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

事業報告書、資料2ページからの株式会社k a r c h第5期定時株主総会資料をご覧ください。

資料の4ページになります。

事業報告について。

2022年度はコロナウイルス感染拡大が収まらない中でのスタートでしたが、ワクチン接種率の向上による重症化率の低下などにより国民の外出志向が高まるとともに、観光需要の拡大施策などにより観光客の動きが活発化する傾向となっております。

ナイタイテラスの運営につきましては4年目を迎え、コロナ禍の影響を大きく受けた

前年に対しまして入り込み客数、売上高共に前年を大きく上回る状況となりました。

道の駅かみしほろについては、北海道じゃらん道の駅ランキングで、2023年度4位を獲得するなど利用者からの評価も高く、認知度の向上とともに利用者の増加につながっております。

電力小売業につきましては、町が目指すSDGsのまちづくり、エネルギー地産地消の一端を担いつつ、説明会の実施などによりまして契約者数を増やす営業活動を行っております。

事業収益・資産の状況でございますが、2022年度の純売上高は5億2,272万7,764円で、営業利益1,615万8,284円、経常利益は1,710万2,211円、当期純利益は1,228万7,411円、純資産は7,168万8,888円となっております。

株式の状況につきましては昨年度と同様資本金は840万円で、上士幌町をはじめ3つの企業、2つの金融機関で起債の株式となっております。

続きまして、事業計画についてです。

2023年度売上げにつきましては、道の駅かみしほろの運営について、年間入り込みを53万人と想定し、道の駅売上高2億4,012万8,000円を目標としております。

ナイトテラスについては14万人の想定で売上高7,687万円。

電力小売業に関しましては新規契約数を50件を目標に、売上高2億269万3,000円を目指しております。

続きまして、決算報告書の説明となります。

第5期決算報告書の貸借対照表をご覧ください。

記載のとおり、資産の部合計、次ページの負債・純資産の部合計の決算額、それぞれ1億6,047万6,417円で貸借が一致しております。

次に、次ページ、損益計算書につきましては先ほどの事業収益資産の状況にご説明いたしましたが、その内容内訳がこちらとなっております。

次のページ、販売費及び一般管理費の計算内訳、棚卸資産の計算内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。

資料1ページへお戻りいただきまして、上士幌町出資法人等経営状況報告書につきまして、1の出資法人の概要につきましては記載のとおりでございます。

2の上士幌町による点検評価、経営状況についての予備的診断における評価につきましては、Aといたしまして、経営努力は行いつつ事業は継続されていると評価をしております。

①の事業が適切であるかについては、DMO事業を推進する協議体が設立されました

が、引き続き地域の合意形成の下、目に見える形の事業展開に向けた努力が必要としてB評価としております。

②の経営を効率化するための自助努力及び③の事業継続のための財務状況の維持につきましてはA評価としております。

④の今後の課題については、アフターコロナにおいて観光地域づくり法人としての役割が一層期待されることから、その役割を果たすための人員確保を強化し、地域に活力をもたらす取組内容の充実に向けた検討を行政と連携して進める必要があるというふうにしてございます。

3のその他特記事項といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けつつも、国や北海道による観光需要の拡大施策等が追い風となり、施設来場者数や売上げなど昨年を大きく上回る状況となっていると。また、経営努力により5期連続で単年度黒字を計上しており、アフターコロナにおけるさらなる集客も期待されることから、経営状況には問題ないという評価をしてございます。

以上をもちまして、株式会社k a r c hの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより報告第5号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいまの報告の中で、11ページの2023年度事業計画の部分でございますが、かみしほろ電力の売上高の目標でございますけれども、先ほど言い間違いがございました。売上高2億2,693万5,000円を目標としていますので訂正させていただきます。

○議長（小椋茂明議長） これより報告第5号に対する質疑を行います。質疑ありますか。
10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） 今、課長から津々説明いただきましたが、これは委員会でもいろいろ議論もあったという認識しております。

非常にk a r c hもいろいろな意味で頑張っていて、いろいろな工夫しながら人員の削減を行ってきたり、メニューの改善とか直営から委託とか、いろいろな意味で対応しているという部分もありますし、一定程度の商品開発に向けても努力しているんだろうと思います。

ただ、この会社は地域の観光商社という部分でDMO、2019年には候補DMO、そして22年でしたか、については登録DMOですけれども、僕はこの、町が期待する部分はきつとこのDMOの活躍ではないかなと認識しています。どのような形で今、対応する

かという部分についても、まだ地に着いていないという、ありますけれども、DMOドットネットを含めてどういうふうにするか。これも運営するためには、やはりある程度地域観光に対する主導性と、町民とどう結びついていくかとか、そういう意味で、このDMOの地域で稼ぐ力、これすごく期待される部分だと思いますけれども、なかなかまだ見えていないという部分ありますし、評価についてもB評価という部分で、やはりこれを課題にしているなと思います。

より一層、地域の観光からいろいろな意味で、アクティブな部分含めていろいろな地域の観光関係等を含めてどう稼いでいくか。それはやはり目途づくりをするのがこのDMOの役割だと思いますけれども、評価はBという部分ですから一定程度の評価に近いなというふうに認識しながらその課題をどう克服するかという。概要でよろしいですから、やはりこのDMOの在り方、再度見える化してほしいなと思いますけれども、これについての1点だけ確認させてください。

○議長（小椋茂明議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 DMOの課題ということで、我々ももっと見える形でという活動を期待しながらB評価とさせていただいたところでございますけれども、議員おっしゃるとおり、いわゆる稼ぐ力、地域の観光の稼ぐ力、それから主導性というところでございますけれども、DMOを継続的に将来にわたってどうやってつくり上げて運営していくかという課題につきましては、やっぱり人材の問題、それから財源の問題、マーケティング力の問題、こういった3つがあるというふうに我々は認識をしております、マーケティングの問題でいきますと、地域の消費に連動する自主事業をDMO自らをもってそれをつくり上げたり商品化しているというところが必要だというふうに思っております。そこが、自主事業がちゃんとできれば、財源的には確保できていくのかなというところで、現状の補助金等に頼らないような体質をこれからつくり上げていくのが目標であるかなというふうに思っております。

そういった自主事業をつくり上げていく中でどういった人材が必要なのかというところが見えてくると思いますので、その部分の人材確保に向けてこれから努力をしなければいけないというふうに思いますので、こういった3つのものが継続的に回っていくというところが理想でございます、そのためには、短期ではなかなか難しいというふうに思っておりますので、町民の皆様の1つの大きな目標でございますガイド育成みたいなところをこれから中長期にわたって育成していったら、そういったところで事業展開できればというところを町としては目標としてございます。

以上です。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） ぜひ、課題をしっかりと確認しながら、どう観光全体に結びつけるか。そんな意味では非常にいろいろな、本町においては魅力化されている部分があるんですけども、ちょっと掘り起こしがまだ足りないとかそんなところがありますし、そこに来てくれる、これからインバウンドもあるかと思えますけれども、いろいろな意味で今の課題を、町民の意見も聞きながら知恵も借りながらやっていくことも僕は必要ではないかと思えます。

そんなことを含めて、将来にわたるどのようなまちづくりをしていくかという部分で、当然考えていかんたらん部分はあるかと思えますけれども、これからについては、やはり本町のよさ、これを再認識どうやってするかという部分等を含めて、考えていくとしたら、きっとこのDMOに関わらず、本当に町の魅力が見えてくるのかなと思えますから、もう少し掘り起こしはどうするか。こういう全体的な協議をどういうふうにつくっていくかという部分を含めて、それからDMOドットネットだけでなく、それもまた取り巻く、意見を聞く場もしっかり持つことによって、僕は底辺拡大になるんじゃないかと思えますから、その点含めて、ぜひ対応していただきたいという認識しながら再度確認していきたいと思えます。

○議長（小椋茂明議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 インバウンド関係、かなり観光の消費活動活発化してきて、短期的にはこういったところが非常に重要になるのかなというふうに思っています。

そういったことも含めて、このDMOの中のKAMI SHI HORO. net、その中に部会が3つございます。そういった中で皆さんの意見を交換していただいて、それを実現できるような形でというのが一番望ましいのかなというふうに思っていますし、その部会のほかの町民の方々の意見も積極的に取り入れていきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、そのDMOの役割というのをもう少し皆様に見える形で動きができればというふうに考えてございます。

○議長（小椋茂明議長） 10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸 明議員） この本社、k a r c hの財源、売上げの部分では電気の小売、これが40%ぐらい占めています。これから電気の小売という部分についても非常にほくでん、それから北ガス等、それでk a r c hという部分の価格についても非常に不安定な部分、まだ見えない部分もあるかと思えますけれども、やはりこの電気の小売事業をしっかりと対応していくという部分も、地域に還元する1つの財源になるというふう

に認識していますし、売上げも、さっき言ったように40%ぐらいを占めていますので、収入の。そういう部分でこの売上げについては独特の販売体制といますか、やっぱり地域に少しでも浸透して、電力の地産地消を含めて対応していくことも安定したk a r c hの運営につながるかと思えますけれども、先般の中でも電気については非常に先行き不安定という部分も聞いていますので、ここら辺については、しっかり対応することによって安定的な財源収入、売高プラスアルファ、財源収入になるかと思えますけれども、ここら辺についても一定程度町民に少しでも対応できるような体制づくり、再度これについて確認したいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 先般の委員会の中でもお話がございまして、k a r c hのほうからも、ほくでん、北ガス、k a r c hの運営状況について、先行きなかなか状況が難しいという話をさせていただいたところでございます。

そういった中、やはり町民の皆さんが少しでもメリットがあるというところをPRしてきてはいるんですけれども、なかなかまだ浸透し切れていないというところがございますので、説明会も開催してやってはきてございますし、町のゼロカーボンの政策と併せて、もし説明会等の場面があれば積極的にk a r c hと一緒に取り組むように、k a r c hの電力部門で取り組むようにということで、会社のほうにはそういうお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小椋茂明議長） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） こちらにおきましても、さきの産業経済建設常任委員会で活発な質疑が出ておりますので、これをもって報告第5号に対する質疑を終結いたします。

これをもって、報告第5号については報告済みといたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長） 日程第5、議案第34号令和5年度上士幌町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第34号の令和5年度一般会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正総額は1億4,058万円の追加補正となります。

補正後の予算規模は、一般会計及び3特別会計並びに2企業会計の総額で117億6,631万5,000円となります。

それでは、議案第34号一般会計補正予算（第4号）のご説明をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,058万円を追加し、総額を94億2,571万5,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表のとおりであります。

次に、歳出のうち追加補正の主なものといたしまして、7ページの款議会費、事務局管理経費322万3,000円、款総務費、生涯活躍のまち 上士幌創生包括プロジェクト事業500万円、款衛生費、新型コロナワクチン接種体制確保事業860万6,000円。

8 ページ、款衛生費、生活系生ごみ減量化等推進事業639万7,000円。

9 ページ、款農林水産業費、麦・大豆生産技術向上事業6,182万5,000円、款商工費、北海道バルーンフェスティバル開催事業5,550万円などを追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正内容についてご提案申し上げました。よろしくご審議賜りご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありますか。

6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 歳出の7ページの生涯活躍のまちに500万円の委託事業ですけれども、国からの補助金見ながら調査するための委託のお金だと思うんですけれども、その調査結果が出たときに、町がそれに対するその後の事業ですね、どんなふうに関わられていくのか質問したいと思うんですけれども。

中身によると思うんですが、MY MICHIの独自事業になりますのでその辺の関わりがどうなっていくのか。もし今年度調査結果が出たときに、実際この包括プロジェクト事業の関係は、国からは来年しか取りあえず補助金の概要にないと思うんです。その辺について質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 今回の委託追加補正後の業務に関しましては、来年度以降、次年度以降の取組についての検討あるいは調査、事業実施に向けての準備という形で進め

てもらおう予定としております。

その大きな目的の1つとしては、このMY MICHIの事業を含めて、この関係人口の取組を持続的に継続して事業が展開できるような形で進めていくためにはどうしたらいいだろうかというところの検討をしていきたいというふうに考えております。

1つとしては、参加者からの参加料、これがある程度増加していくことで財源的なものを圧縮できないかだとか、そのために、それに向けては事業自体の魅力度アップ、ブラッシュアップを図っていくということ。あるいは、参加者、今は若年層を対象にしているものを、もう少し幅を広げてもう少し参加者を拡大していくことが事業を幅広くやっていくことになるのではないかと。あるいは、その事業が、参加者が事業展開を終わった後に、この町で引き続きしっかりとこの町との関係をつくっていくためにどのようにしていったらいいだろうか、そういった項目に関していろいろと検討していただくということにしていますので、その後、財源も含めてこの検討が生きてくるというようなことで業務が進めていけたらというふうに考えております。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） MY MICHI事業としてハレタの中でやったのは多分1年ぐらいだと思う。その次は、株式会社になりましたので委託事業に、再委託ですか、なったと思うんで、その6年ぐらいですか、7年ぐらいですか、それ一回、総括といいますか一回整理したほうがいいのではないかなと私は思っています。

町民の方、なかなかこの事業を知らない方も多かったりとか、個別には、農家に行ったりあそこに行ったりといろいろな経験をされて、上士幌に魅力を持って、もちろん定住している方もいますけれども、その全体の事業の中でどんなふうに町との関わりがあって、関係人口も含めてどんなふうに、この6年ですか、6年、5年、ちょっと、今年数がはっきり確認できないんで、その辺も含めて、総括をして、さらに、それ、どう進めていくかと検討していかないと、1人2人人口増えたとかそういうことじゃなくて、町の中でこのMY MICHIの事業、どんなふうに生かされているのかということをやっぴりきちんとまとめてから次年度の、来年度以降の事業をどうするかを検討すべきだと私は思っているんですが、その辺質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 具体的にこのプロジェクト事業に関しましては令和2年度からスタートをしております。

ただ、ご承知のとおりコロナ禍にありまして、思うような回数を重ねて来られなかったというようなことになっておりまして、令和2年、令和3年度と1期ずつの事業実績

になっております。

令和4年度、昨年ですけれども4期の事業展開ができた。20名の参加をいただくことができました。これにつきましては、一部再委託も含めて事業実施をしてきたということでございます。

当然、先ほど申し上げました業務につきましては今後に向けての展開ということで、この後どうしていったらいいんだろうかということの意味合いでの業務をしていくということになりますけれども、もう一つ大きな意味合いとしましては、今回、この事業、あるいは事業主体である企業に対して財源をご寄附ということになっております。ご寄附をいただいた寄附者の意向といたしましても、しっかりと事業が展開できるように、この町での事業主体がしっかりと体力をつけながら持続的にできるような形、そういった形で事業が展開できるようなことを望んで、そういったことに対して支援をしたい。町としてもそれを受けまして、持続的にやっていくためにはどうしたらいいんだろうかということで業務の組立てをしながらそれを委託をしていくというようなことにしておりますので、今後、その交付金の話先ほど来ありますけれども、交付金が、申請期間が終わった後もこの事業が継続できるようなそんな形を今後組み立ててまいりたいというふうに思っております。

○議長（小椋茂明議長） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 質疑がありませんので、これをもって議案第34号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより、議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎監報告第3号の上程、報告

○議長（小椋茂明議長） 日程第6、監報告第3号例月出納検査報告についてを議題とい

たします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員により報告の説明を求めます。

根本代表監査委員。

○根本広実代表監査委員 監報告第3号例月出納検査報告について、その結果をご報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして実施しているものでございます。

今回の報告は、令和5年3月分から5月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象につきましては、一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納状況でございます。

提出されました各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果につきましては、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたことをご報告申し上げます。

以上、監報告第3号の監査結果報告といたします。

○議長（小椋茂明議長） 代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧をお願いいたします。

以上で、監報告第3号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（小椋茂明議長） 日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がございました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小椋茂明議長） 以上をもって、本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

令和5年第3回上土幌町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が6月6日から17日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

以上をもって、令和5年第3回上土幌町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時02分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員